

秋 田 県 公 文 書 館

研究紀要

第十五号

学館における学問受容の制度的環境

—秋田藩教学制度の再検討— ……金 森 正 也… 1

秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について

—「郡制」下を中心として— ……柴 田 知 彰… 21

『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』成立に関する史料群

……………畑 中 康 博… 41

資料紹介「梅津忠宴日記」 ……加 藤 昌 宏… 61

彙報

平成21年3月

学館における学問受容の制度的環境

——秋田藩教学制度の再検討——

金森 正 也

はじめに

後期藩政改革において政策主体として活躍する官僚層が、どのような条件のもとにおいて形成されてくるのかを検討するのが、この小論の課題である。藩校が実務的能力にすぐれた人材の育成に大きな役割をはたしたことについては、藩校および教学政策に関する加藤民夫氏の業績がすでに指摘しており、筆者もまた、寛政改革における人材登用という観点から、「改革派官僚」の形成とその政治的動向を論じたことがあった^②。

しかし、藩校が人材登用という目的をもって開設されたとしても、そのことは、必ずしも結果として輩出された「改革派官僚」の歴史的特質を当初より見通したうえで、そのような人材を育成したということを意味しない。実務的能力にすぐれた人材という限りにおいては、従来の体制的秩序と矛盾するものではなく、その意味では藩

校の設置に代表される教学政策も、藩体制の秩序維持に相応した改革というべきである。

しかし、現実に藩校明徳館から輩出した官僚層は、藩政の首脳部を批判し、旧来の秩序との対立を辞さない姿勢を示すという点で、大きな特徴をもった^③。儒学が旧来の秩序を維持する方向で機能したという一般的な理解からすれば、藩校が当初よりこのような人材の育成を目的としていたとみることは、やや短絡にすぎるのではない。むしろ、そのような歴史的人格の形成は、藩校内部の学問受容のあり方それ自体に求められるのではないか、というのが本稿の問題関心である。そのような視点にたつて、あらためて藩校における制度的環境を見直すことを、この小論で行いたい。

そのような意味で、近年の近世後期儒学に関する諸研究が、政治とのかかわりにおいて儒学が積極的な意義を担ったことを指摘している点が注目される^④。とくに真壁仁氏の業績は、政治展開においてはたした儒学の役割の重要性を明らかにし、その停滞したイメージ

を一新した。^⑤ 本稿も、この真壁氏の観点に教えられるところが大きかったことをまずお断りしておかなければならない。

一 学館体制の成立

(1) 学館創設時の問題点

秋田藩の藩校（以下、学館と称する）は、寛政五年（一七九三）八月十九日の「被仰渡」^⑥をもって本格的に始動する。よく知られているように、学館設立のねらいを「猶学問之力無之候而は時務二達兼候儀も可有之」と述べたものがこれである。そのうえで、①十六歳以上で番入を希望する者に対して「大学」「中庸」「論語」の素読吟味を課すこと、また武術稽古の流派などを申し出ること、②祭酒講釈の日には、都合を繰り合わせて必ず出席をすること、③講日のほか、諸書の会読会を設定すること、④学館勤学を二十名とし、それらには筆墨料を合力すること、などの規定があわせて「御条目」という形式で布達された。ここにおいて、学館の目的が明示され、また学館経営の基本的制度の支柱が出揃ったのであり、その点で実質的にはこの「御条目」をもって秋田藩学館制度の基本法令と考えることができる。また、それより数日前の八月一日（いわゆる八朔）には、学館の諸役が決定され、祭酒をはじめとして、文学・助教（各一名）・教授（三名）・同並（二名）・勤番（十一名）が明示されている。

秋田藩が学館設置の意向を明らかにしたのは、寛政元年のことであり、その間学館に関する通達がまったくなかったわけではない。しかし、寛政元年および二年は、学館の設立やその落成を伝えるのみで、運営自体については見るべき内容はない。寛政四年には、各地の組下給人より学館勤番役を選出すべきことが布達され、また前代藩主の侍講でもあった中山文右衛門による「大学」講釈の実施が伝達されている。しかし、この段階では学館運営の細目についてはいっさい示されていない。また、「御学校御用懸御役人より御講釈所と可被唱候哉之趣御伺申上候所、御国内之事故御学校と御唱可被成被仰渡候」（「亀」四月二十二日）というように、その呼称すら決定しておらず、しかも係役人よりその呼称について「御講釈所」でよいかという旨の質問が出されていることからすれば、この段階では「講釈」以外の指導方法は考えられていないものと推測される。

それでは、寛政元年に学館の創設が発令されたのはなぜか。それは、この年が九代藩主佐竹義和の入部にあたっていることによる。難問が山積みであった宝暦・天明期の混迷を克服すべく期待された藩主の国入りを象徴する施策が学館の設立であった。さらに、寛政四年になって実質的に学館が始動（講釈開始）したのはなぜか。それは、義和の親裁の開始が寛政四年であったからである。すなわち、学館こそは、新藩主の新政を象徴するものとして位置づけられた政策であった。領内一統にわたって教学を指導する立場にある存在、それは藩主以外にはありえないという理念を、一門を含めた家臣団

に認識させること、これが学館設立の第一の課題だったのである。

それでは、あらためて寛政五年の「御条目」が出されたのはなぜか。それは、江戸在住の折衷学者山本北山の影響である。北山は寛政五年の六月十六日に秋田入している。ただし、それ以前よりすでに学館では中山文右衛門による講釈が実施されていた。学館御用係の留書⁷⁾によると、聴講者は、一月十七日二五六人、同二十七日一九七人、二月七日一四三人、同十七日二〇〇人余、同二十七日一四〇人程、三月七日一六六人、同十七日一八八人、同二十七日一八〇人、四月七日一三八人、同十七日一三〇人、同二十七日一一四人、五月七日一四五人となっている。したがって、講釈の継続ということに限れば、とりたてて問題が生じていたとは思われない。このような中、同年六月二十二日、「此度山本喜六被指下候二付、御学校之事等も御相談被成置候」とあるように、江戸より秋田入りの山本北山に藩は運営についての意見を求めた。このとき、「素読等相授候人物」として十三名が書き出されているが、そのなかに平井良蔵・細井兵吉・熊谷庄助・信太惣助・糸井伊兵衛の名が見える。先の「八朔」の学館人事において、平井と細井は教授、糸井は教授並、信太は勤番に登用され、また熊谷は寛政十一年に学館教授となっている。このことから、明らかに先の「八朔の人事」には北山の指導が反映されていることが指摘できる。したがって、寛政五年の「被仰渡」自体もまた、北山の指導をふまえた学館改革と位置づけることができる。そして、これが以後の学館制度の基調となる。

(2) 学館制度のネットワーク化

秋田藩の教学政策の目的は、佐竹義和の新政を象徴的に示すところにあると述べたが、それは学館を核とする中央集権的な体制の構築となつて表れる。学館の設立以降、寛政十一年に至るまでに、藩は大身給人の居住地七か所に郷校を設置する。秋田藩は、その成立当初より領内要地に一門・大身を所預として配置したが、彼らに対する理念的な側面での高圧的な姿勢が、同藩の教学制度の大きな特徴である。そのことは、郷校設立以前に、書院教授取立の指示となつて示される。まず次の史料をみてみたい。

(前略) 是迄ハ学問之儀指而御取立之義も不被仰渡候故、自今は組下給人之内学力有之者ハ書院教授と申名目二而会日建置、於表座敷二講習可致旨被仰出候、各人物之儀此表二而難指考候得共、別紙名前之者学力も有之由相聞得申候間、其御方御指支も無之候ハ、書院教授可被仰渡候、其レとも御指支有之か又は右之者より学力相優候者も有之候ハ、被相任候儀二御座候、何分御吟味次第被仰渡候上名前被仰達候様二致度候、書院教授相務候組下八組頭並二御取扱可被成候、為合力年々銀沓枚ツ、可被下候間、此旨共二被仰渡可申候、講釈等相成兼候ハ、右会日二は何書成共会読為致、教授之者指南致候様二可被成、講書・会読書共二何月何日より何書相始、何月何日相終候旨、年々十二月中書付二而御学館迄可被指出候、右可申達如斯御座

候、貴殿弥御堅固御務可被成珍重令存候、恐惶謹言^①

これは、寛政五（一七九三）年八月、湯沢居住の南家に宛てて出された足田斎以下家老四名の連署状である。所預の屋敷において組下給人を書院教授として取立て、学問奨励の場とせよと指示されている。また、講書・会読について学館への実施報告を義務づけるなど、学館の位置の高さ・重要さを印象づけるものである。

さらに翌六年には、領内の所預支配地へ小野岡織江・金宇平治を派遣し、その学問取立てに関して具体的な指導・徹底をはかっている^②。この通達の宛所は、佐竹主計・佐竹左衛門らの十箇所であり、いずれも所預ないしは各地の組下持給人である。この時、金は学館文学、小野岡は助教であった。その通達のなかで、「学問之儀」と限定しつつも不明な点については直接学館の指示に従うべきことが述べられ、「学館重役之面々ハ支配同様」とされていることは、学館の位置づけを考えるうえで示唆的である。

そのような意味でさらに注目しておきたいのは、次の史料である。

一、於郷校講釈之節、此方様江御文台并寒気之節ハ御火鉢可被指出と申義は、於御屋敷講釈之節ハ御見台・御煙草盆被指出候様承候得共、御学館江屋形様被為出候而御講釈之節も御見台・御煙草盆ハ不被指出候故、右之通ニ可被成置の事

一、講釈始メ終之節御一拝可被成と申儀は、於御学館屋形様御一拝被遊候事故右之通ニ被成置へくと申義、且御講釈致候者へ之御礼ニは無之、御書物江之御礼之事の由の事

（一か条略）

一、講釈之節此方様御脇指御取可被成と存候、御学館ニ而屋形様御講釈之節は御脇指御取被遊候事故右之通ニ可被成置と申条の事

一、郷校之門前ニ而御下乗可被成置と存候、於御学館屋形様御中門之前ニ而御下乗成置候御事故、右之通ニ可被成置と申条の事

右之通ニ而御学館之通之由の事^③

これは、寛政十年に北家宛に出された通達である。各条とも郷校における所預の所作のあり方を規定しているが、その根拠は、学館において藩主がそのような儀礼をもつて行為しているという点にある。郷校は、たんに組下給人が儒学的知識を習得する場であるだけではなく、一門や大身給人が、藩主の意思のもとに一定の儀礼を強制される場でもあったということを象徴的に示す通達といえよう。こうして、藩主権力が、一門や大身給人とは異なる、より高次な権力になう存在であることがあらためて確認されることになる。それを、たんに理念的な問題にとどめず、具体的な制度として領内郷校に扶植し、ネットワーク化していく役割をはたしたのが、提学と督学であった^④。

（3）提学

提学は、毎年学館教授が各郷校を訪問し、その地の在方給人の指

導を行う制度である。その実施については、「大館郷校取立方自然懈怠弛候様二相聞へ候、会日出席之面々も連々無之由^⑬」という状態がその背景にあった。郷校教授として取り立てられた者は別として、一般人には、学問を積極的^⑭に志そうとする意思は少なかつたというのが実状であつたろう。提学は、そのような状況への改善を意図するものであつたのである。

享和元年（一八〇一）に学館教授となつた野上国佐は、翌二年七月、初めて院内および湯沢郷校の提学を命じられる。院内郷校に到着した野上は、ただちに講釈の題材について郷校教授らの相談を受けるが、野上は、「講釈之義は十郎殿御頼二無御座候得ハ不相成」と答えている。つまり、野上は、学館の方針として、講釈で取上げる題材は、所預からの依頼によるという形式を取るべきことを主張したのである（「十郎殿」は、院内の所預である大山氏）。しかしこれに対する郷校教授の申し立ては、そのような指示は受けていないというものであつた。そこで野上は、この件を所預に相談することを提案するが、それについて郷校教授たちは「教授と十郎殿とハ兼而御聞及有之通故、内談仕候而ハ却而不宜候」という理由で反対し、「上より被仰渡候事二候得ハ無他相済候故、左様仕度」と、藩が上意として決定することを望んでいる。所預と郷校教授との微妙な関係がうかがわれる。そのため野上は、史記会読会には参加しながらも、講釈については藩の指示を仰いだ。しかし、藩からの指示も、「十郎殿御頼被成候御心得二て御座候も難斗」として、所預からの

依頼によることが望ましいとの立場をとり、所預の家臣を通して調停をはかるにとどまつた。そのため、野上は院内郷校での講釈を行わず、湯沢郷校に移っている。

ところが、湯沢郷校においても「着之上教授何書何日より講釈可相始候や之由申聞候故、院内之通挨拶二及候所、是迄一切覚無之由申候」とあるように、同様の問題が生じた。野上は再び学館に指示を仰いだ^⑮が、今回の学館からの通知は、「此度ハ前後二不拘講釈可致由二御座候」というもので、野上はこれによって、二十七日より「孝経」を講ずることを、所預である南家に伝達している。院内郷校での問題を受けて、続く湯沢郷校については、即決で学館が「上より」講釈の実施を通過していることが重要である。ここにおいて、提学は明確な内容をもつものとして確立した。

享和三年四月に実施された大館と十二所郷校の提学、および翌文化元年の角館郷校における提学では、右のような問題は生じていない。前者の場合、五月十九日に大館に到着、二十二日から論語の講釈を行い、六月十九日に十二所郷校に移動、二十二日に論語を講釈し、この時は所預も臨席している。後者では、論語講釈日が六日・十六日・二十六日、会読会が全七日、他に詩会と文会が行われていることが確認される。会期はいずれも三十日で、内容はほとんど学館のミニチュア版といつてよい。このようにして、学館の教学システムが、各郷校においても確立していくこととなる。

(4) 督学

督学は、学館教諭の上位にある助教や文学による郷校訪問指導である。ただし、教授による提学が毎年行われたのに対し、督学は不定期であつた。しかし、その実施にあつては一定の判断材料があつたと考えられる。文政七年（一八二四）に野上国佐が督学を命じられたさいの通達には、

学長諸郷督学之義ハ折々被差遣候御規定候所、寛政年中御学創間もなく「御学創翌三年寅年也」文学金卯平治・助教小野岡織江被差遣候得共其以来久敷打絶（割注略）、去ル文化十三年北村平四郎詰役支配二而督学被仰付、仙北・下筋へ罷越候以来既二九ヶ年二相成候（一）内は脇注

とある。これによれば、これ以前の督学は、藩校が落成した翌年の寛政三年と文化十三年の二度実施されただけであることがわかる。これ以後については、野上の「祭酒日記」から天保六年と、同十三年の実施が確認できる。寛政三年のものは、書院教授指導を目的としたもので、すでに述べた。文化十三年は、九代藩主義和が死去した翌年である。右の通達が出された文政七年は、十代藩主義厚の入部の前年にあたる（野上自身は体調不良のため、翌八年二月に督学を勤めている）。天保六年については、「一昨年凶作二付（中略）学問も荒候筈^⑥」とあるように、いわゆる天保飢饉の事後にあつてい

る。そして、天保十三年は、学館焼失のあとである。

このようにその時期を確認してみると、いずれも学問の問題に限

定されない藩政全体に関わる重大事項との関わりで督学が実施されていることがわかる。すなわち、督学は学問奨励だけではなく、重大事にあつて領内要所の巡察を行い、精神的側面から家臣団の統制を強化する役割をもつていたといえる。その意味では、藩権力の意思を伝達する意義をもつものであり、提学よりも公儀性の強い役割をもつていたといえよう。

文政八年の野上の督学から、その内容を見てみる。最初の訪問先は、松山郷校で、二十二日間の滞在である。この間、「孝経」の講釈を三回、「史記」の会読会を五回、詩会一回を行っている。講釈にはその土地の所預多賀谷氏も参列している。さらに所定の講釈とは別に多賀谷の依頼を受け、「内講」というかたちで、多賀谷の屋敷内で特別講義を行い、希望の組下給人たちも参列するという盛況であつた。また会読会も、「今日史記会読始り、下総臨席、議論も相応二有之候」という記述に見られるような盛会であつた。次は能代であるが、ここは郷校が設置されていない土地であるため、四日間と短期間である。続いては大館で、二十二日間の滞在である。その間、講釈（「大学」）が三回、「史記」会読三回、「左伝」素読二回、詩会二回であり、このほか、所預の依頼を受けて特別講釈を行っている。最後が十二所で、二十二日間の滞在である。講釈（「中庸」三回、「史記」会読四回、詩会一回であるが、同地の所預である茂木氏の依頼により、その屋敷内で「大学」の講釈が三回行われており、組下給人も参列している。

提学との大きな違いは、学業御試が実施されていることである。すなわち、督学実施に先立って、教諭を迎える各地には、「御試之本数、三本也壺本也、ヶ条も三ヶ条也五ヶ条也、其所之振合次第、此方付添教授へ其所之教授壺人立合試候事」という、御試を実施する旨の通達が出されている。その具体的な内容までは不明だが、素読御試にとどまらず、三題ないし五題の口頭試問などが行われたものと推定される。実際、松山では十二名、大館では十五名、十二所では十六名が受験しており、被験者は勤学与勤番からなっていた。御試は、その地の督学の終了近くに行われ、その結果が発表されたのち優秀者の表彰が行われて宴席となった。もちろんこれは、学館御試と同等の位置づけを持つものではないが、各地の学生にとつて優秀と認められることは、賞与として与えられる物品以上の価値を持ったものと思われる。以上のように、「提学」と「督学」を通じて、学館での学問受容のあり方が、そのまま郷校にまで拡大・施行された。当初、それほど積極的ではなかった組下給人においても、成績優秀な者は所預の組下支配を抜け、久保田在住を許可されるなどの優遇措置がとられるようになると、彼らの学館への寄宿願いも増加していく。

それでは、その中心となった学館では、どのような指導と学習が行われていたのか。次にこの問題を検討していきたい。

二 学問受容の制度的環境

(一) テキストワーク

学生に対して、実際にどのような指導が行われていたのか。このことを具体的に示す史料は案外に少ない。まず以下に三つの史料を紹介しよう。¹⁷⁾

〔史料A〕

- 一、参学之者出席此迄五日已上闕席之者御届致候筈之処、此後ハ三日以上之不参ハ右之訳柄教授役前之者江相届ケ可申事
- 一、出席幞役前之者取扱候間、日名前相印可申事
- 一、御講日并御会日出席相成丈繰合可罷出、若罷出兼候訳柄有之候ハ、右之次第相届ケ可申事
- 一、定役之者日々出席相成かね候とも、御講日并御会日二は繰合出席可然候、若出席相成兼候ハ、御届ケ右同断、夫共指懸り候御用等二而出席不致候ハ、翌日二而も御とゞけ可致事
- 一、勤学之者兼而被仰含候通日々無懈怠出席可致、若無拠訳柄在之候ハ、右之次第可相届、出席帳同前

〔史料B〕

- 一、学庸・論語畢而五経其余ハ指図次第
- 一、読跡忘候者立返り為読候事
- 一、毎月十六日・晦日闕席調候事
- 一、半月之内五度闕席候て教授一ト通申含、又々右之通二て学長

被申合、若承知無之者ハ親類之内及催促、屹度御取扱被成候事

一、読畢り別書江移候ハ、役前教授へ被相届可申候事

一、復習之節素読之段二一念一卷を以て復可申候事、若忘候者ハ覚候迄幾度も為復読可申事、夫共少し之忘は格別事

一、復習御会ハ公用・病氣たり共御届可致事

「史料C」

一、朝々読書は学庸之面々白文之書にて一行位「字数二十字程」、論語は二行位「四十字程」、書詩之輩ハ四・五行より半丁迄「二百字程」句^マ豆を授候而、猶強記之輩へハ右定之字数暗誦を為致候而後跡を相授可申候（「」内は割注）

一、放逸之輩は学長出勤迄不下置候而、学長之指揮を得呵責可致候、仍而右之輩於有之ハ教授朝番江可申聞候

一、怠之者ハ其親へ被仰渡候而ハ是又調置候様二被仰含候

一、教授老人、勤番代り合共四人并勤学は式人、在勤学半員充出席、読書を授候事

但勤学は此末浪人にても御試なしに御取扱可被成旨被仰渡候
一、毎日出席は巳刻より未刻迄、若巳刻出席無之輩は其旨書印解怠二取扱可被成候

一、諸会も前々之通巳刻二仕度相始候間、此旨相心得候様に。

一、巳刻より未刻迄ハ局之戸を発き置候様、未刻より後は局々へ退き候而不苦候

一、在勤学は局江老人充残候而、其余は御読書之間へ惣臨席

（下略）

Aは、寛政六年五月二十一日付で、「今日参学之者江申渡左之通」として出されたものである。参学は、「勤学之外日々御学館江罷出御書物拝見仕候は自今参学と唱候」（「亀」寛政五年）とあるように、本来勤学と区別され、学館の蔵書の閲覧を許可された者と解されるが、Aによれば、欠席についての規定が厳正化され（一・二条）、講釈日や会読会への出席が義務づけられていることがわかる（三・四条）。これは、もちろん正式な勤学生にも適用された規則であつたろう。

Bは、その翌日読書生を対象として布達されたもので、ここでも欠席についての規定が厳しく定められている（三・四条）。また、読むべきテキストが大学・中庸・論語から五経へと段階的に設定され（一条）、教授はその進度を把握しつつ適宜指導を行い（二・五条）、復習会なるものまで設定されて知識定着の徹底化がはかられている（六条）。つまり、参学も読書生も、たんに学館の利用を許可されたものという程度の存在ではなく、勤学の候補生というべき位置にあつたといえる。また、年齢が低い読書生については、二条・六条めに示されているように、徹底したテキスト内容の反復練習による習得が義務づけられているのが特徴である。

Cは、寛政七年十一月に「御学館中江」として出されたものである。最も注目されるのは、第一条である。これによれば、白文を読

み下すことが課題として与えられ、またそのテキストによつてこなすべき行数まで規定されている。記憶力に優れたものについてはそれを暗誦させ、さらに次の課題を与えるものとしている。四条めで勤番も読書会に参加すべきことが指示されているが、とくにここでは、教授を中心として勤学生と勤番を配置する学習体制がとられつつある点に注意したい。これについては、項をあらためて述べる。正規の学業の時間は巳刻から未刻までとされているが（五条）、冒頭に見えるように、早朝学習というものがあり、勤番なども参加して読書会が行われ、それ以外の時間でも寸暇をおしんで読書することが義務づけられていた。

また、詩会については、

詩文会ハ、題韻ハ文学・助教両先生の局にて被召出候間、同処より受取り局々ニ相作り、其晩の内両先生之局へ可被差出候、其節御添削御取立被成へく候旨被仰渡候¹⁸

という規定がみえる。これによれば、学生は文学・助教より題を与えられ、それに添つて詩作したものをその日のうちに提出し、添削を受けるべきことが定められている。

以上から確認できることは、学習の内容としては、論語・中庸などの白文の解説・暗誦・詩作およびそれらについての添削、指導形態としては、講釈のほか、輪読・会読が行われたということである。つまり通り一片の講釈だけではなく、儒学の古典について、読み、書くことが、細かなカリキュラムに則つて指導されていたのである。

（2）諸学生の教授附属制

前項において教授を中心とする学習体制がとられていることを指摘したが、このことが明確に制度として導入されたのは寛政十二年である。

一、往古大中小之経被相分候ニ被准、五経并周礼・儀礼一経ツ、被相分取立可被仰付候、一経宛被相分候共四書孝経ハ何も兼治め可申、仍四ツ時より八ツ時迄ハ読書処へ出席、各被分置候経書吟味を致、且書生教導も可致候、右刻限之外ハ諸書吟味之儀各勝手たるへく候

但被相分候経書之儀ハ学長より可申渡候

一、諸会日無懈怠様可申合、一ヶ月会日書付二致学長へ差出、学長御用処へ御届致置、訳有之相止候ハ、其旨書付二致、翌日までに御用所へ持参、以御副役可差出候¹⁹

これは、同年三月に学館教授および准教授を対象に出された十一か条の一部である。ここにおいて、教授を中心する指導学習が、「五経并周礼・儀礼一経ツ」の七科を担当するものとして具体的に示されている。とくに後半では「会日」の報告とその中止理由を学長へ届け出ることが義務づけられている点は重要である。「会日」とはそれぞれのグループで実施される会読あるいは輪講の会であり、当初はそれが重視されていたことをここで銘記しておきたい。

このシステムは、文政八年段階でさらなる徹底化が図られる。す

なわち、勤学生・勤番・勤番並・書記を対象として、「今般格別御取調之旨有之、七局開渡、日々学長・館長之内同所へ出張被仰付候^④」とする通達が出され、さらに教授に対しては、

附属生之看書は数度承置候而、時々見斗、課程可被相督事、但看書相届候共其材二不応候ハ、別二程能差図可被致候事

というような指導のあり方が指示されるとともに、「附属生之義は授業子弟同様之事」とする見解が示されている。「七局開渡」とあるのは、先の七科についてそれぞれの場所が確保されたことを示すものであり、その場へ館長・学長の臨席が行われるということである。その学習の場における教授の役割の重要さはいつそう強められているといえよう。

教授就任時代の野上国佐の日記には次のようにある。

高久彦三郎・亀之助礼記、橋本正兵衛・吉田新八郎易家、根岸嘉七・運治直吉詩経、滑川掃部・豊田才助春秋、小原喜世太礼記、伊東直太郎義礼、岩堀又四郎書経、築強八郎周礼、付属被仰付候^⑤

このほかに、「安十龍太郎周礼付属被仰付候」「川井龍蔵易家へ付属被仰付」「宮崎多門書経付属被仰付」「宮本順治易家付属、山崎主典礼記、小田部兵治義礼」などの記述が散見される。すなわち、学生を五経および周礼・義礼の七科に分けて習得すべき対象を分化し、学生の問題関心や学習が分散することを避ける方法がとられたのである。

(3) 学業御試

次に注目したいのは、春秋二度にわたって行われる学業御試である。これは、番入に際して義務づけられていた素読御試とは異なるもので、人材の登用という面でも重要な意義をもつ制度であった。しかしその重要性にもかかわらず、その開始時期についてははっきりしない。当時文学の職にあった野上国佐の記録によると、「春秋御試之義ハ先役共二而申上、十年來被居置候御仕法形二而、諸生学業之成功御取調二御座候」（「文学」文政十二年八月）とあり、この記述から逆算すれば、文政二年前後からこの制度が開始されたと推定される。

それでは、これはどのような内容のものなのか。残念ながら、その実施の様子を記した史料が皆無であり、わずかな史料から推定するしかない。野上の記録は右の部分に続けて次のように述べる。

右御試方は一概二九経なと、申候ても一同及兼候故、漢魏以上之書二被定置候而日々看書之所を春秋二御吟味被成候訳二而、学業之進否御吟味ハ即日々之勤惰之御吟味二御座候

これによれば、日々の読書による学習の結果を、春秋の二度に機会を設けて吟味するものであり、つまるところ、日常の勤惰の確認を目的とする制度なのだという。「漢魏以上之書」の部分が難解であるが、「漢魏」の時代は四書五経についての注釈などの研究が進んだ最初の時期とされるから、それらの注釈書について看書させ、その範囲より出題するというように思われる。

その内容については、次の二つの記述が参考となろう。

〔史料D〕

御試月春秋六十日宛之外、前後会日等も相止、年中読書之間も無之、且諸生共吟味之為教授へ罷出候二付教授も隙なし、旁双方忙敷、其上人前二而講釈等為致難間致し、恥を与候様之義宜かる間敷趣申聞候
(「文学」文政十一年五月)

〔史料E〕

此以前詰役已下於御読書間春秋二ヶ度御試被成置候得共、是ハ文段字義之御試二而大二差ナ之違ひ候事二有之候、私共愚陋之見二御座候得者、春秋二ヶ度時務二功なる策問被指出、教授以下勤学二至迄一統対策為指出、学館長立会共是非を相糾し、余論有之候者ハ其説を尽させ候様二仕度奉存候²²⁾

Dは、当時祭酒の地位にあつた瀬谷小太郎が、御試の廃止を主張したとされる際の議論である。これによると、御試は、複数の参列者の前で被験者が講釈を行い、同時に試験官の質問に答えるという形式であつたことがわかる。さらには、御試の時期が近づくと、その準備のために諸生らが日常の学習をおろそかにし、くわえて教授らもその指導のために息つく暇もない状態となつていたということである。体面を重んじる武士にとつて、不出来場合まさに他者の面前で「恥」を与えられることになり、そのことも瀬谷が御試のマイナス面として指摘したことであつた。

Eは、後年学館の俊英と期待された平元貞治の「献芹録」からの

引用である。これによれば、学業御試は、書籍内容や字句の理解・解釈に限定したものであり、現実の制度や政治のあり方に関する策問ではなかつたことがわかる。平元は、それを不満とし、できるならば現実政治に密着した策問を行い、回答者に立案させて議論すべきとしているのである。

さて、Dの瀬谷の御試反対論については、野上国佐の批判がある。野上は、その恥は怠慢の結果であり、「春秋御試之為一統出精二相成候」「怠候者不進候迎出精之者励二相成候義被相止候訳も無之」「(文学」文政十一年五月)と、御試が学生の精進のモチベーションになるのだと主張している。しかし、たんなる体面の問題にとどまるのであれば、むしろ瀬谷の主張の側に多くの家臣の意向が反映されるように思われる。問題は、野上の記述の中にある、成績優秀者に対する「御賞」の内容であろう。それについては、次の史料が手がかりとなる。

学業御試上等二而御賞可被下者、此迄教授へ転役致候者ハ勿論不被下、其外在より詰役被仰付候者又ハ勤学罷登候者(中略)右之者共ハ罷帰候而も矢張郷校係なども可被仰付人物故被下候而も可然、其他他役へ転役之者ハ不被下候而可宜、又是迄之通被下候而も可然、両様之会評二而、右之段総裁へ申上候所、不被下候而も可宜、依而以来不被下事二相極ル

(「文学」文政八年十二月)
これは、学業御試の優秀者に対する賞与についての意見交換を記し

た一節である。御試の賞与自体は筆墨料などの名目で銀などが与えられたが、教授などに拔擢される場合は、そのこと自体が賞与にかわるものとされていたことがわかる。組下から勤番となっていた者についても触れられているが、注目したいのは、他役へ転出する場合の取扱いについて、賞与を与えることについては是非の両様があったことについて触れ、総裁の最終的結論として、この場合は与えないこととしたというのである。つまり、他役への転出こそが、御試成績優秀者への賞与にあたる認識されているわけである。このことが、家臣たちの学問への関心を強めるうえで大きな効果をもったことはいうまでもない。

三 学館内の思潮と政治認識の形成

(1) 会説・輪講・看書

ここで、あらためて会説・輪講という学習のあり方についてふれておかなければならない。ただし、これについては検討すべきまとまった史料がなく、先行研究からの引用にとどまらざるをえない。

本稿の冒頭で指摘したことだが、講釈中心の形式に、会説・輪講などの学問指導のかたちを導入したのは、寛政五年の「御条目」からであり、そこには折衷学派山本北山の影響があったと推測される。

幕府学問所での教学の実態を子細に検討した真壁仁氏は、

会説は、同水準の学力を持つ学生が集って所定の箇所について

相互に「義理を討論し、精緻を講究」し、教官が批判・審判者となり、さらに、輪講会は、同僚同士相互にそれを行うものであった。

と述べている。⁽²³⁾ 一方的な注入主義の弊害をさけて、学習者の主体的な学問受容のあり方を促進する方法といえよう。また、会説という方法論を積極的に導入したのは、荻生徂徠であるといわれる。北山は、詩文を含めてその学風はすべての面で徂徠学と対立するものであったといわれるが、当初徂徠学の影響下にあったことを考慮すれば、北山を通して徂徠学の影響が秋田藩にもおよんだといえるかもしれない。それはともかく、一方的な注入主義を排し、学問を志す個々の主体性にもとづいて新たな理解に飛躍させるという合理的な学習方法のあり方は、学館の大きな特徴となったといえる。真壁氏によると、幕府の「異学の禁」で柴野栗山が幕府に登用された寛政四年段階での幕府学問所では講釈のみが教学の形であったが、寛政十二年段階には、同所でも会説・輪講の形式が採用されているという。とすれば、山本北山の論を採用した秋田藩の教学政策は、幕府のそれを一歩先んじる側面があったということになる。開学当初よりこうした制度的環境をつくりだしたことは、後述するように、学問を受容する家臣団のあり方に少なくない影響を与えることとなった。

その意味では、藩校の蔵書閲覧（看書）も、無視できない要件であろう。藩校としての蔵書が、各段階でどれくらいの数に達したか

は不明である。しかし、明治期の比較的早い段階に整理されたと思われる「明徳館書籍目録」^{②⑤}によると、二二四六種、二万二五三六点（巻子を含む）である。しかも、儒学の古典籍はもとより、記紀や六国史などの歴史書、「延喜式」「令義解」などの古代法令関係、「折焚柴木」「采覧異言」「藩翰譜」「読史余論」などの新井白石の書、「弁道」「政談」「春台文集」などの徂徠学派を中心とする経世書、筑紫忠雄の「鎖国論」、「三國通覧図説」「海国兵談」などの対外政策に関わる書、「古事記伝」などの国学書、「群書類従」などの叢書、その他古典文学や軍記物などあらゆる方面にわたっている。その閲覧については、司書に申し出れば、一回一冊に限り館内での借出しは可能であった。

御書物は司書之者江願申出受取拝見可致候、但老部限拝借被仰付、同書願申立候者在之候ハ、其拝借人より直々借候而拝見可致候^{②⑥}

とある通りである。ただし館外への貸出は厳しく制限されていた。寛政五年に佐竹将監が、学館蔵書（「貞観政要」）の借出しを希望したさい、「御同人すら拝借不被仰付候ハ、御禁制弥以後来相ゆるみ不申可宜」という意見が大勢を占めた。この時は「御同人御人物柄」が評価され、「格別之思召ヲ以将監殿ニ相限り」拝借が許されたが、これによって館外貸出しは禁止されていたことがわかる。また、学館目付に対し、「心付次第可及吟味候、猶目錄江は印形致手元江も控可差置候」として、蔵書の「散乱」を防ぐため、管理の徹底を申

渡している^{②⑦}。「海国兵談」など、幕府が発禁処置をとった書の閲覧についてどのような対処がとられたか、残念ながら定かでない。しかし、右のようなさまざまな性格の書物に接することができるという環境は、家臣団の学問受容の質を考えるうえで、見落とすことができない条件といえよう。

（2）学館体制下の思潮

以上述べたような学問受容の環境下において、学館内ではどのような学風・思潮が形成されたのか。この問題は、それらの学問受容を通して、家臣団のどのような《社会的適性化》《正統化》^{②⑧}が進んだかという問いにつながる。換言すれば、諸士が獲得した知識・技術、あるいは「忠孝精神」を、具体的にはどのようなかたちで具現化していくのか、ということである。会説会や輪講を通して、知識を受容するだけでなくその論理的思考を鍛え、また日々のさまざまな看書を通して講釈にとどまらない知識の蓄積が可能であった、というのがこれまで確認してきた条件である。このような条件は、自ら獲得した知識によつて、論理的に自己を主張する人格を育成する。たとえば、野上が担当となつた提学や督学のさいの、「今日より十二所書生来り会説、議論日々也」^{②⑨}とか、「今日史記会説始り、下総臨席、議論も相応二有之」^{③①}という状況はそのことを傍証するものと思われる。

また、祭酒であつた瀬谷小太郎について、「伊頭園茶話」の著者

石井忠行は、「此人の癖にて、尤なる事をいふても先づ其言をおさへて論を入れる、はしめより尤ていふてハ其分にて止む故、論を起させんため也、論してハ互に其事練合て堅くなる故とぞ」^⑫と論評している。いわゆる、方法論としての議論ということである。祭酒の学風がこのようなものであれば、学館における学のあり方もまた、議論を中心とした形をとつたものと考えられるのである。こうしたことをふまえて、次の史料を見てみたい。

学問之義ハ経国安民之根源にて風化のよつて生ずる所に候故、御先代格別之思召を以学館御造営夫々被成置、御取立候も畢竟国家有用之人材被成御教育度厚き御趣意にて候所、近年学問の風大に相衰ひ、専ら句を摘ミ章を尋、異論を好ミ奇説を当ひ、治乱興亡の何ものたるをわきまへず候故すこしく世務にわたれば茫として風を捕かことく大言空論を以て豪傑と呼び、局束拗執を以て方正と心得候徒も間々有之様相聞へ、是皆以風を敗り俗を害するの根源二にて、右様の学風増長いたし候てハ却て治道の妨と相成ル事に候、是併ながら世道陵夷のしからしむる所にして、あなかち学者の罪にも有之間敷候条、自今教導并学問の筋とも格別に相改メ追々有用の人材輩出いたし候義専務たへく候

学長・館長へ

今日厚き思召し之旨委曲以御書付被仰出候通、御学館之義は専ら御風化之係る所に候所、書生之徒字句の間にのミ相泥ミ、

経済有用の筋へ心を用ひ不申候てハ切角人材御教育被成置候厚き思召に不相叶、容易ならざる事に候、右様の旧染一統被改候は此節之専務に可有之候、且詰役等は不及申勤学其外に至迄惣して御学館へ罷出度相願候ものは、平日の行状等得と吟味之上夫々被申付、たとへ願候共みたりに披見為致候義は可為無用事、

一、書生之徒、たとへハ四書六経を覧候にも古注也新注也、各其好む所によつて相学ひ、一部之義研究いたし候上にて諸家の説を取捨いたし候義は格別、未夕新古注釈の文義をも解し得ずして雑駁に諸家の説を取捨いたし、剩へみたりに銘々之意見を生候義は如何敷事に候、学風の敗れ候ハ職として是等によル事二候条、自今右体のならわし無之様可被致事

(「文学」文政十二年九月)

これは、文政十二年(一八二九)九月に出された「被仰渡」である。一読してわかるように、近年の学風を厳しく批判したものであるが、この「被仰渡」が示唆するところはきわめて多様である。まず、ここで学問の本義を「経国安民」の実現、「国家有用之人材」の育成、「経済有用の筋へ心を用ひ」ること、等にあるとしていることが注目される。すでに寛政五年の「御条目」が「時務」に練達する人材育成をうたっていたが、そのことがあらためて確認され、強調されている。そのうえでこの「被仰渡」が批判するのは、傍線部分に示されているような、学問のあり方である。端的にいえば、

テキストにのぞんでは字義の解釈論それ自体を目的化したような姿勢であり、また、不十分な知識をもとに自説に拘泥して他を論駁しようとする態度であるといえよう。

しかしながら、反面この「被仰渡」は、会読や輪講を重視した学習形態の、ひとつの「成果」を示すものだともいえる。そもそも学問の成果の一形態は、学習する主体が知識を習得するにとどまらず、それを自らの論として組替え、主張するところにあり、また学館の教学制度が求める人材を類型化すれば、そのような内実をもった人格とならざるを得ない。つまり、この「被仰渡」は、一面で学館における教学制度の一つの到達点を示しているといえるのである。もちろん、このような傾向は、一方でソフィスト的な詭弁をこととする弊害に陥る危険をもっており、右の「被仰渡」が出されることと自体がそのような状況を示しているが、それでもなお、学館における学問の修養という経過を通して自己を陶冶し、古典的教養に基づいて自己主張をなしうる家臣団が育成されつつあるという側面は否定できない。

しかし、藩は早くからこうした傾向を警戒し、これを抑制しようとしたふしがある。次の史料をみてみよう。

御講日之外諸会相成丈致減少看書之妨に不相成様可致候

(中略)

一、書生疑問等は毎日刻限定置、其外勝手二議論等致し看書之妨に不相成様二厳二可被申渡候

学館における学問受容の制度的環境

一、書生教導之儀文字に拘り章句二泥候儀等間々有之様二相聞得、全く人才御教育之御趣意に反し有間敷事二候、且以来勤学・参学被仰付候節は専ら正実を本とし、末々御用二も可相立人物主一に吟味可被致候

これは、文化二年(一八〇五)に出された「被仰渡」の一部である。³³⁾傍線部分では先の文政十二年の「被仰渡」に見られた論がすでにあらわれている。さらに、ここでは「看書」こそが大切とされ、「諸会」や「議論」はそれを妨げるものとしてとらえられている。議論を肯定すれば批判を是認することとなり、ひいては秩序を乱す、そのような認識が読みとれる。しかし、学館において会読会や輪講はその後停止されることはなかった。

(3)「人材」と「秩序」の問題

右の「被仰渡」に「人才御教育之御趣意」とあるが、学館ではどのような人材を求めたのか。ここに興味ぶかい史料がある。学館目付により、文化二年に家老疋田斎が述べたこととして記録されているものである。

- 一、才氣・学問あらずといへとも仁物・行状よろしきもの一等
 - 一、仁物・行状ミたすといへとも学問・才氣あまりある一等
 - 一、学問不足といへとも、才氣あるもの一等
 - 一、才氣不足といへとも、学問有余之者一等
- 右之四等御館中之人物及見聞候趣、行状之大概、学問も其長せ

る処、才氣銘々の得手も有ものゆへ、右等之訳共精細ニ可申入被仰渡候、³⁴⁾

この「四等」が、右より順に等級づけられたものか、あるいは並立であるのかにわかに判断できないが、「仁物・行状」と「学問・才氣」が補いあつて、藩が求める人材ということになる。一見「学問」の優劣が必ずしも絶対的条件とされていないようであるが、当時の觀念からすれば儒学的知の蓄積はそのまま人格的陶冶と結びつくものであるから、こうした考え方自体は従来の秩序と矛盾するものではない。しかし、現実には、学館体制に基づく教学政策は、家臣団の秩序関係に新たな論理を持ち込むこととなった。学館における座列のあり方や、御試の導入がそれである。とくに後者は、従来の家格制度を基準とする硬直化した職制・人事のあり方を大きく変革することとなった。次の史料を見てみたい。

此度諸向御改革御人詰被成置候二付、御学館ニおゐても取調差出候様被仰渡、一同申会候所、御学館之義ハ外御役所と違ひ広く御教導被成置、御家中一被差出候御場所二而、多人数罷出候事ハ御取立中之第一義ニ御座候、右多人数之内より学問之差等ニ従ひ書記・詰役等之階級被付置、段々御通御取立、追々は教授・学館長をも被仰付候而已ならず、其器ニ応し外御役へも被召使候義ニ御座候得ハ、諸役所同様御人詰被成置候而ハ御教導方御手狭ニ相成、御家中一同御取立之御趣意ニおゐて如何と奉存候³⁵⁾

これは、天保七年（一八三六）年の史料で、当時財政難を理由として各部所において人員整理が進められるなか、学館の意義を説いて人員圧縮に野上が反対したさいの主張である。傍線部分に注意したい。すなわち学館は、「学問之差等」にしたがい、「其器」に応じて他役へ人材を供給する場であると述べているのである。以上のようにみてくるならば、学業御試が下級禄高の諸士層にとつて、政策主体となる集団へ参加していく貴重な足掛かりとなったことは否定できないであろう。もちろん、主要な役職は限られており、また、この御試が行政職への異動の絶対的条件として制度化されたわけでもない。しかし、引渡や廻座などの門閥層の学館拒否や離脱傾向が強まるにつれて、学館は、いつそう諸士層の表方役職への人材バンクとしての性格を強めていくことになる。

さきの「仁物・行状」「学問・才氣」を兼ね備える人格は、一言で言えば、主君への忠孝を尽す者であろう。学館で育成される人材も当然そうした特性を踏まえたうえで、「時務」に練達した者であることが期待されている。しかし、これらの新進の官僚層が学館において獲得してきた知識は、従来の秩序を絶対化し、それに無批判に従うことをよしとするものではない。三千石の禄高をほこる門閥・渋江和光は、自らの支配下にある組下給人の屋敷地を没収して、そのことを「我等手内へ返上ハ直様 上へ返上之訳ニ有之候」³⁶⁾と強弁したが、これに対して、学館祭酒でありまた評定奉行であった野上国佐は、その渋江の行為を「狭私意」であると喝破した。³⁷⁾このよ

うな野上の論理が、学館が育成してきた「人材」の特性を示す典型的なものである。それは、どのような思考によって成り立つのか。野上は、藩主と家臣との関係を次のような文脈で述べる。

凡万物ノ天地之間ニ生スル者其欲ヲ以テ生ヲ遂ルモノ也、人ハ万物ノ中ニモ知靈ナルユヘニ其欲ヲ逞セントシテ争ヲ生シ、遂ニ乱ヲナス、是ヲ以テ天ヨリ其欲ヲ節シ乱ヲ生サル聡明ノ者ヲ下シ君トナシテ万民ヲ治メシム、即五倫之道ハ民ヲ治ムルノ規則ナルニ因テ、人君ハ其道ヲ能心得サレハ叶ハヌナリ、夫レ天ヨリ命ヲ受サセラレ、是国ノ御人君ニ御生レ遊ハセラレテハ御国家ノ万民ヲ能ク治メサセラレスンハ御人君ノ御甲斐ナキ事也、又御国民モ卿大夫士農工商トナリテ其家々ニ生ル、ハ皆天ヨリ命ヲ受テ生ル、ナリ、卿大夫ハ政事ヲ取握リ士ハ其下ニ使ハレ、農ハ百穀ヲ生シ、工ハ器用ヲ作り、商ハ諸物ノ有無ヲ通スルノ職ニテ、皆夫々ノ役目ヲ勤ムル也、然ラハ君民ノ間ハ皆天ヨリ命セラレテ私ナラサル事也、サレハ臣下ノ君ヲ助クル事ノ目当、堯舜之君タラシムル事第一也⁽³⁸⁾

野上にとつて、何よりも藩主は「人君」でなければならなかった。「人君」とはなにか。「人君」とは、天の命をうけて「国家万民」を治める役割を帯びた存在であるという認識は、とりたててめずらしいものではない。ここで注目しておきたいのは、いわば「天命」にもとづく職分論というべき論を展開して各身分の役割を規定しつつ、臣下の努めを「君」を助けて「堯舜之君タラシムル事」として

いる点である。他の部分において野上は「於私共而ハ何分ニモ堯舜之君ニ仕奉る念願ニ御座候、御前ニ於せられ候而も堯舜を御目当ニ御出精被遊候御義奉存候」（「祭酒」天保五年八月）とも述べているから、これは一般論ではなく、「君」とは藩主義厚であり、「臣下」とは野上を含む家臣一同である。ここにおいて、まず藩主とそれを支える「家臣」との関係が規定される（以下、野上という家臣を、一般的に語句としての家臣と区別するため「」を付す）。藩主は「天命」としてその位置にあるが、「堯舜」たるべく常に努力することが求められる。そして「家臣」はその目的―藩主をして「堯舜之君タラシムル事」―をめざして藩主を支える。その限りで忠孝を尽くす精神とは矛盾しない。

それでは、「家臣」は具体的にはいかにして藩主を「堯舜之君タラシムル」のか。ここにおいて、藩主と「家臣」を結ぶのが学問である。学問とは「拟学問と申候ハ歴代之古聖人極天地之理、君臣父子夫婦昆弟朋友之道を立て、天下国家を治候仕業」（「祭酒」天保十一年二月）であるという。つまり、民の上に立ち、それを統治すること、換言すれば藩主が「人君」たりうるために、学問は不可欠なものである。ここで、学問は藩政において不可欠なものとしての位置を確保する。ここでの学問の内容は、たとえば他の部分で「四書五経は道ノ手本ニテ候」というように、儒学にもとづく仁政論を一步も出るものではない。しかし、内容はそうであっても、藩政においてはたず機能はそれにとどまらない。野上は、右の文に先立つて

次のように言う。

御人君御学問無御座候而八眼前御政事之御差支被為有候、仍而以来私二も不限学長・館長共更々被差出日々聖人之道を被為尽候御義と奉存候
(「祭酒」天保五年八月五日)

すなわち、藩主を堯舜たらしむるべく日々学問をもつて教導するのはだれか。それが、野上自身を含む「家臣」であることは明らかであろう。ここにおいて、「家臣」の正統性が確保されとともに、藩主を「堯舜たらしむる」という点において家臣の能動性が不可欠の要素であることが示される。すなわち、この「家臣」は忠孝の精神をもつ存在ではあっても、それは旧来の秩序に対して盲目的に従う存在ではなくなる。藩主が「人君」たるに欠けることがあれば、それを諫言をもつて糺し、また藩主が「人君」となることを阻害する要素があれば、それが藩政においていかに「伝統的」性格をもつものであっても改革しようとする主体が、ここで求められている「家臣」の理想像となる。

このような理解については、野上のラジカルさは野上自身の個性によるものであり、これをもつて「改革派官僚」の特性として一般化できないのではないかとする批判があるかもしれない。しかし、同時期における奉行クラスの官僚層の動向をみていくと、政策主体としてのあり方には、野上と同質の傾向(具体的な場面での政策立案とそれをめぐる批判・論争を可能とする能力)³⁹がみとめられる。

そのような官僚層の形成に、学館のはたした役割を求めることは、

おおむね容認できるのではないかと考える。

おわりに

本稿では、学館において育成される人材を、一定の価値体系による儒学的知識を獲得し、それにもとづいて論理を構築しつつ自己を主張し、政策に参与しようするような人格としてとらえた。従来の研究は、学館設立の理念から直線的にかかる人材の育成が説かれることが多かったのであるが、本稿ではそれを学問指導の具体的なあり方から捉えなおしてみた。ただし、学館において行われた会談会や輪講また学業御試などについては周辺の史料から推測するにとどまっていた。この問題は史料的条件に制約される部分が少なくないが、できるだけ具体的に明らかにすることを今後も検討課題としていきたいと考えている。

註

- (1) 加藤民夫『秋田藩校明德館の研究』(カッパンプラン 一九九七年) 同「佐竹義和時代の文教政策」(『秋田県公文書館研究紀要』第十一号 二〇〇五年)。
- (2) 金森正也「寛政期秋田藩における改革派官僚の形成」(『秋田県公文書館研究紀要』第八号 二〇〇二年)。
- (3) 金森正也「近世後期における藩政と学問」(『歴史学研究増刊号』青木書店 二〇〇八年)。この論考は、大会報告の要旨という性格

から、制度的な部分の論証を欠いたものとなっている。本稿でその一部を補いたい。

(4)

宇野田尚哉「十八世紀中・後期における儒家的知の位相」(『ヒストリア』一五三号 一九九六年)、小関悠一郎「宝暦期松代藩における学問奨励」(渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』岩田書院 二〇〇五年)、木崎弘美「藩校造士館の創建」(森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版 二〇〇五年)、真壁仁「徳川後期の学問と政治」(名古屋大学出版会 二〇〇七年)。宇田野氏は、儒家的知が諸階層に浸透していく点に徂徠学以後の特質を指摘し、小関氏は、松代藩の改革において、学問が現実の政治や社会状況を自らの問題としてとらえていく過程を検討している。木崎弘美氏は、鹿兒島藩造士館を分限に応じた藩官吏の養成を図ったものとしながらも、その過程で近思録党と呼ばれる政策グループが形成されたことを明らかにしている。

(5)

真壁前掲書。真壁氏は、「造士」にはたず教学の機能を、「社会的適正化」(選別化)「正統化」の三つの概念から分析を加え、教学による人材育成を、家臣の政治的社会化の問題として検討している。「社会的適正化」とは、行政を担うに相応した知識や技能を身につけ、公務を遂行するに必要な行動規律を内面化することであり、「選別化」とは、才能・知識・技術の習得や行跡達成能力によってある個人を選別し、行政において必要とされる職務にあり当てる機能をいう。また「正統化」とは、忠誠心を喚起・培養し、諸個人を統合化する機能をさすが、さらにそれは、ある統治支配体系を承認させ、それに対して「忠孝精神」を喚起する「政治的正統性」と、学問上のある学統を「正学」と承認させる「教義的正統性」とに分けられる。本稿の分析視覚はこれらの指摘に学んでいる部分が大きい。

(6)

『御亀鑑』第六巻・秋府一。以下、本節の史料引用は、とくに断らない限りすべてこれによる。また、他節における同史料の引用につ

いては、本文中()内に「亀」年代と記す。

(7)

(8) 後掲註(17) 参照。

(9)

国立国文学研究資料館蔵。佐竹南家文書「学問取立二付家老連署状」22K-362。

(10)

「義和公御政事略記」。戸村文庫AT312-10-2。

(11)

「郷校に関する中山文右衛門の指示」。吉成文庫85。

(12)

提学と督学については、前傾加藤民夫の著作が詳しく論じている。

(13)

後掲註(17) 参照。

(14)

「御学館勤番日記」混29-197。以下提学に関する記述はすべてこれによる。

(15)

「下筋督学御用記録」混29-194。以下、督学に関する史料引用はすべてこれによる。

(16)

「祭酒御用日記」混25-29。

(17)

「寛政五丑年同六寅年留書外」。東山文庫AH372-3。この出典についてやや詳しくのべておきたい。出典史料は、「寛政五丑年同六寅年留書・同七卯年より享和元酉年迄以来江拘候留書并煙草火消方被仰渡口留書全」とやや長い題箋がつけられた簿冊(八十丁)である。一丁めには、次のようにある。

一、寛政五丑年御学館御用縣中山文右衛門・井口亘・諸橋弥八・豊

田字左衛門・小野岡弥織留書

一、^b同六寅年教授局留書

一、^c同七卯年より享和元年まで御学館御用以来江相係候留書

一、^d煙草刻火消方被仰付候留書

一、^e学生三等次列控

右合冊

ところが、実際には、aが十三丁、bが四丁、cが六十二丁であり、dとeは欠落している。表紙は、古典籍の表紙の排紙を再利用したもので、原本作成時のものではない。この簿冊が作成された段階ですでにdとeは収録されていなかったと考えられる。それにもかか

わらず、題箋にdとeの内容が含まれているのは、一丁めにある内容をそのまま書写したためと思われる。しかし、題箋も本体も近世の書体であることに間違いなく、また部分によって異なる筆跡によって記されているので、後世になってからの写本である可能性は低い。したがってこの史料は、学館関係の諸書類を合本したものと考えて大過ないと思われる。

(18) 同右。

(19) 「寛政以来御学政御条目並被仰渡」。AS373—1。

(20) 「御学館文学日記」混25—29。以下、同史料の引用については、本文内に「文学」と略記する。

(21) 「明德館教授日記」文化八年一月。A372—3。

(22) 「献芹録・仁」混7—401—1。

(23) 真壁仁前掲書。

(24) 『国史大辞典』（吉川弘文館）。

(25) 庚—109。この目録には、現在個人蔵となっている「菅江真澄遊覧記」が含まれており、同館蔵書が散逸する以前のものであることが分る。

(26) (27) 前傾註(17) 参照。

(28) 「御用留書并秘記」。東山文庫。AH372—4。

(29) 真壁前掲書。註(5) 参照。

(30) 前掲註(14)。

(31) 前掲註(15)。

(32) 「伊頭園茶話」巻五。混8—699。

(33) 前掲註(19) 参照。

(34) 前掲註(28) 参照。

(35) 前掲註(16) 参照。

(36) 『渋江和光日記』第九卷（秋田県公文書館）。

(37) 「御評定方御用日記」天保五年十二月。混25—56—2。

(38) 「祭酒御用日記」天保十一年二月。混25—31—4。以下、同史

(39) 料の引用については、本文中に「祭酒」と記す。

たとえば、野上と同じく評定奉行の職にあった根元左司馬の日記『『秋田県史』資料・近世編上』や町奉行であった橋本秀実の「八丁夜話」(混45—56) には、郡奉行であった金易右衛門を含め、彼らの動向が読み取れる。

(副館長 かなもりまさや)

秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について

―「郡制」下を中心として―

柴 田 知 彰

はじめに

本稿は、秋田県における郡役所の文書管理制度の展開を、明治二十三年（一八九〇）の「郡制」公布から大正十五年（一九二六）の郡役所廃止までの期間を対象に、編纂保存を中心に整理する試みである。明治二十四年の秋田県管内の「郡制」施行から大正十二年の廃止まで、すなわち「郡制」下の分析が主となる。

明治十二年の郡役所設置から同二十三年までの期間については、拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について―『郡区町村編制法』下を中心として―」（以下、前稿）で既に整理を行なった^①。秋田県管内の郡役所では、二十二年十一月十五日の訓令第二五五号を契機に、^②県庁をモデルとして、近代的な文書管理制度がほぼ一斉に導入された。類別部目制と保存年限制が成立し、簿冊の類別編纂が開始されることになった。近代的な文書管理制度は、内務省など中央機関から府県庁へ、さらに郡役所へと地方に伝播して

いる。ただし、「郡区町村編制法」下の秋田県管内の郡役所では、記録の集中管理は徹底されず各課に分散していた。

本稿では、「郡制」下における秋田県管内の九郡役所の編纂保存規定につき年代を追って県庁のものと比較し、県庁の影響と郡役所の独自性を分析した結果を報告する。「郡制」施行による郡の自治体化は、各郡役所の文書管理制度の発達に少なからず影響したものである。各郡役所の編纂保存規定を対比し、郡の自治体化による個性の発生も明らかにしてみたい。

一 「郡制」下の文書管理

明治二十三年五月十七日、「府県制」「郡制」が公布された。^③立憲体制に向けた近代的な地方制度の整備であり、これにより地方自治制が制度的に確立した。

「郡制」の施行された府県では、郡が不完全とはいえ地方自治体

表 1 郡役所の編纂保存規定の現存状況

年代	郡役所	鹿	角	山	本	北秋田	南秋田	河	辺	由	利	仙	北	平	鹿	雄	勝
明治	2 2	○		○		○	○	○		○		○●		○		○	
"	2 5	○		○		○	○	○		○		○		○		○	
"	2 9							○●									
"	3 1	◎		○		○●	◎	○		◎		◎		◎		◎	
"	3 4									○							
"	3 5											◎					
"	3 6	◎															
"	4 3	◎					◎										
"	?													◎			
大正	3									◎							
"	4															◎	
"	5											◎					
"	7	◎		◎		○●		◎		◎		○●		○		◎	
"	8						◎									◎	
"	9	◎										○					

- ◎ … 郡役所処務細則（編纂保存規定有り）
 ○ … 郡役所処務細則（編纂保存規定無し）
 ● … 編纂保存規則

※処務細則および編纂保存規則は制定認可の年を記載

の実態を備えることになった。^① 郡会と郡参事会が設置された反面、郡長は従前どおりの官選であり、執行機関に議決機関を従属させる体制だった。また、郡に課税権は無く、郡財政を郡有財産収入と郡内各町村への分賦で賄った。郡役所の機能も、「郡区町村編制法」下と同様、町村行政の監督を主とした。

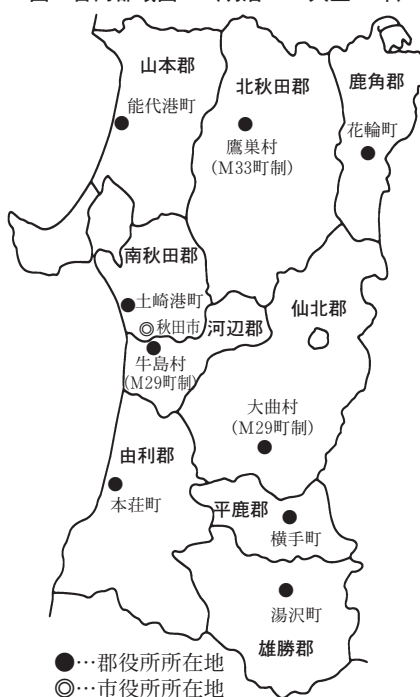
秋田県では、明治二十四年四月一日、管内に「郡制」を施行した。^② これにより、県機構から郡役所が独立し、地方自治体たる郡の行政官庁になった。「郡制」施行後も、県は郡役所に対して処務細則の準則を示した。が、編纂保存規則の準則は、「郡区町村編制法」下と変わらず全く示していない。そのため、各郡役所では、「郡制」施行後も県庁の編纂保存規定をモデルにする傾向が続いた。

明治二十三年の「郡制」公布から大正十二年の廃止まで、県庁の編纂保存規定は計四回の制定・改正を経ている。明治二十四年一月六日に「文書編纂細則」^③、二十九年三月三十一日に「秋田県文書保存規則」^④が制定された。三十八年四月二十五日制定の「秋田県処務細則」^⑤からは、章編成に編纂保存規定が取り込まれる形になる。「秋田県処務細則」は、四十年七月十五日に改正された。^⑥ このうち、三十八年の「秋田県処務細則」は現行期間が短かったため、各郡役所の編纂保存規定に影響を与えた形跡を見出せない。

本章は、各郡役所に影響を与えた県庁の編纂保存規定の制定・改正を元に、1 明治二十四年「文書編纂細則」影響下、2 明治二十九年「秋田県文書保存規則」影響下、3 明治四十年「秋田県処務細則」

影響下の三節に分けて叙述する。

図 管内郡域図 (明治22～大正15年)



1 明治二十四年「文書編纂細則」影響下

明治二十三年十月十一日、「地方官官制」が全面改正された。^⑩同年五月十七日の「府県制」「郡制」公布に対応した改正である。府県の機構は、知事官房と内務部・警察部・直税署・間税署・監獄署に再編された。監獄が再び本庁から専門分課した。

十一月十五日、「地方官官制」改正に対応し「秋田県処務細則」が全面改正された。^⑪分課組織、事務分掌、処務順序、雑則の全四章から成る。処務順序の章に、従前の文書收受と文書調書と文書発送の三章が簡潔にまとめられた。收受発送および編纂保存に関する細則は、別に定めるとされた。

そして、翌明治二十四年一月六日、「文書編纂細則」が制定され

秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について

た。県庁の編纂保存に関する細則である。その条文は、二十年「文書編纂細則及保存規則」を元に全体にわたり改正したものである。保存期限の設定は、従前の永久・五年・三年・一年の四段階から永久・五年・一年の三段階に改められた。また、同月十三日には「文書收受発送細則」が制定されている。^⑫

明治二十四年四月一日、秋田県の管内に「郡制」が施行された。その後一年を経て、翌二十五年三月三十日に「秋田県郡役所分課規程」が制定された。^⑬従前の「秋田県郡役所処務準則」に替わる準則である。全七条に著しく簡略化され、分課と分掌を主とした規定に変わった。文書管理に関する条文は全く省略された。

しかし、郡役所の機構では文書管理体制が強化されている。職務分課は、従前の第一課と第二課から、文書主務と郡務課（庶務・学務・農商・会計の四係）へ改編された。分課の筆頭に置かれた文書主務は、左の事務を分掌した。

- 一 機密文書二関スル事
- 二 文書ノ審議立案二関スル事
- 三 文書ノ收受及発送二関スル事
- 四 官印ノ監守二関スル事
- 五 文書編纂及図書監守二関スル事
- 六 統計報告二関スル事
- 七 郡務課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スル事

文書主務は、起案收受から編纂保存まで、公文書のライフ・サイクル

ルを管理するセクションとして設置された。文書主務の下には専属の雇員も配置されている。ここで最も重要な点は、各課に分散していた編纂保存が初めて文書主務に集中されたことである。すなわち、記録の集中管理の成立である。これによって、郡役所において記録の集中管理・類別部目制・保存年限制の三要素が揃い、近代的な文書管理制度を完成した。文書主務と郡務課の新設による機構拡大は「郡制」施行に対する執行機関の体制強化と考えられ、その一環として文書管理体制も強化された可能性がある。秋田県においては、「郡制」施行が郡役所における近代的な文書管理制度の完成を促したと言えよう。

さて、明治二十五年四月から六月にかけて、管内の九郡長から郡役所処務細則の制定認可が申請されている。^⑮「秋田県郡役所分課規程」は分課と分掌のみの準則だったが、申請された郡役所処務細則の殆どが文書管理関係と職員心得の章を設けている。分課と分掌に関する章を省略したものも見られる。二十二年に申請された郡役所処務細則が管内ほぼ画一的な内容だったのに対し、二十五年においては各郡役所による章編成や条数の差異が目立つ。^⑯準則の簡略化が郡の自治体化に相俟って、郡役所ごと処務細則に個性を生じさせた。しかし、文書管理関係の章は、各郡役所で従前の処務細則に基づき作成されたと推定される。従前の処務細則は全て、二十二年「秋田県郡役所処務準則」を元に作成されている。ゆえに、二十五年に各郡役所で作成された処務細則は共通して、文書管理関係の章に二十二

年準則の影響を認められる。

文書主務への編纂保存の集中については、大半の郡役所処務細則が準則に従っている。しかし、鹿角郡役所の場合は、「官報県報ハ文書主務ニ於テ其他完結ノ往復文章ハ各係ニ於テ号ヲ逐ヒ類ヲ分ツテ編纂シ巻頭ニ索引ヲ附記スルモノトス」とし、一般文書の類別編纂を郡務課の各係に任せた。簿冊の保存管理は文書主務で行なわれたと推定される。また、南秋田郡役所でも官報と県報のみ文書主務に編纂させ、「回議其他完結ノ文書ハ各係ニ於テ編纂管守スヘシ」として一般文書を郡務課各係の編纂保存に任せている。簿冊の保存管理も各係で行なわれた。鹿角および南秋田郡役所で記録の集中管理が徹底しなかったのは、日常事務上の便宜主義からと思われる。県庁は、両郡役所の処務細則案に修正を求めず認可している。明治二十五年当時、県の示した準則に必ずしも強制力が有った訳でないことも分かる。郡の自治体化により、郡役所が県庁の出先機関でなくなった影響も大きいと考えられる。

明治二十五年に管内九郡役所で制定された処務細則は、表1に見たとおり、いずれも編纂保存規則を別規定にしていた。例えば「雄勝郡役所処務細則」では、「文書保存期限及編纂ノ類別ハ別ニ之ヲ定ム」としており、他の郡役所の処務細則も同様の条文を定めている。別規定とされた編纂保存規則は、秋田県公文書館所蔵の簿冊中には、どの郡役所のものも現存しない。しかし、二十五年当時、各郡役所で編纂保存規則を作成した際には、前年に県庁で制定された

「文書編纂細則」をモデルにした可能性が高いと思われる。今後、この時期に制定された郡役所の編纂保存規則が見付かった場合に確認されると思うが、今は可能性を述べるに留めたい。

明治二十六年十月三十一日、「地方官官制」の全面改正により、従前の直税署と間税署が再び収税部に統合された。^⑮これに応じ十一月二十九日に「秋田県処務細則」が改正され、対応する形で翌二十七年一月二十日に「文書編纂細則」も改正された。^⑯機構再編に合わせて、類別部目表の項目を若干改めた程度である。各郡役所の編纂保存規則への影響は殆ど無かったものと推定される。

2 明治二十九年「秋田県文書保存規則」影響下

明治二十九年三月三十一日、「秋田県処務細則」が改正された。^⑰職務分課に改編なく、文書管理関係にも大きな変化は無い。同日に、文書管理に関わる四つの訓令が出された。「秋田県文書保存規則」^⑱「秋田県文書收受及発送細則」^⑲「秋田県回議件銘簿書式」^⑳「秋田県文書符号」^㉑である。

「秋田県文書保存規則」は、明治二十四年の「文書編纂細則」を元に作成された県庁の編纂保存規則である。十九年「内務省文書保存規則并細則」の系譜であるが、秋田県独自の工夫や、二十一年「内務省文書保存規則」の影響なども見受けられる。行政的価値観への傾斜から文書行政の合理化と効率化が重視され、第一条で「編纂保存」と並び「廃棄」が規則の目的に明記された。さらに、保存年限が永久・十年・五年・一年の四段階に改正された。十年保存文

書の新設は、二十一年「内務省文書保存規則」における中長期的な事務参照を目的とした二十年保存文書の影響である。そして、永年保存文書とともに十年保存文書も類別編纂の対象とし、五年および一年保存文書については「終了ノ順序ニ従ヒテ一年毎ニ取纏メ仮ニ編纂シ置クヘシ」とし、各係での仮編纂に留めた。

その後、八月一日に「河辺郡役所処務細則」の全面改正が認可され、^㉒同月二十七日に「文書保存規程」が制定された。^㉓「秋田県文書保存規則」の制定から五か月後であり、その引き写しらしい条文が随所に見られる。「秋田県文書保存規則」をモデルに作成されたと考えて良いだろう。しかしながら、保存年限は永久・五年・一年の三段階であり、中長期的な十年保存文書は設定されていない。

十月二十日には「税務管理局官制」が公布され、府県の収税部が廃止されることになった。^㉔秋田県では、収税部が独自の編纂保存規則を遂に制定しないまま廃止されている。

明治三十一年四月一日、「秋田県郡役所処務規程」が制定された。^㉕「郡制」施行から七年を経過していた。前代の「秋田県郡役所分課規程」と同様に分課と分掌のみの準則である。郡役所の職務分課は、従前の文書主務と郡務課を廃し、文書・庶務・兵事・学務・農商・税務・会計の七係に再編された。課制を廃止し、郡長の直轄体制に機構を単純化した。郡務課と同格だった文書主務は、文書係に降格された。記録の集中管理は文書係に継承されている。地方自治体として郡の統治が安定したため、経費節減を目的に郡役所の機構整理

が行なわれたものと推測される。そのために、二十五年の機構改正で強化された文書管理体制の後退した観は否めない。七係の筆頭に文書係を置き重視した姿勢は見られるが、文書管理以外に職員的身分や所中の儀式に関する分掌も加えられている。また、第八条で郡役所処務細則に盛り込むべき内容を左のように指示した。

文書ノ收受発送編纂保存ノ方法立案決裁ノ順序及職員心得当宿直二関スル件ハ郡役所処務細則中ニ之ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受ク可シ郡役所処務細則では、文書收受・発送・編纂保存、立案決裁および職員心得、当宿直関係を定めることとされた。

さて、明治三十一年四月から七月にかけて、管内の九郡長から郡役所処務細則の制定認可が申請されている。²⁹表1で見たとおり、九郡役所の処務細則が全て現存する。編纂保存規定を処務細則に取り込んだのは鹿角・南秋田・由利・仙北・平鹿・雄勝の六郡役所、別規定にしたのは山本・北秋田・河辺の三郡役所である。北秋田郡役所の場合は、「文書收受及発送細則」「經由文書取扱細則」「文書編纂保存細則」「北秋田郡当直細則」を処務細則とは別に制定している。

山本・河辺の二郡役所の場合、別規定とされた編纂保存規則が現存しない。そのため、明治三十一年については、七郡役所の編纂保存規定を対比することになる。各郡役所の編纂保存規定は、それぞれ程度の差こそあれ、二十九年「秋田県文書保存規則」の条文を模倣したものである。特に「由利郡役所処務細則」は、文書保存の章に「秋田県文書保存規則」から引き写した条文が多数認められる。

また、七郡役所の全てで文書係に編纂保存を集中している。鹿角および南秋田郡役所では、この時に編纂保存の分散が解消された。山本および河辺郡役所では、既に明治二十五年の時点で文書主務に編纂保存を集中していた。ゆえに、三十一年には秋田県管内の全郡役所で、記録の集中管理が徹底されたことになる。秋田県の郡役所において、近代的な文書管理制度の導入が最終的に完了した年として位置付けられよう。その反面、各郡役所の編纂保存規定には共通して、日常的な書庫の保存管理に関する規定の不備が見られる。二十年の仙北郡役所「文書編纂及保存規則」でも既に見られた傾向だった。保存環境に対する郡吏の意識が反映された可能性もある。

次に、各郡役所で発生した編纂保存規定の個性に注目してみたい。保存年限に関しては、十年保存文書を設定した南秋田・由利の二郡役所と、設定しなかった鹿角・北秋田・仙北・平鹿・雄勝の五郡役所に分かれる。中長期的な保存年限を必要と判断した郡役所は、未だ少数派だった。さらに、同じ保存年限の文書でも、各郡役所によって若干種類に違いが見られる。五年保存文書の種類について、北秋田郡役所と平鹿郡役所を対比してみよう。

北秋田郡役所の五年保存文書

- 一 金銭物品ノ支払ニ対スル請求書及領収書并金銭物品ノ送付券
- 一 願届報告ニシテ五ヶ年保存ヲ要スルモノ

平鹿郡役所の五年保存文書

- 一 事ノ輕易ニ属スル郡指令

表2 各郡役所の類別部目（農商係）

鹿 角	北 秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝
農 工 商 水 産 諸 会 社 山 林 畜 産 道路治水 鉄 道 営 繕 地 理 駅 通 気象報告 雑 款	農 商 雑 款	商 工 農 事 水 産 地 理 駅 通 蚕 業 山 林 諸 畜 気 産 土 象 報 木 雑 告 款	農 業 商 工 地理駅通 土 木 雑	農 工 商 地 理 土 木 駅 通 雑 款	例 規 蚕 糸 農 工 商 地理駅通 土 木 報 告 雑 款

一 処務上ニ属スル郡指令
一 金穀物品ノ支払ニ対スル請求及領収証并ニ金穀物品ノ送付券
一 郡会及町村会ノ決議
一 諸営業ニ関スル届書
一 前項ノ外参考トナルヘキ文書

北秋田郡役所では全ての郡指令を永年保存にしているが、平鹿郡役所では軽易なものを五年保存とした。また、北秋田郡役所では、どの保存年限にも郡会や町村会の決議に関する文書を記していない。

また、類別部目の部名も、各郡役所による差異が大きい。表2は、類別部目の現存する六郡役所について、農商係の部名を対比したものである。各郡役所の部名には、シリーズ・レベル設定の精粗の他に、地域産業の特色も反映されている。由利郡の場合は、日本海に面しかつ鳥海山麓を擁する条件から「水産」「山林」「畜産」等の部名を設定している。雄勝郡は県南有数の養蚕地帯であり、「農工商」より上位に「蚕糸」の部名を置いている。

さらに、簿冊編纂の対象とする保存年限文書の設定も画一的ではない。①永年保存文書のみ対象（鹿角、平鹿、雄勝）、②永年および十年保存文書を対象（南秋田、由利）、③永年および有期限文書全てを対象（北秋田、仙北）の三類型に分かれる。南秋田と由利の二郡役所が、県庁と同じ方式を採用している。

簿冊表紙の記載様式にも各郡役所により違いが見られるので、比較してみたい。写真1は北秋田郡役所、写真2は仙北郡役所の様式

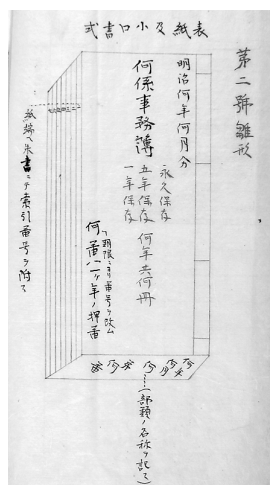


写真1 北秋田郡役所の簿冊表紙様式

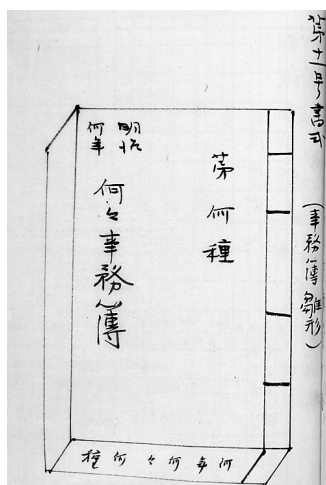


写真2 仙北郡役所の簿冊表紙様式

「〇〇保存」、仙北郡役所で「第何種」と表紙に記す方式である。仙北郡役所の場合、小口にも保存年限を記す方式であり、文書係による工夫の跡が見られる。両郡役所とも全ての有期限保存文書を簿冊に編纂したため、保存年限の記載を必須とした点で共通する。

編纂保存規定の各郡役所による個性化には、「郡制」施行後の郡

である。北秋田郡役所の場合、表紙に係名を記し、小口に類別部目の部名を記す形である。簿冊を平積みで保管した際、小口の部名を見て検索したためと推定される。仙北郡役所の場合も小口に部名を記した他、表紙にも「何々事務簿」と部名を記している。保存年限については、北秋田郡役所では

地方自治体化が影響したものと考えられる。特に保存年限と類別部目の設定に顕著であり、各郡の地域性も反映されていた。同様の事例は、丑木氏の紹介した山口県内の郡役所にも見受けられる。明治二十八年の山口県内では、各郡役所により保存年限の設定に、秋田県以上の著しい差異が存在していた⁽³¹⁾。今後の研究が進んだ際、右のような状況は、他府県の郡役所にも共通して見られるものと予想される。

一方、同年五月二十日、「監獄署文書保存規則」が制定された⁽³²⁾。二十三年に監獄署が設置された後、初めて作成された独自の編纂保存規則だった。その条文は本庁の二十九年「秋田県文書保存規則」、類別編纂基準は二十二年「警察本部文書編纂規則」を元に作成されている。これにより、本庁と警察部と監獄署がそれぞれ編纂保存規則をもつ形になった。

そして、翌明治三十二年三月十六日、「府県制」「郡制」が改正された⁽³³⁾。「郡制」改正では、郡会議員の選挙権者を直接国税三円以上納付者、被選挙権者を同五円以上納付者とする直接選挙制が導入された。郡会の支持基盤は自作農下層まで拡大された⁽³⁴⁾。これに対し秋田県では、「秋田県郡役所処務規程」を改正し郡役所の機構を強化しようとする動きが起きたが、結局実現には至らなかった⁽³⁵⁾。従って、郡役所の文書管理体制にも影響はなかった。

その後、明治三十五年十月二十八日、「監獄署文書保存規則」を廃止し、「監獄文書取扱及保存規程」が制定された⁽³⁶⁾。従前と比較し、

保存年限の設定、類別編纂の方法などに本庁や警察部の影響を脱した独自性が認められる^{④7}。また、書庫の日常管理については本庁よりも厳重に規定された。監獄署は、本庁や警察部とは異なる形ながら、非常に整備された編纂保存規則をもつに至った。しかし、翌年三月十九日、「地方官官制」の部分改正で、府県の機構は知事官房と内務部・警察部の二部制になった^{④8}。同日の「監獄官制」公布により監獄が司法省の管轄に入り、府県の監獄署は廃止されている^{④9}。

さて、独自の発達を遂げた警察と監獄の編纂保存規定とは対照的に、郡役所のそれは県庁のコピーに近い。警察や監獄と異なり、郡役所は県庁と同じ一般行政分野を扱っていた。郡役所では職務分課も文書管理制度も、おおよそ県庁の雛形の形で発達している。「郡区町村編制法」下ならび「郡制」下に共通した郡役所の特徴とも言えよう。

明治三十一年の「秋田県郡役所処務規程」制定を契機に、管内九郡役所で一斉に処務細則を改正した。その後も、表1に見たとおり、三十五年に仙北郡役所、翌年に鹿角郡役所で処務細則を改正している。

明治三十五年九月二十二日、「仙北郡役所処務細則」の改正が郡長中田直哉より申請され、十一月に県の認可を得た^{⑤0}。その条文内容は、三十一年に制定された「由利郡役所処務細則」のほぼ引き写しである。文書編纂及保存規則の章は、類別部目の部名まで由利郡役所のものを数多く引き写している^{⑤1}。また、由利郡役所同様に、中長

期的な十年保存文書が設定され、簿冊編纂の対象も永年および十年保存文書になった。人的脈絡として、同年七月に郡長に着任した中田の由利郡長前任の経歴が考えられる^{⑤2}。中田は、三十一年「由利郡役所処務細則」制定の際に郡長であった。前任地の処務細則を新任地に移植したことは明白である。中田自身の個性が強く関わった結果と推察され、一般的な事例とは言いがたい。が、郡長個人の経歴が編纂保存規定の内容に影響した点で、非常に興味深い事例と言える。

明治三十六年二月九日には「鹿角郡役所処務細則」の改正が申請され、六月に県の認可を得た^{⑤3}。前年七月に河野隆性が郡長に着任したことを契機に改正された可能性もある。しかし、処務細則は若干類別部目を整理した程度であり、改正前の内容とほぼ変化ない^{⑤4}。

3 明治四十年「秋田県処務細則」影響下

明治三十八年四月十八日、「地方官官制」の全面改正が行なわれた^{⑤5}。府県の機構は、知事官房と第一部く第四部の四部制に改編された。従前の警察部は第四部になり、内務部の系譜を引く第一部く第三部と同格に扱われることとなった。これに対応し、同月二十五日に「秋田県処務細則」も改正された^{⑤6}。章編成は、分課組織、事務分掌、処務順序、公文、文書編纂、服務、当直の全七章と附則である。この改正時から、それまで別規定だった文書管理関係が処務細則の中に取り込まれる形になった。処務順序の章に従前の「秋田県文書收受及発送細則」、公文の章に「公文例及文書符号」、文書編纂の章

に「秋田県文書保存規則」の内容が包含された。これ以後、郡役所の編纂保存規定は、「秋田県処務細則」の文書編纂の章をモデルに作成される傾向になる。

文書編纂の章は、従前の「秋田県文書保存規則」の条文を元に部分的に改正したものである。すなわち、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」の系譜上にあった。保存年限の設定は、従前どおり、永久・十年・五年・一年の四段階だった。従前と変わった点は、日常における書庫の保存管理が規定上で緩和されたことである。書庫の清掃、開閉の注意、退庁時の施錠、火気厳禁に関する条文が全て省略された。これは、後に郡役所の編纂保存規定にも影響したものと考えられる。また、類別部目表は、処務細則とは別に定めることとされた。しかし、四十年の「秋田県処務細則」改正に至るまで、類別部目表は制定されなかった。

明治三十八年「秋田県処務細則」が現行したのは、二年余の短期間である。この間に郡役所で処務細則や編纂保存規則を改正した記録は、秋田県庁文書群および各郡役所文書群中の簿冊に見出せない。三十八年「秋田県処務細則」は、管内郡役所の編纂保存規定に殆ど影響を及ぼさなかったものと推測される。

明治四十年七月十二日、「地方官官制」が部分改正された⁴⁷⁾。府県の機構は、知事官房と内務部・警察部の二部制に再編された。警察の職務分課は本庁と別体系の形に復した。これに伴い、府県の文書管理制度も本庁と警察の二体系で確立した。

「地方官官制」改正に対応し、同月十五日に「秋田県処務細則」が改正された⁴⁸⁾。章編成は、事務分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の全七章と公文例様式に改められた。文書編纂の章は、従前の処務細則とほぼ変わらない。類別部目表である「保存編纂部門」は、二十九年「秋田県文書保存規則」の類別部目表の形式を踏襲している。

明治四十二年六月八日には「警察文書編纂及簿冊規程」が制定された⁴⁹⁾。警察部で作成される簿冊の種類は、類別編纂基準である「文書編纂表」で予め規定され、警察部長に全て把握される仕組みだった⁵⁰⁾。簿冊の保存管理が、本庁よりも厳重に行なわれている。この年以後、「警察文書編纂及簿冊規程」の大きな改正は無い。

では、明治四十年「秋田県処務細則」が管内郡役所の編纂保存規定に及ぼした影響を見てみよう。明治四十年以後については、表1に見たとおり、大正六年の「秋田県郡役所処務規程」改正まで、各郡役所で一斉に処務細則を改正する機会は無かった。が、現存する記録から、明治四十年から大正六年までの一〇年間に、南秋田・鹿角・由利・雄勝・仙北の五郡役所で処務細則を改正したことを確認できる。また、年代不明だが、平鹿郡役所では、明治三十一年に制定した処務細則を四十二年までに少なくとも一回改正した形跡がある⁵¹⁾。その一方、大正六年に至るまで処務細則または編纂保存規則を改正しなかった郡役所が存在した可能性もあり得る。明治四十年「秋田県処務細則」の場合、各郡役所の編纂保存規定に影響の及ぶ

まで、それぞれ時差を生じていた。

平鹿郡役所の処務細則は、明治四十四年の行政監査時の復命書に添付された形で残されている。⁽⁵²⁾四十四年当時の現行処務細則であり、編纂保存規定を章編成に取り込んでいる。三十一年に制定された処務細則とは、章編成、条文の表現、類別部目とも一変している。文書編纂の章には、二十九年「秋田県文書保存規則」および四十年「秋田県処務細則」の影響が全く見られない。別系統から編纂保存規定が移植された可能性も考えられない。⁽⁵³⁾また、文書編纂の章では「永年保存ノ文書ハ文書係ニ於テ編纂シ其他ノ文書ハ主務係ニ於テ編纂スヘシ」とし、有期限保存文書の編纂を各係に任せている。記録の集中管理が一部崩された形である。

明治四十三年一月には「南秋田郡役所処務細則」が改正された。⁽⁵⁴⁾前年六月の三神正健郡長の着任を契機とした改正とも考えられる。⁽⁵⁵⁾編纂保存に関する条文は、明治四十年「秋田県処務細則」の文書編纂の章を元に、全体的に簡略化された内容である。改正前、簿冊に編纂する対象は永年および十年保存文書だったが、これに五年および一年保存文書も加えられた。また、編纂保存は文書係の担当としながらも、「但編綴索引ハ当分各係ニ於テ之ヲ為スコトヲ得」とし、各係で簿冊を編纂することも許容している。また、同年二月には「鹿角郡役所処務細則」が改正された。⁽⁵⁶⁾前年六月の戸崎順治郡長の着任が契機とも考えられる。⁽⁵⁷⁾編纂保存に関する条文は、南秋田郡役所の場合と異なり、二十九年「秋田県文書保存規則」の影響を引き

継いでいる。しかし、簿冊の編纂は各係の担当と改められ、保存のみ文書係の担当とされた。平鹿郡役所が有期限保存文書のみ編纂を各係に任せただけに對し、永年保存文書をも対象としている。

大正三年二月五日、「由利郡役所処務細則」が改正された。⁽⁵⁸⁾前年五月の長嶋筆吉郡長の着任を契機に改正された可能性もある。⁽⁵⁹⁾章編成も条文も、三十一年の処務細則と殆ど変わらない。従って、編纂保存に関する条文は、二十九年「秋田県文書保存規則」を元にしたままである。四十年「秋田県処務細則」の影響は全く見られない。由利郡役所では、三十一年時点で「秋田県文書保存規則」を元に編纂保存規定を確立したものと推定される。

大正三年の「由利郡役所処務細則」で最も重大な点は、編纂保存を各係に完全に任せたことである。関係の条文は左のとおりである。

第二十三条 総テ文書ハ各係ニ於テ本章ノ規定ニ依リ編纂保存スルモノトス

第三十一条 文書ノ編纂ヲ了リタルトキハ各係ニ於テ保存事務簿ノ書名ヲ調査シ索引ノ用ニ供スヘシ

第三十四条 保存期限ヲ畢リ廃棄スヘキ文書ハ各係ニ於テ其件名簿冊ヲ記録シ文書係ト合議シ郡長ノ決裁ヲ受ケ書中ノ印章等他ニ移用スヘキ虞アルモノハ塗抹又ハ裁断シテ之ヲ会計係ニ交付スヘシ

「秋田県郡役所処務規程」では、簿冊の編纂、保存管理、廃棄については文書係の担当と定められていた。前掲の平鹿、南秋田および

鹿角郡役所で、編纂のみを部分的あるいは全面的に各係に任せた事例は有った。しかし、由利郡役所においては、編纂保存を各係で全く自律的に行なう体制に移行している。これは、由利郡役所内の便宜主義から発想されたものと推察される。準則である「秋田県郡役所処務規程」には強制力が無かつたらしく、県は右の改正内容に認可を与えた。

郡役所における近代的な文書管理制度の発達から見た場合、記録の集中管理の崩れは大きな後退である。県は、大正三年において由利郡役所に対し記録の分散管理を認めた前例をつくったことになる。丑木氏の研究によると、「郡制」施行後の奈良県や山口県でも郡役所で編纂保存を各係に分散させた事例が有ったという。⁽⁶⁰⁾

翌大正四年一月六日、「雄勝郡役所処務細則」が改正された。⁽⁶¹⁾前年七月の植田稔一郡長の着任が契機だった可能性もある。編纂保存に関する章は、明治四十年「秋田県処務細則」をモデルにしている。

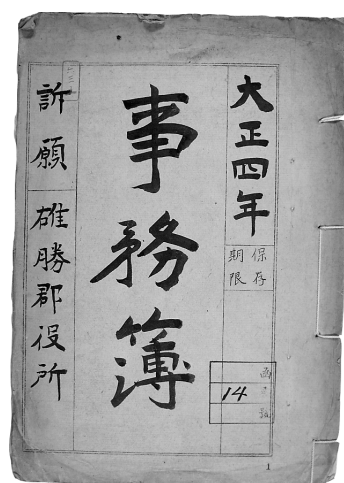


写真3 雄勝郡役所の簿冊表紙①

新たに、中長期的な十年保存文書も設定された。また、従前は永年保存文書のみ簿冊に編纂していたが、改正により有期限保存文書の全てを対象

とされた。また処務細則中に記載様式の規定は無いが、写真3の形で、大正四年から簿冊表紙に年代・保存期限・部名を書き込む欄が予め印刷されるようになった。保存期限の記入欄は、永年および有期限保存文書の全てを簿冊の形にしたため必要になったと推定される。この方式は、県内では雄勝郡役所以外に類例を見ない。

大正五年二月、「仙北郡役所処務細則」が改正された。⁽⁶²⁾前年四月の吉田穰郡長の着任から八か月後である。明治四十年「秋田県処務細則」を元に作成されており、文書編纂の章もその影響を強く受けている。文書の保存年限は、県庁と同じ永久・十年・五年・一年の四段階である。しかし、編纂については文書係の担当を原則としながら、各係にも許容している。

さて、明治四十年以後につき、各郡役所の編纂保存規定を対比してみると、個性の違いが一層顕著になったことに気付く。明治三十一年に各郡役所で一斉に処務細則を改正した際には、編纂保存規定はどれも二十九年「秋田県文書保存規則」をモデルに作成された。それに対し、四十年以後においては、必ずしも県庁の現行編纂保存規定がモデルとされた訳ではない。由利郡役所では、二十九年「秋田県文書保存規則」を元に、三十一年時点で編纂保存規定を確立させていた。平鹿郡役所では、四十年以後とは断定できないが、別系統の編纂保存規定の影響を受けた可能性もある。三十一年当時と異なり、各郡が独立した地方自治体となつてから相当の年月を経過していた。

そして、大正六年十二月十一日、「秋田県郡役所処務規程」が改正された。郡役所の職務分課は、庶務・教兵・勸業・財務の四係に整理された。機構縮小の背景には、明治三十七年以来、帝国議会に提出されていた郡制廃止法律案の存在がある。また、郡役所の現場における郡経費削減の問題もあつた。⁽⁶⁴⁾この改正で、従前の文書係は庶務係に統合された。筆頭に旧文書係の分掌を置き、重視の姿勢は認められるものの、全体から見て文書管理体制の縮小は否定できない。ただし、庶務係の分掌に「文書ノ編纂、保存、廃棄並図書ノ保守ニ関スル事項」を入れ、編纂保存および廃棄を集中している。

「秋田県郡役所処務規程」改正に対応し、大正六年十二月から八年十二月にかけて、各郡長から郡役所処務細則の制定認可が申請された。⁽⁶⁵⁾表1で見たとおり、九郡役所の処務細則または編纂保存規則が現存する。編纂保存規定を処務細則に取り込んだのは鹿角・山本・南秋田・河辺・由利・雄勝の六郡役所、別規定にしたのは北秋田・仙北・平鹿の三郡役所である。鹿角郡役所の場合、処務細則の改正部分のみが記録されている。⁽⁶⁶⁾平鹿郡役所の場合は、別規定にした編纂保存規則が現存しない。

各郡役所の編纂保存規定は、次の三類型に分かれる。第一は、明治四十年「秋田県処務細則」の文書編纂の章を元にした類型である。鹿角・山本・南秋田・河辺・雄勝の五郡役所が該当する。郡役所により模倣の度合いに差異が見られる。第二は、明治二十九年「秋田県文書保存規則」を元にした類型である。北秋田・由利の二郡役所

が該当する。由利郡役所の場合は、大正三年に改正した処務細則を機構再編に対応し手直した程度だった。編纂保存規定の内容に殆ど変化は無い。北秋田郡役所の場合、明治三十一年の「文書編纂保存手続」に替わり「文書編纂保存手続」が制定された。条文も附属書式も、ほぼ前例踏襲されている。北秋田郡役所も、明治三十一年時点で「秋田県文書保存規則」を元に編纂保存規定を確立させていたと言えよう。そして、第三は、別系統の編纂保存規定から影響を受けたと推測される類型である。仙北郡役所がこれに該当する。右の類型化については、既に見たとおり、大正六年以前から傾向が現れていた。

ここで、仙北郡役所の編纂保存規定を詳しく取り上げてみたい。大正六年以後に改正された編纂保存規定の中でも、他に類を見ない異質な内容である。「仙北郡役所処務細則」は七年四月一日に改正されたが、その章編成や条文は従前のものと全く一変している。文書管理に関しては、「庶務係二文書主務ヲ置キ文書ノ收受発送及保管ニ関スル事項ヲ取扱ハシム」としている。文書主務の配置は「秋田県郡役所処務細則」の規定中に無く、他の郡役所にも類例がない。そして、「文書主務ニ於テハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ編纂保存スヘシ」とし、編纂保存規定を処務細則から再び分離した。これをうけて、同日に「文書編纂保存規程」が制定されている。⁽⁶⁸⁾文書の保存年限は、県庁と同じ永久・十年・五年・一年の四段階である。しかし、その条文には、明治四十年「秋田県処務細則」の影響は殆ど見られ

ない。また、他の郡役所の編纂保存規定と対比すると、条文表現にかなりの違いが認められる^⑧。

仙北郡役所の「文書編纂保存規程」の特色は、簿冊の管理につき非常に厳重かつ詳細に規定したことである。「文書編纂保存規程」の末尾には、類別部目表にあたる「文書類目」が別記されている。類目すなわち部名は、庶務・教兵・勸業・財務の四係を合わせて四〇〇を越える数にのぼる。類目には、全係を通じた編冊番号が振られている他、同数に近い無番の類目も存在する。例えば、勸業係では、編冊番号の振られた類目は「農業」「林業」などであるのに対し、無番の類目は「官有地処分台帳」など具体的な簿冊名を記している。

また、「文書類目」は、永年保存および全ての有期限保存文書を編纂の対象とした。従前の仙北郡役所の編纂保存規定では、永年および十年保存文書のみが編纂されていた。「文書編纂保存規程」は、仙北郡役所内で編纂される全簿冊の種類を予め「文書類目」で規定し、洩れなく管理する方式だったと考えられる。編纂された簿冊は、文書台帳に登録され編冊番号で管理された。文書主務は「一ヶ年二回以上保管文書ヲ台帳ニ対照シ散逸ノ虞ナカラシムヘシ」として、文書台帳と保管簿冊の突合を義務づけられている。また、職員による利用時には、文書主務が管理する文書借覧簿に簿冊の編冊番号と類目を記入した。さらに、書庫内に関しては、「適宜係別二区画シ文書類目二分チテ位置ヲ定メ常ニ所在ヲ明ラカニスヘシ」としている。

「文書編纂保存規程」の簿冊管理の厳重さは、県内に類例を探せ

ば、警察の編纂保存規則によく似ている。特に、編纂され得るあらゆる簿冊の種類を予め規定して管理する方式は、明治四十二年「警察文書編纂及簿冊規程」に通じる^⑨。ただし、「文書編纂保存規程」の条文や「文書類目」に、「警察文書編纂及簿冊規程」の直接的な影響は見られない。

「文書編纂保存規程」制定時の仙北郡長は吉田穰である。吉田は大正四年四月に郡長に任命された。それ以前は、和歌山県で明治二十二年から四十三年まで警察に在職した経歴をもつ^⑩。可能性として、和歌山県の警察の編纂保存規則が、吉田を介し仙北郡役所に移植されたことも考えられ得る。確証は無く、現時点では推測に留まる。しかし、吉田郡長の在任時に仙北郡役所で大掛かりな文書整理が実施されたことは確かである。「文書編纂保存規程」には、「本規程ハ大正六年及同年度以前二属スル文書ニ適用ス」とある。吉田郡長の着任時、仙北郡役所の文書管理が再整備を要する状態だったことを窺わせる。大正七年に至り、明治四十年「秋田県処務細則」を元にした従来の編纂保存規定では再整備に限界ありと判断されたのだらう。

さて、仙北郡役所をふくめ殆どの郡役所が、この頃には中長期的な十年保存文書を設定している。北秋田郡役所のみが、永久・五年・一年の保存年限を前例踏襲した。

そして、大正六年以後、編纂保存を各係に分散させる郡役所が増している。六年十二月に認可申請された北秋田郡役所の「文書編

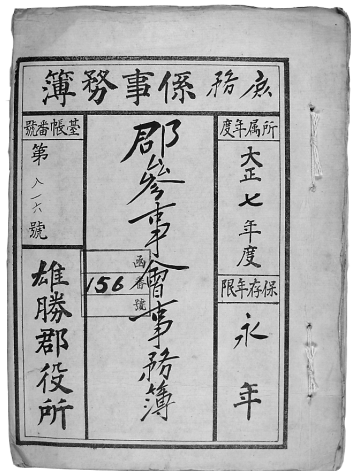


写真4 雄勝郡役所の簿冊表紙②

纂保存手続」には、「文案ノ編纂ハ各係ニ於テ保存ハ庶務係之ヲ為スモノトス」とある。簿冊の編纂は各係に任せられ、保存のみ庶務係で担当した。一方、同月に認可申請の「雄勝郡役所処務細則」では、「総テ文書ハ各係ニ於テ編纂ノ上本則ニ依リ保存又ハ廃棄スヘシ」としている。編纂のみならず保存と廃棄も各係に任せられた。これに伴い、庶務係における借覧手続きの条文が必要になり削除されている。写真4は、大正七年の雄勝郡役所文書の簿冊表紙である。予め各欄に既定事項が印刷しており、必要最小限のみ書き込む形になっている。各係での簿冊編纂を効率化するための工夫だったと推定される。県は、右の北秋田郡役所「文書編纂保存手続」および「雄勝郡役所処務細則」に対し認可を与えた。先の由利郡役所に続き、編纂保存の各係分散を許した前例がつけられた。これは、管内の郡役所で、近代的な文書管理制度の一部が崩れる大きな契機になった。七年十二月に認可された「河辺郡役所処務細則」では、北秋田郡役所と同じく簿冊の編纂を各係に任し、保存のみ庶務係の担当とした。翌八年十二月に改正申請された「南秋田郡役所処務細則」でも「総テ文書

ハ各係ニ於テ本章ノ規定ニ依リ編纂保存スルモノ」とされた。^②大正九年に入ると、仙北郡役所において編纂保存の分散化の動きがさらに進んだ。六月に「仙北郡役所処務細則」が改正認可を申請した際、庶務係に置いた文書主務の事務を従前の「文書ノ收受発送編纂及保管」から「文書ノ收受発送及保管」に改めている。^③文書の編纂は各係に任せられた。申請書には、改正の理由が次のように記されている。

従来庶務係ニ文書主務二名ヲ置キ一人ハ主トシテ收受発送ノ事務ニ当リ他ノ一人ハ編纂及保管ノ事務ニ従事セシメタルモ右ノ内編纂ニ付テハ各係ニ於テ処理スルヲ便宜ニシテ且ツ敏速ニ行フコトヲ得ルモノト認メタルニ因ル

各係で編纂を行なう方が効率的という実務上の判断からだ。おそらくは、他の郡役所も同様の判断から編纂保存を各係に任せたとのと考えられる。一方、七月には「鹿角郡役所処務細則」の改正認可が申請された。^④文書編纂及保存の章は、従前どおり明治四十年「秋田県処務細則」を元にしていて、その中に「完結シタル文書ハ庶務係ニ於テ編纂スヘシ 但各係ニ於テ之ヲ編纂スルコトヲ得」の条文がある。明治四十三年の処務細則では完結文書の編纂を各係へ分散していたが、今回は再び文書管理担当の係に集中させた。ただし、各係での編纂も許容している。

大正九年までに、管内九郡役所のうち鹿角・北秋田・南秋田・河辺・由利・仙北・雄勝の七郡役所で記録の集中管理が崩されたこと

になる。しかも、南秋田・由利・雄勝の三郡役所では、簿冊の保存まで各係に任せている。前掲した仙北郡役所の申請書で見たように、実務上の効率性を優先した便宜主義からきた傾向と思われる。効率性の優先には、郡制廃止論や郡経費節減を背景に六年に実施された機構縮小も少なからず影響したと推測される。機構縮小の中で行政上の効率性が優先された反面、歴史的な記録として郡役所文書を保存する観点からは結果的にマイナスとなった。

二 「郡制」廃止後の文書管理

大正十二年三月十五日の勅令第四四号により、同年四月一日をもって地方自治体としての郡が廃止されることとなった。^⑦四月一日以後、郡は「郡制」施行以前の行政区画に復した。秋田県管内の九郡役所は、県庁内務部の出先機関となった。

「郡制」廃止に対応した「秋田県郡役所処務細則」の改正は行なわれていない。郡役所の職務分課は、庶務・教兵・勸業・財務の四係のままであった。大正十二年以後に、各郡役所で処務細則や編纂保存規則を改正した記録は残っていない。「郡制」廃止は、各郡役所の文書管理に殆ど影響しなかった可能性が高い。

各郡役所では、「郡制」廃止以前の文書管理方式が、それぞれ継続されたものと推定される。郡役所が県庁内務部の出先機関になった後も、文書管理制度は画一化されていない。同じ内務部の出先機

関でありながら、郡役所ごとに保存年限や類別部目の設定、簿冊表紙の記載様式、保存管理の方法などが異なる状況だったと考えて良いだろう。また、大半の郡役所で記録の集中管理が崩れ、各係に分散していた。

大正十五年六月四日、「地方官官制」の全面改正で、郡長と島司を廃止し、島地また交通不便の地に府県支庁を置くことが定められた。^⑧これに伴い郡役所も廃止となった。秋田県では、「地方官官制」附則の定めに従い、七月一日に管内の郡役所を廃止し、その所轄事項を知事官房・内務部・学務部の各課へ移管した。

所轄事務の移管に伴い、各郡役所の簿冊も県庁に引き継がれた。郡役所の簿冊を県庁に引き継いだ際には、各係での分散保存が整理作業の障害になった可能性も考えられる。また、引き継ぎ後も、各郡役所による類別部目や表紙記載様式の違いが県庁書庫内での簿冊検索に若干影響したのではないか。

結びにかえて

以上、明治二十三年から大正十五年まで、郡役所の文書管理制度について編纂保存を中心にたどってきた。本稿をもつて、明治十二年の郡役所設置から大正十五年の廃止までの整理を一応終えることになる。これによって、秋田県の郡役所文書群につき、編綴過程と保存管理の変遷を一通り明らかにできた。職務分課の変遷と合わせ

て、秋田県公文書館所蔵の郡役所文書群の内的秩序を理解する一助となれば幸甚である。

さて、本稿では秋田県管内の郡役所を対象としたが、ここで一般的に郡役所の文書管理制度を調査する際の前提を整理しておきたい。郡役所の文書管理制度の正確な把握には、所轄の府県庁の文書管理制度を解明しておくことが不可欠になる。記録の集中管理、類別部目制および保存年限制は、府県庁から管内郡役所へ広まった。内務省を始源とした近代的な文書管理制度が地方へ伝播していく段階の一つとして、郡役所の場合を位置付けるべきである。

また、本稿での分析から、郡役所文書群を史料整理する際に予想される留意点を二点ほど記しておきたい。第一点は、同じ府県内の郡役所文書でも、編纂保存規定の違いから、保存年限や類別部目、また簿冊表紙の記載様式などが一様でないことである。第二点は、郡役所で編纂保存を各課係に分散していた場合、府県庁に引き継がれた文書群の残存状況に影響が考えられることである。以上の二点については、今後、実際に郡役所文書群を構造分析した後に、さらに検討されなければならないだろう。

註

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』第十四号(二〇〇八年)
- (2) 明治二十二年十一月十五日「県報」第七九号 青山貞知事から各郡役所にあて、編纂保存規則の制定と文書の悉皆整理が命じられた。

秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について

- (3) 明治二十三年五月十七日法律第三五号、第三六号(明治二十三年『法令全書』)
- (4) 『国史大辞典』第四卷(吉川弘文館 一九八四年) 一〇三七―一〇三八頁
- (5) 告示第四〇号(明治二十四年三月三十日「県報」号外)
- (6) 訓令甲第一号(明治二十四年一月六日「県報」第二五一号)
- (7) 訓令甲第五〇号(明治二十九年三月三十一日「県報」号外)
- (8) 訓令甲第二三号(明治三十八年四月二十五日「秋田県報」号外)
- (9) 明治四十年七月十五日訓令甲第四九号(明治四十年「秋田県令全書」 九三〇―一〇三一―一二四二〇)
- (10) 明治二十三年十月十一日勅令第二二五号(明治二十三年『法令全書』)
- (11) 訓令甲第三一二号(明治二十三年十一月十五日「県報」号外)
- (12) 訓令甲第五号(明治二十四年一月十三日「県報」第二五一号)
- (13) 訓令甲第五九号(明治二十五年三月三十日「県報」第四三三三三三三)
- (14) 明治二十五年六月十二日「第一課郡市町村掛事務簿」(九三〇―一〇三一―九四〇四) 明治二十五年十一月二十日に内務部第一課で起草された郡役所事務調査報告によると、「町村制」「郡制」「府県制」「小学校令」等施行後に郡役所の事務が膨大化したという。しかし、二十五年通常県会で郡役所雇員の俸給費が三分の一に削減され実質人員減になったため、事務効率化を図り文書主務と郡務課を置く「更革」を行なった。二十五年の機構改正には、執行機関の体制強化とともに再編効率化の目的もあった。
- (15) 明治二十五年改定「郡役所処務細則纏」(九三〇―一〇三一―一二二三) 鹿角郡(明治二十五年五月十七日申請、同三十一日認可)、山本郡(五月四日申請、同五日認可)、北秋田郡(四月八日申請、同十九日認可)、南秋田郡(四月十八日申請、同二十七日認可)、河辺郡(四月申請、五月五日認可)、由利郡(五月九日申請、同十九日認可)、仙北郡(四月十一日申請、同十六日認可)、平鹿郡(四月申請、同二十五日認可)、雄勝郡(四月十六日申請、同二十日認可)

- (16) 「鹿角郡役所処務細則」は、分課組織、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の六章と補則で全三七条。「山本郡役所処務細則」は、処務、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の六章で全四九条。「北秋田郡役所処務細則」は、文書收受、文書弁理、文書発送、雑則の四章で全四四条。「南秋田郡役所処務細則」は処務順序、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の六章で全六二条。「河辺郡役所処務細則」は、処務権限、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、雑則の六章で全五二条。「由利郡役所処務細則」は、通則、文書收受、文書処理、文書発送、(文書編纂、(雑則)の六条で全六〇条。「仙北郡役所処務細則」は、文書主務、郡務課、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の七章で全六〇条。「平鹿郡役所処務細則」は、総則、文書收受、()、()、文書発送、文書編纂、職員心得の七章で全五六条。「雄勝郡役所処務細則」は、処務順序、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の六章で全五九条。
- (17) 明治二十六年十月三十一日勅令第一六二号(明治二十六年『法令全書』)
- (18) 訓令甲第一五六号(明治二十六年十一月二十九日「県報」第六〇八号附録)
- (19) 訓令甲第九号(明治二十七年一月二十日「県報」第六二七号)
- (20) 訓令甲第四九号(明治二十九年三月三十一日「県報」号外)
- (21) 訓令甲第五〇号(同)
- (22) 訓令甲第五一号(同)
- (23) 訓令甲第五二号(同)
- (24) 訓令甲第五三号(同)
- (25) 明治二十五年三月三十一年十二月「第一課郡市町村掛事務簿」行政之部 全(九三〇一〇三一〇九四一〇)第二五条で「文書保存期限編纂ノ類別及其規定ハ別ニ定ムル所ニ拠ルヘシ」とした。
- (26) 明治二十九年「河辺郡諸達」第十一号 郡令、郡達、告諭、訓示、
- (27) 内訓、告示、甲乙訓令、文書主務(九三〇一〇三一〇一五二六)
- (27) 明治二十九年十月二十日勅令第三三七号(明治二十九年『法令全書』)
- (28) 訓令甲第六五号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四三号)
- (29) 明治三十一年三月十六年「郡役所処務細則改正二関スル綴」(九三〇一〇三一〇一五六) 鹿角郡(明治三十一年五月二十日申請、同月認可)、山本郡(五月六日申請、同十三日認可)、北秋田郡(七月八日申請、八月認可)、南秋田郡(四月十九日申請、五月二日認可)、河辺郡(四月二十七日申請、五月認可)、由利郡(四月七日申請、同五月二日認可)、仙北郡(四月二十一日申請、五月十八日認可)、平鹿郡(五月五日申請、同十二日認可)、雄勝郡(五月七日申請、同二十三日認可)
- (30) 「南秋田郡役所処務細則」では、第四一条に「文書編纂ノ部門ハ別冊附録ノ定ムル所ニ依ルヘシ」と定めるが、別冊附録が欠落する。
- (31) 丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」(『記録と史料』第一七号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 二〇〇七年三月) 山口県では明治二十七年に「郡制」が施行された。翌年に制定された管内各郡役所の編纂保存規則を見ると、大島郡役所が無期・五〇年・四〇年・二〇年・一二年・一〇年・八年・五年・三年の九段階、都濃郡役所が永年・一〇年・五年・三年の四段階、那珂、佐波、吉敷、豊浦、阿武児島郡役所が永年・五年・一年の三段階、熊毛郡役所が永年・五年の二段階で保存年限を設定している。
- (32) 訓令甲第九八号(明治三十一年五月二十日「県報」第一二五九号)
- (33) 明治三十二年三月十六日法律第六四、六五号(明治三十二年『法令全書』)
- (34) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂 一九九〇年) 一三五―一三六頁
- (35) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 二〇〇七年)
- (36) 訓令甲第七五号(明治三十五年十月二十八日「秋田県報」第一七一

- (40) 拙稿「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十二号 二〇〇六年)
- (38) 明治三十六年三月十九日勅令第三四号(明治三十六年『法令全書』)
- (39) 明治三十六年三月十九日勅令第三五号(同)
- (40) 明治三十一〜三十六年「郡役所処務細則改正二関スル綴」(九三〇一〇三―一〇二六) 明治三十五年「仙北郡役所処務細則」は、文書ノ收受発送、処務順序、文書編纂及保存、職員心得、当直宿直心得、附則の全六章から成る。
- (41) 庶務係の類別部目の部名には「由利郡役所処務細則」から引き写された「浦役場」が見られるが、仙北郡は内陸部に位置する。
- (42) 『歴代秋田縣公人録』(瀬谷純一 一九一五年、秋田県立図書館所蔵) 四三〜四四頁 中田直哉は明治三十年五月二十四日から三十五年七月十四日まで由利郡長、三十五年七月十四日から四十一年一月十四日まで仙北郡長に在任した。
- (43) 明治三十一〜三十六年「郡役所処務細則改正二関スル綴」(九三〇一〇三―一〇二六) 明治三十六年「鹿角郡役所処務細則」は、文書收受、文書処理、発送文書、文書編纂及保存、服務心得、当直心得の全六章から成る。
- (44) 『歴代秋田縣公人録』 四七、五六〜五七頁 河野隆性は、明治三十五年七月十四日から四十二年六月十八日まで鹿角郡長に在任した。愛媛県で巡查を奉職した後に警部に昇進し、香川、岡山、富山県に転任した後、三十三年六月に秋田県警部に任じられた。鹿角郡長に任命以前は警察勤務の経歴が長く、由利郡長を前任した中田直哉とは条件が異なった。また、河野と中田の個性の違いも関係したと推察される。
- (45) 明治三十八年四月十八日勅令第一四〇号(明治三十八年『法令全書』)
- (46) 訓令甲第二三三号(明治三十八年四月二十五日「秋田県報」号外)
- (47) 明治四十年七月十二日勅令第二六六号(明治四十年『法令全書』)

- (48) 明治四十年七月十五日訓令甲第四九号(明治四十年「秋田県令全書」 九三〇一〇三―一二四二〇)
- (49) 訓令甲第二一号(明治四十二年六月八日「秋田県報」第三三八号)
- (50) 拙稿「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」
- (51) 明治四十一年一月〜四十二年十二月「内務部庶務課事務簿」行政全(九三〇一〇三―一〇九四三七) 明治四十二年二月十九日に「平鹿郡役所処務細則」の部分改正が申請されている。改正の第四章第二九条は、四十四年の行政監査時に現行の処務細則と全く同一である。
- (52) 明治四十四年「郡役所事務検閲書類」(九三〇一〇三―一〇二三三八) 明治四十四年時現行の「平鹿郡役所処務細則」は、文書收受、文書処分、文書発送、文書編纂、服務、当直、表簿、附則の全八章から成る。附録の書式は一九種類と非常に細かく設定されている。
- (53) 『歴代秋田縣公人録』 四四〜四五頁 明治三十一年から四十四年までの一四年間に、平鹿郡役所には県外から三人の郡長が転任している。樋口兵次郎(福島県岩瀬郡長より、明治三十九年十一月六日から四十年四月二十五日まで在任)、鎗井亀太郎(群馬県新田郡長より、明治四十二年九月二十八日から四十四年十二月二十七日まで在任)、本田龍助(静岡県小笠原郡長より、明治四十四年十二月二十七日から大正二年七月三十一日まで在任)。郡長の転任に伴い、他県の郡役所から別系統の編纂保存規定が移植された可能性もあり得る。
- (54) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三―一〇一三七六)
- (55) 『歴代秋田縣公人録』 三九、五〇頁
- (56) 明治四十二年十二月〜四十三年十二月「内務部庶務課事務簿」行政全(九三〇一〇三―一〇九四三九)
- (57) 『歴代秋田縣公人録』 四七、五二頁
- (58) 大正五年「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―一〇一三五二) 大正三年二月五日由利郡訓令乙第六号
- (59) 『歴代秋田縣公人録』 四三、五七頁

- (60) 丑木「郡役所文書の構造と特質」 奈良県の管内郡役所では、明治三十九年七月七日の「郡役所処務規程」の改正により、各係に編纂保存を分散させ、庶務係が簿冊台帳により所在管理する体制になった。山口県では、明治二十八年、那珂および熊毛郡役所において、各掛に編纂保存を分散させ、庶務掛が目録や記録台帳により所在管理する方式が採られた。
- (61) 明治三十二年以降「郡訓令綴」乙（九三〇一〇三一〇一七六三）
- (62) 『歴代秋田縣公人録』四六、六一頁
- (63) 大正四年五々十二月「内務部庶務課事務簿」行政 雑之部 二番（九三〇一〇三一〇九四四四）「仙北郡役所処務細則」は、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の全六章から成る。
- (64) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (65) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三一〇一三七六）
鹿角郡（大正六年十二月二十六日申請、七年二月認可）、山本郡（七年三月十六日申請、同月認可）、北秋田郡（六年十二月二十七日申請、七年四月認可）、由利郡（六年十二月二十五日申請、七年二月認可）、平鹿郡（七年一月十二日申請、二月認可）、雄勝郡（六年十二月二十七日申請、七年二月認可）、大正七年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三一〇一三七六）、大正八々九年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三一〇一三八二）
南秋田郡（六年三月十七日申請後調整、八年十二月十九日再申請、同月認可）、大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」（九三〇一〇三一〇一三八〇）
仙北郡（六年十二月二十一日申請、七年二月認可）
- (66) 部分改正された編纂部門は、表形式や部名などに、明治四十年「秋田県処務細則」の「保存文書編纂部門」の影響を色濃く見られる。
- (67) 大正七年四月一日仙北郡訓令甲第三号
- (68) 大正七年四月一日仙北郡訓令甲第四号
- (69) 一例を挙げれば、仙北郡役所の大正七年「文書編纂保存規程」では、文書の編纂に関する条文中「編纂装釘」の語が使用されている。従
- 前の県庁ならび郡役所の編纂保存規定には、全く見られなかった表現である。
- (70) 拙稿「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」
- (71) 『歴代秋田縣公人録』四四、五七頁 吉田穰は明治二十年に和歌山県巡查を拝命し、二十九年に巡查に累進、四十一年二月に警視に栄進した。四十三年三月に和歌山県東牟婁郡長に任命、大正三年四月に依願免官した。仙北郡長には大正四年四月三十日に任命された。
- (72) 大正八々九年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三一〇一三八二）
- (73) 同 「仙北郡役所処務細則」は、大正九年十一月に認可。
- (74) 同 「鹿角郡役所処務細則」は、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂及保存、服務、当直の全七章。大正九年十月に認可
- (75) 大正十二年三月十五日勅令第四四号（大正十二年「法令全書」）
- (76) 大正十五年六月四日勅令第一四七号（大正十五年「法令全書」）

『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』成立に関する史料群

畑 中 康 博

はじめに

当館所蔵の佐竹文庫と郷土資料に、旧秋田藩士が戊辰戦争の軍功を書き上げ、それが合冊された資料が二十六点ある。本稿ではこれを「秋田藩戊辰戦争軍功書き上げ資料群」と呼称（軍功資料群と略称）して目録化し、そこから浮かび上がってくる事実を述べる。

慶応四年（一八六八）戊辰戦争時の秋田藩は、奥羽列藩同盟に調印するも後に同盟を離脱し奥羽鎮撫総督の下で戦う歴史をたどった。

戊辰戦争時の秋田藩について記した明治時代の書物を見ると、家老戸村十太夫が独断で奥羽列藩同盟に調印したため秋田藩は勤王を貫くことができなかった、と戸村を藩の勤王路線を妨害した人物として描くことで「勤王秋田藩」を強調している。^①

これが否定されたのは昭和三十六年（一九六二）刊行の『秋田県史』第四巻維新編で、この中で戸村十太夫の奥羽列藩同盟調印は彼の独断ではなく藩主の指示によるものであったことが明らかにされた。^②まさにこれは明治以来の「勤王秋田藩」像を大きく転換するもので、鎌田永吉は秋田藩の奥羽列藩同盟離脱を勤王精神の発露と説明してきた明治以来の歴史書を「俗流史学」と断じ、歴史学研究の

俎上から外すことを提唱している。^③

鎌田をして「俗流史学」と断じられた「勤王秋田藩」像を最初に作り上げた書物が、佐竹家編纂の『戊辰秋田勤王記』と『戊辰秋田戦争記』であり、実は本稿で取り上げる軍功資料群は、両書の編纂のために集められたものである。そこで本稿では、軍功資料群を目録化すると共に、旧藩士の戊辰戦争の記憶から「勤王秋田藩」像がどのように誕生したのか、その過程を簡単に述べていきたい。

1 目録

まず軍功資料群二十六点の全体像を示す。資料は複数の旧藩士の軍功書き上げや諸資料から構成されているが、これまで一件ごとのデータはなかった。そこで全体像を目録化するにあたって、筆者は次の方針で件名の表題を付けた。

- ① 件名は各資料に記載されている原表題あるいは柱書を採用した。
- ② 原表題・柱書では不十分と判断したものや無いものには、資料内容を（ ）で記した。
- ③ 資料形状が明らかな場合は「」で示した。

戊辰勤王記史料 各十行動書

AS212.1-72-1

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(戸村大学手旗奉行小貫蔵人軍功書き上げ)	明治19	9月	小貫勇吉	
2	明治戊辰出兵手続 (戸村大学組下横手士族高橋平治軍功書き上げ)	明治19	9月	高橋平治	
3	(八代新三郎軍功書き上げ)	明治19	9月17日	八代新三郎	
4	覚 (戸村大学横手給人国分庄左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	国分須賀	
5	[書状] (戊辰戦争の事録編纂につき参考書類1冊を献呈することにつき)	明治19	1月7日	橋本宗彦	御代信成
6	記 (箭田野与市郎軍功書き上げ)	明治19	9月	二階堂行久	
7	(秋田藩中士大瀬弾右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手裏町士族 大瀬弾右衛門	
8	(大瀬佐弥軍功書き上げ)	明治19	9月20日	大瀬伊左衛門	
9	探索諸記 在陳中之手記	慶応04	8月～9月		
10	(戸村大学組下横手給人小室蔵十郎軍功書き上げ)	明治19	9月	小室宗久	
11	(戊辰秋田勤王記下書き)				
12	[書状控] (借用の出陣記録1冊返却)	明治21	10月29日	秋田戊辰勤王記編纂方大野光緝・西宮 継	金 保太郎
13	記 (上京に伴い資料9冊借用願い)	明治19	10月13日	根本通明	稲川直清
14	秋田勤王記戊辰戦争記				
15	記		5月4日		
16	戦争手続書 (国谷八郎左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月18日	横手士族国谷清之助・不在につき石井藤馬	
17	覚 (塩篤志軍功書き上げ)	明治03	10月	塩 篤志	
18	(金寅吉軍功書き上げ)			横手根岸町士族 金 運治	
19	(天神林力蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	横手士族 天神林吉範	

戊辰勤王記史料 各十行動書

AS212.1-72-2

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(戸村大学手鉄砲頭信太浅右衛門軍功書き上げ)			信太武治	
2	覚 (戸村大学支配後藤又蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 後藤又蔵	
3	(戊辰秋田勤王記下書き)			西宮 継	
4	(戸村大学支配小徳友蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	小徳成秀	
5	紀 (足軽奈良勝三軍功書き上げ)	明治19	1月	十二処町士族 奈良勝蔵	
6	出兵覚 (中安泰治手横手中土石川市十郎軍功書き上げ)	明治03	10月	石川市十郎	
7	出兵覚書 (中安泰治手秦弥市軍功書き上げ)	明治03	10月	秦 弥市	
8	(戸村大学手横手中土佐川治部左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川治部左衛門	
9	(鈴木惣左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	鈴木惣左衛門	
10	(横手中土石川吉右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	石川吉右衛門	
11	(中安泰治手小松理右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	小松理右衛門	
12	(石川助十郎軍功書き上げ)	明治03	10月	石川助十郎	
13	(小室平太夫軍功書き上げ)	明治03	10月	小室平太夫	
14	(小室平治軍功書き上げ)	明治03	10月	小室平治	
15	(戊辰秋田勤王記下書き)				
16	(仙北郡奥田六右衛門軍功書き上げ)			奥田六右衛門	
17	(辻辰之助軍功書き上げ)		6月	直清	
18	戊辰之役二付書上	明治19	1月18日	十二処町士族 佐藤角之助	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
19	佐竹九郎戦争書上	明治19	9月		
20	戊辰ノ役戦死者遺骸改葬并ニ記念碑建設ノ儀ニ付上頼			辻源之助・中嶋良助	佐竹従五位様御令扶
21	従軍殉難者埋骨改葬并ニ記念碑建設方及該補助費御下金之儀ニ付願	明治19	7月24日	辻源之助・中嶋良輔・中嶋宅右衛門・青柳敏吉・稲川直清・小泉吉太郎・御代信成	秋田県令青山貞
22	戊辰ノ役戦死者遺骸改葬並ニ記念碑建設ノ儀ニ付上頼			辻源之助・中嶋良助	佐竹従五位様御令扶
23	従軍殉難者埋骨改葬并ニ記念碑建設方及該補助費御下金之儀ニ付願	明治19			秋田県令青山貞
24	戦死者改葬手続書				
25	(鉄砲与力菅生直右衛門軍功書き上げ)	明治19	1月	十二処町士族 菅生直右衛門	
26	(借用・返却資料一覧)				
27	(軍功褒賞姓名録)				

戊辰勤王記史料 各十行動書

AS212.1-72-3

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	記(塩藤太軍功書き上げ)	明治19	9月13日	横手嶋崎町 塩藤太	
2	(石井吉右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手裏町 石井吉右衛門	
3	(五味関市右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	天神林吉範	
4	(横手士族八文字惣右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	八文字惣右衛門	
5	記(長嶋正為軍功書き上げ)	明治19	9月	長嶋正為	
6	(横手士族安士孫兵衛軍功書き上げ)	明治19	9月19日	安士孫兵衛	
7	(戸村大学組下横手給人小室新蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	小室新蔵	
8	(戸村大学手組頭前沢主殿軍功書き上げ)	明治19	9月	前沢胤亮	
9	(横手士族小貫治右衛門軍功書き上げ)	明治19		横手嶋崎町 小貫治右衛門	
10	記(小味淵七兵衛軍功書き上げ)	明治19	9月10日	横手士族 小味淵七兵衛	
11	戊辰出兵手続(横手中士石川善兵衛軍功書き上げ)	明治19	9月	横手士族 石川 屯	
12	慶応ノ役記録書上	明治19	9月13日	横手下夕町 山崎作右衛門	
13	(横手中士大庭茂左衛門軍功書き上げ)			大庭茂左衛門	
14	記(横手士族河野九左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	河野茂左衛門	
15	戊辰出手続	明治19	9月	横手中士 椎名友之丞	
16	(椎名徳治軍功書き上げ)	明治19	9月20日	椎名徳治	
17	(須田勘兵衛軍功書き上げ)			須田秀清	
18	(石井良蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	石井良蔵	
19	(石川三郎右衛門)	明治19	8月12日	石川三郎右衛門	
20	(石川利助軍功書き上げ)	明治19	9月12日	石川利助	
21	(菊地藤七郎軍功書き上げ)	明治19	9月	菊地藤七郎	
22	記(二階堂兎毛軍功書き上げ)	明治19	9月	二階堂兎毛	
23	(高屋平蔵軍功書き上げ)	明治19	9月	高屋平蔵	
24	(関矢五左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	関 矢五左衛門	
25	[書状](軍功書き上げ送付につき)	明治19	9月15日	小田部政胤	根本通明
26	(小田部政胤軍功書き上げ)	明治19	9月	小田部政胤	
27	戊辰之役履歴書(戸村大学組下横手士族須田市右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	須田謙吉	
28	戊辰之役履歴(戸村大学組下須田忠右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手本町士族 須田秀武	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
29	戊辰之役履歴書（山崎十左衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	山崎忠剛	
30	戊辰ノ役履歴書（元戸村大学組下横手士族長沼五郎左衛門軍功書き上げ）	明治19	9月14日	長沼宗恭	
31	覚（宇野甚兵衛軍功書き上げ）	明治03	10月	宇野甚兵衛	
32	慶応四辰年出兵覚書	明治19	9月	横手本町 須田庶治	
33	戊辰出兵手続	明治19	9月	横手士族 椎名六郎兵衛	
34	戊辰出兵手続（横手中士善兵衛嫡子石川蔵人軍功書き上げ）	明治19	9月	石川 屯	
35	記（二階堂一軍功書き上げ）	明治19	9月	横手士族 二階堂 一	
36	記（矢田野源助軍功書き上げ）		9月	横手士族 二階堂驛助	
37	（横手士族五味潤政雄軍功書き上げ）	明治19	9月	天神林吉範	
38	戊辰之役出兵日記（平塚金治軍功書き上げ）	明治19	9月11日	横手中士 平塚能右衛門	
39	（横手中士掛札久右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月14日	横手中士 掛札久右衛門	
40	（青木祐吉軍功書き上げ）	明治19	9月	青木祐吉	
41	記（横手士族小味潤吉兵衛）	明治19	9月	小味潤吉兵衛	
42	（横手士族関喜右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	関喜右衛門	
43	（掛札庄治軍功書き上げ）	明治19	9月	掛札庄治	
44	（掛札半之丞軍功書き上げ）	明治19	9月	掛札半之丞	
45	記（大庭助之進軍功書き上げ）			大庭助之進	
46	（遠藤政吉軍功書き上げ）	明治19	9月	遠藤政吉	
47	（明治元年10月1日～10月晦日の諸届）				
48	〔書状〕〔北秋田郡役所で取りまとめた大館・十二処の旧藩士の軍功書き上げ送付につき〕	明治19	4月24日	泉 剛助・日理宗信	御代信成
49	明治元年戊辰戦争次第書（鉄砲頭根本三郎右衛門軍功書き上げ）	明治19	3月6日	大館士族 根本樞蔭	

戊辰勤王記史料 各十行動書

AS212.1-72-4

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	〔書状〕（軍功書き上げの提出につき）	明治19	3月	十二処士族 岡本大作	北秋田郡長 日理宗信
2	（十二処士族岡本大作軍功書き上げ）	明治19	3月	十二処士族 岡本大作	

戊辰戦争関係書類綴

AS212.1-73

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	生保内村戊辰戦跡記	明治18	12月	小松弘毅	
2	（戸村大学支配須釜専治軍功書き上げ）	明治19	9月	須釜専治	
3	（戸村大学支配須釜富治軍功書き上げ）	明治19	9月	須釜富治	
4	（戸村大学支配小川幸吉軍功書き上げ）	明治19	9月	小川幸吉	
5	覚（茂木筑後支配石井市右衛門軍功書き上げ）			石井市右衛門	
6	覚（茂木筑後支配石井市右衛門軍功書き上げ）			石井市右衛門	
7	（秋田郡十二所町旧小頭渡辺正兵衛軍功書き上げ）	明治19	1月	北秋田郡中野村住居 士族渡辺正兵衛	
8	（秋田郡十二所町旧小頭渡辺正兵衛軍功書き上げ）	明治19	1月	北秋田郡中野村住居 士族渡辺正兵衛	
9	戊辰戦争始末書	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町 士族佐藤貞助	
11	〔下書〕（慶応4年6月22日岡内之丞仙台より帰着、明日使者を沢副督へ送ることにつき）				

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
12	(慶応4年7月20日付、米沢藩倉崎七左衛門ほか3名よりの書状写)				
13	戊辰之役自己二関スル廉々書上	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町 士族渡辺勇真	
14	(北秋田郡十二所町武田惣作軍功書き上げ)	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町 士族武田惣作	
15	軍功書上	明治19	1月	北秋田郡十二処町 平民布施竹松	
16	戊辰戦跡略記	明治19	1月	高階多吉	
17	(南秋田郡八橋村平野親信軍功書き上げ)	明治18	12月28日	南秋田郡八橋村 士族平野親信	
18	(南秋田郡田町小室秀俊軍功書き上げ)	明治19	1月	南秋田郡田町 士族小室秀俊	佐竹様家扶局
19	戊辰戦争日誌抜書	明治18	12月	水戸部正蔵	
20	(明治14年9月16日川井嘉八郎天顔奉拝につき御行幸御用係からの達と請書の写し)	明治20	7月18日	川井嘉八郎	
21	記(秋田町御用閑那波三郎左衛門へ秋田県庁が与えた書付写し)	明治20	8月	那波三郎左衛門	
22	院内記事	明治19	9月	近藤弘家	
23	(雄勝郡下院内村士族小沼隼太軍功書き上げ)			下院内村士族 小沼隼太	
24	十二所口戊辰戦争略記			北秋田郡十二所町 茂木知端	
25	軍事纏(写)				
26	江間日記(写)				
27	御三卿御転陳纏(写)				
28	御三卿御旅館纏(写)				
29	御軍事纏(写)				
30	長瀬日記(写)				
31	戦争書言上 おい川(写)				
32	中安泰治陳中記録(写)				
33	(梅津小太郎の記事写)				

戊辰戦争関係書類綴

AS212.1-74

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	簿新撰関係書類八号 草稿の又草稿				
2	覚(平鹿郡横手島崎町士族根本三之丞軍功書き上げ)	明治19	9月	平鹿郡横手島崎町 士族根本三之丞	
3	[書状](取りまとめた戊辰戦争軍功書き上げの提出につき)	明治19	9月23日	泉田政成	滑川道原
4	(横手裏町士族大瀬伊左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月20日	横手裏町 士族大瀬伊左衛門	
5	戊辰戦争覚			横手住人 士族長沼四郎兵衛光行	
6	明治戊辰之役戦争手続(中士故野上庄右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手本町 士族野上又太	
7	明治戊辰之役戦争手続(中士故野上庄右衛門長孫故野上彦一軍功書き上げ)	明治19	9月	横手本町 士族野上又太	
8	明治戊辰之役戦争手続(中士故野上庄右衛門二孫故野上長治軍功書き上げ)	明治19	9月	横手本町 士族野上又太	
9	戊辰之役履歴書	明治19	9月	元戸村大学組下 横手士族吉沢助左衛門	

明治戊辰征賊役中事件書上外

AS212.1-75

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	明治戊辰征賊役中事件書上	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町 士族奈良与市	
2	覚（足軽和吉軍功書き上げ）	明治19	1月	北秋田郡十二所町 士族小笠原内蔵吉	
3	〔書状〕（旧藩士の軍功書き上げ送付につき）	明治19	4月16日	泉田政成	西代信成
4	〔書状〕（自著『戦争顛末記』提出につき）	明治19	1月7日	橋本宗彦	佐竹様御家令
5	（平鹿郡上鍋倉村伝之助が仙台藩の大砲を奪い殺害された件につき書き上げ）				

戊辰戦争出陣記一

AS212.1-85-1

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	（祖父石川早人軍功書き上げ）			石川伝蔵	
2	（横手城代戸村大学組下故前沢弥市軍功書き上げ）	明治19	9月	横手上根岸町 前沢ミサ	
3	出兵覚（浅利長兵衛軍功書き上げ）	明治19	9月19日	浅利長兵衛	
4	（伊坂小一郎こと遠藤小市郎軍功書き上げ）		9月15日	遠藤小市郎	
5	（小田部五右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月13日	小田部五右衛門	
6	記（北秋田郡十二所小笠原賢治軍功書き上げ）	明治19	1月	北秋田郡十二所 小笠原賢治	
7	覚（大森五郎左衛門軍功書き上げ）			横手士族 大森玉太郎	
8	覚（大森又六軍功書き上げ）			横手士族 大森玉太郎	
9	覚（大森恭助軍功書き上げ）			横手士族 大森玉太郎	
10	戊辰之役履歴書	明治19	9月	戸村大学組下 横手士族椎名 糺	
11	（大森又右衛門軍功書き上げ）			大森又右衛門	
12	（遠藤小十郎軍功書き上げ）		9月15日	遠藤小市郎	
13	（石井忠儀軍功書き上げ）	明治19	9月18日	横手中士 石井忠儀	
14	明治戊辰之役出兵手続	明治19	9月	横手士族 石井藤助	
15	戦争手続	明治19	9月	横手士族 石井藤馬	
16	戊辰戦争覚（長沼荘五郎軍功書き上げ）			横手士族 長沼光諒	

戊辰戦争出陣記二

AS212.1-85-2

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	記（元徒並遠藤運兵衛実弟遠藤長司軍功書き上げ）	明治19	9月	横手士族 遠藤宗浩	
2	戊辰戦争記（戸村大学支配足軽故小室泰蔵軍功書き上げ）	明治19	9月	横手士族 小室武治	
3	覚（戸村大学支配足軽鎌田多一郎軍功書き上げ）	明治19	9月	平民 鎌田多一郎	
4	覚（戸村大学支配大嶋清左衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	横手士族 大嶋福治	
5	（戸村大学支配浅利助左衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	横手上島崎町 浅利助左衛門	
6	記（箭田野老之助軍功書き上げ）	明治19	9月	二階堂老之助	
7	（荻津喜兵衛軍功書き上げ）	明治19	9月	荻津喜兵衛	
8	戊辰ノ役履歴書（戸村大学組下横手士族助左衛門実弟吉沢宇市軍功書き上げ）	明治19	9月	平鹿郡横手裏町宇市養子水吉沢馬八	
9	（戸村大学手斥候信太喜右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	信太喜左衛門	
10	出兵日誌（須釜治兵衛軍功書き上げ）	明治19		須釜富房	
11	記（院内大山十郎附属近藤則家軍功書き上げ）	明治19	9月	近藤則家	
12	（北秋田郡東大館町士族大山通明軍功書き上げ）	明治19	1月20日	大山通明	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
13	(戸村大学斥候迎十右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	迎十右衛門	
14	(菊地喜太郎軍功書き上げ)	明治19	9月	菊地喜太郎	
15	覚(横手石井善左衛門軍功書き上げ)			横手土族 石井半平	
16	覚(横手石井半平軍功書き上げ)			横手土族 石井半平	

戊辰戦争出陣記纏

AS212.1-89

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	戊辰戦争概略記	明治19	1月	北秋田郡十二処町 糸井家興	
2	戊辰陣中日記写	明治19	1月	北秋田郡東大館町 土族高橋源蔵	
3	戊辰八月十二所口ヨリ戦争私之廉々書上候(奈良助三郎軍功書き上げ)	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町 奈良長蔵	
4	戊辰戦争手続書上			十二所土族 石川光州	
5	慶応四戊辰八月戦争概略			戦士 鈴木助十郎	

戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 一 AS212.1-94-1

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(赤津西藏軍功書き上げ)		10月	赤津西藏	
2	出兵覚		10月	中安内蔵手藤四郎実弟 小林忠吉	
3	平鹿郡横手御先町小林末吉(小鷹狩源太組下横手給人小林十左衛門次弟小林末吉軍功書き上げ)	明治02	3月21日	小鷹狩源太組下横手給人小林十左衛門次弟小林末吉	
4	(横手羽黒町石川春治軍功書き上げ)	明治03	10月	横手羽黒中町石川源左衛門次男振遠隊附属 石川春治	
5	覚(吉成良助軍功書き上げ)	明治03		九右衛門実弟 吉成良助	
6	出陣覚	明治03	10月	中安泰治手五右衛門実弟 佐川貫一	
7	出兵覚書			中安泰治附属三栗谷兵衛	
8	(平鹿郡黒沢村百姓佐々木長右衛門軍功書き上げ)			平鹿郡黒沢村百姓 佐々木長右衛門	

戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 二 AS212.1-94-2

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	出陣中覚書	明治19	9月	中安泰治手旗奉行横手土族上遠野理吉	
2	戦争覚(横手中土秦軍治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 秦軍治	
3	覚(中安泰治手佐川謙三郎軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川謙三郎	
4	(斑目善左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	斑目善左衛門	
5	(三栗谷桜之助軍功書き上げ)	明治03	10月	三栗谷桜之助	
6	出陣中覚(宇留野良之助軍功書き上げ)		10月	源七郎実弟 宇留野良之助	
7	覚(吉成市兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 吉成市兵衛	
8	出兵中覚(赤津久右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 赤津久右衛門	
9	覚(遠藤弥市郎軍功書き上げ)	明治03	10月	遠藤弥市郎	
10	出兵中覚書(中安内蔵手戦士益子永治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安内蔵手戦士 益子永治	
11	御軍事出兵覚書	明治03	10月	中安泰治手戦士 吉成九右衛門	

戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 三 AS212.1-94-3

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	覚(佐川伝三郎軍功書き上)	明治03	10月	佐川伝三郎	
2	出兵書上ケ(中安泰治手 上遠野鶴治軍功書き上げ)	明治03	10月	上遠野鶴治	
3	(中安泰治手横手中士 石川周吉軍功書き上げ)	明治03	10月	石川周吉	
4	覚(吉成嘉太郎軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手戦士 吉成嘉太郎	
5	出兵書上覚(中安泰治手書役菅生彦之丞軍功書き上げ)	明治03	10月	横手中士 菅生彦之丞	
6	出兵覚(中安内蔵手戦士阿野又蔵軍功書き上げ)	明治03	10月	阿野又蔵	
7	覚(中安泰治手片野乙吉軍功書き上げ)	明治03	10月	片野乙吉	
8	出兵書上覚(中安泰治手河会弟蔵軍功書き上げ)	明治03	10月	横手中士 河会弟蔵	
9	覚(中安泰治手横手中士佐川謙吾軍功書き上げ)	明治03	10月	横手中士 佐川謙吾	
10	覚(中安泰治手戦士神長兵治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手戦士 神長兵治	

戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 四 AS212.1-94-4

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	出兵中覚書(秦長治軍功書き上げ)	明治03	10月	秦 長治	
2	出兵中覚書(中安内蔵手戦士片野淳之進軍功書き上げ)	明治03	10月	中安内蔵手戦士 片野淳之進	
3	出兵中覚(中安内蔵手戦士石川良吉軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手戦士 石川良吉	
4	出陣覚(佐川形左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川形左衛門	
5	覚(中安泰治手夫武者斑目千代太軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手夫武者 斑目千代太	
6	出兵中覚書(中安泰治手菅生敬太軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 菅生敬太	
7	戊辰出兵取調	明治19	10月	軍将中安泰治手戦士組頭 宮木朝肅	

戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 五 AS212.1-94-5

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	御陳中覚(中安泰治手片野鶴治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 片野鶴治	
2	出兵覚(中安泰治手渡部十兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 渡部十兵衛	
3	(中安泰治手落合良太軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 落合良太	
4	出兵覚(中安泰治手附属横手中士石川直治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手附属横手中士 石川直治	
5	覚(中安泰治手吉成三治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 吉成三治	
6	覚(中安泰治手戦士片野巽軍功書き上げ)			中安泰治手戦士 片野 巽	
7	(片桐伊兵衛軍功書き上げ)	明治19	10月	平鹿郡横手山ノ手新町 片桐伊兵衛	
8	覚(中安泰治手戦士佐川五右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手戦士 佐川五右衛門	
9	覚(薄葉四郎左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月06日	薄葉四郎左衛門	
10	戦争覚(中安泰治手秦三治軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手横手中士 秦 三治	
11	(金沢又兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	金沢又兵衛	
12	出兵覚(中安泰治手猿田作蔵軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手 猿田作蔵	
13	覚(中安泰治手戦士伍長河会与三郎軍功書き上げ)	明治03	10月	中安泰治手戦士伍長 河会与三郎	
14	出兵書上覚(中安泰治手河会鶴治)	明治03	10月	中安泰治手 河会鶴治	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
15	覚（中安泰治手吉成小七郎軍功書き上げ）	明治03	10月	中安泰治手 吉成小七郎	
16	出兵中覚（中安泰治手戦士薄葉誠之助軍功書き上げ）	明治03	10月	中安泰治手戦士 薄葉誠之助	

戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 一 AS212.1-95-1

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	御軍事出兵表	明治19	9月	横手野御扶持町 斎藤惣兵衛	
2	出陣覚（豊川家敬軍功書き上げ）		12月	横手野御扶持町 豊川家敬	
3	明治元年戦争書上ケ		12月	横手野御扶持町 阿部清蔵	
4	明治元年戦争書上ケ		12月	横手野御扶持町 猿橋嘉右衛門	
5	（中安内蔵手菊地為八郎軍功書き上げ）	已	8月	中安内蔵手大砲方 菊地為八郎	
6	覚（中安内蔵手大砲方村上市右衛門）	已	8月	中安内蔵手大砲方 村上市右衛門	
7	覚（中安泰治手片桐忠治軍功書き上げ）	明治03	1月	中安泰治手 片桐忠治	
8	御軍事出兵覚		12月	横手野御扶持町 蛭田吉蔵	
9	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 片庭清蔵	
10	御軍事書上			横手野御扶持町 高橋左之進	

戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 二 AS212.1-95-2

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	御軍事書上			横手野御扶持町 佐藤半治	
2	出陣書上	明治19	9月	横手野御扶持町 神尾康孝	
3	御軍事書上			横手野御扶持町 佐藤文一郎	
4	御軍事出兵表			横手野御扶持町 佐藤伊左衛門	
5	御軍事書上			横手野御扶持町 今野茂助	
6	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 高橋三郎左衛門	
7	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 坂本源之助	
8	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 金沢宇吉	

戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 三 AS212.1-95-3

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 坂本平右衛門	
2	御軍事出兵表	明治19	9月	横手野御扶持町 片庭隼太	
3	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 大友親則	
4	御軍事書上			横手野御扶持町 横山藤右衛門	
5	出陣書上	明治19	9月	横手野御扶持町 緑川清之丞	
6	御軍事書上	明治19	9月	横手野御扶持町 大友亥之松	

戦争手続書 外 A212.1-29

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	（岡本時教戦争手続書）	明治04	7月	岡本時教	旧秋田御藩軍誌取調掛
2	（佐藤信淵、平田大角他34名人書き上げ）				

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
3	賞与ヲ得テ本記ニ載セサル者ハ左ニ之ヲ附				
4	賞与ヲ得テ本記ニ載セサル者ハ左ニ之ヲ附				
5	軍功褒賞姓名録凡例				
6	(献上品書き上げ)				
7	官軍来援兵員・本藩出兵人員・各郡兵火焼失調				
8	諸隊長出兵帰陣宿営日表(4月15日～10月23日)				
9	亡父山崎忠孝戦記ノ写	明治19	9月	平鹿郡横手士族 山崎忠剛	
10	履歴書 元秋田藩古権大参事白土右門	明治19	32398	秋田県士族故権大参事白土右門嫡子白土官藏代理 白土栄治	根本通明
11	(諸隊長出兵帰陣宿営日表(8月1日～10月23日))				

戦争覚書

A212.1-30

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	戊辰戦争秋田藩討死姓名表				
2	九月十二日戦争覚書			今宮大学	
3	戊辰戦争前後概記	明治19	2月	横手 小田部五郎右衛門・八代隆太	
4	(戸村大学支配小坂喜兵衛軍功書き上げ)	明治19	9月	小坂喜兵衛	
5	(根本幾之助軍功書き上げ)	明治04	7月	北秋田郡東大館町士族 根本幾之助	
6	戊辰八月十二日十二処口ヨリ戦争 私之廉々奉書上帳	明治19	1月15日	北秋田郡十二処町士族 渡辺貫平	
7	(小田部政胤軍功書き上げ)	明治19	9月	平鹿郡横手士族 小田部政胤	
8	(大瀬弾右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手裏町 大瀬弾右衛門	
9	戊辰戦争略記ノ一				

出兵覚

A212.1-31

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(戸村大学支配東海林杳右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	平鹿郡横手上嶋崎町 東海林杳右衛門	
2	(戸村大学支配東海林杳右衛門次男東海林留治軍功書き上げ)	明治19	9月	平鹿郡横手上嶋崎町 東海林留治	
3	出兵手続(石川教孝軍功書き上げ)	明治19	9月	横手裏町士族 石川教孝	
4	(遠藤新左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手新町士族 遠藤新左衛門	
5	(遠藤新六郎軍功書き上げ)	明治19	9月	横手新町士族 遠藤新六郎	
6	新町取纏 但下丁分				
7	戊辰ノ役履歴書(遠藤宮五郎軍功書き上げ)	明治19	9月	遠藤宮五郎	
8	覚(根本武助軍功書き上げ)	明治19	9月	横手嶋崎町士族 根本武助	
9	(石沢庄右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手嶋崎町士族 石沢庄右衛門	
10	覚(旧秋田藩戸村大学支配浅利敬吉)	明治19	9月	浅利敬吉	
11	(後藤九左衛門軍功書き上げ)			後藤九左衛門	
12	覚(中安泰治手戦士片野伊兵衛軍功書き上げ)		10月	片野伊兵衛	
13	出陣覚(佐川駒五郎軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川駒五郎	
14	南部出兵覚(佐川太郎兵衛軍功書き上げ)			佐川太郎兵衛	
15	出陣覚(佐川太郎兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川太郎兵衛	
16	出兵中覚書(中安内蔵手益子半兵衛)	明治03	10月	益子半兵衛	
17	(中安泰治手菊地喜一郎軍功書き上げ)		10月	菊地喜一郎	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
18	出兵中覚書（中安内蔵手戦士堀口金平軍功書き上げ）			堀口金平	
19	出兵書附（中安泰治手戦士内小友村中士三浦竹五郎軍功書き上げ）	明治03	10月	内小友村 三浦竹五郎	
20	出兵中覚（横手中士中安内蔵手豊田兵蔵軍功書き上げ）		10月	豊田兵蔵	
21	覚（横手中士吉成三左衛門軍功書き上げ）	明治03	10月	吉成三左衛門	
22	出兵中覚書（中安内蔵手戦士小室又蔵軍功書き上げ）	明治03	10月	小室又蔵	
23	覚（石川力蔵軍功書き上げ）	明治03	10月	石川力蔵	
24	出兵覚（中安泰治手小林藤四郎軍功書き上げ）	明治03	10月	小林藤四郎	
25	出兵覚（中安泰治手豊田久治軍功書き上げ）	明治03	10月	豊田久治	
26	出陳覚（泉駒之助軍功書き上げ）	明治03	10月	泉 駒之助	
27	覚（中安内蔵手横手下土村上市右衛門軍功書き上げ）	明治03	10月	村上市右衛門	
28	出兵覚（中安内蔵手横手下土坂本半九郎軍功書き上げ）	明治03	10月	坂本半九郎	
29	覚（中安内蔵手横手下土金沢忠蔵軍功書き上げ）	明治03	10月	金沢忠蔵	
30	覚（中安内蔵手横手下土鈴木武右衛門軍功書き上げ）	明治03	10月	鈴木武右衛門	
31	出陳覚（中安内蔵手歌詞阿部元之助軍功書き上げ）	明治03	10月	阿部元之助	

軍功形状書

A212.1-32

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	戊辰秋田戦争記凡例				
2	軍功形状書	明治19	9月	平鹿郡横手古川町 松井兵吉	
3	軍功形状書	明治19	9月	平鹿郡横手古川町 松岡東八郎	
4	出陣中覚書（中安内蔵手戦士組頭宇留野源七郎軍功書き上げ）	明治19	9月	横手 宇留野源七郎	
5	出兵始末書（先代妹尾五郎兵衛軍功書き上げ）	明治19	9月	横手本町 妹尾五郎兵衛	
6	出兵始末書（横手本町妹尾五郎兵衛軍功書き上げ）	明治19	9月	横手本町 妹尾五郎兵衛	
7	出兵覚（横手土族杉村文一郎軍功書き上げ）			杉村文一郎代理杉村誠之助	
8	（横手野御扶持町秦泰蔵軍功書き上げ）	明治19		横手野御扶持町 秦 泰蔵	
9	覚（横手住居郡方足輕鈴木重賢軍功書き上げ）	明治19	9月	鈴木重賢	
10	（横手土族相沢四郎軍功書き上げ）	明治19	9月	相沢四郎	
11	（高垣忠太軍功書き上げ）	明治19	9月	高垣忠太	
12	出兵御届（横手御免町土族豊田順治軍功書き上げ）			横手御免町 豊田順治	
13	出兵御届（横手御免町亡益子半兵衛・益子藤太軍功書き上げ）	明治19	9月	横手御免町土族 益子藤太	
14	出兵記（横手土族大庭庄八軍功書き上げ）	明治19	9月19日	横手土族 大庭庄八	
15	軍功形状書（横手古川町高井文右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	横手古川町 高井文右衛門	
16	出兵覚（横手古川町大庭藤治軍功書き上げ）			横手古川町 大庭藤治	
17	出兵覚（横手土族三浦忠太軍功書き上げ）	明治19	9月15日	三浦忠太	
18	軍功形状書（横手古川町惣右衛門軍功書き上げ）	明治19	9月	横手古川町 深堀タケ	
19	出兵覚（横手土族遠藤貫一郎軍功書き上げ）	明治19	9月15日	遠藤貫一郎	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
20	(秋田藩中士木村源吾軍功書き上げ)			横手新町 木村文十郎	
21	(高垣忠太賞典書き上げ)	明治19	9月	高垣忠太	
22	出陣覚(横手新町菊池節三軍功書き上げ)			横手新町士族 菊池節三	
23	(妹尾理右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	妹尾益孝	
24	(戸村大学組下横手士族石沢勇右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	石沢勇右衛門	
25	(横手士族相沢良助軍功書き上げ)			横手士族 相沢良助	
26	記(横手羽黒新町士族遠藤運兵衛軍功書き上げ)	明治19	9月21日	横手羽黒新町士族 遠藤運兵衛	
27	記(遠藤旨為軍功書き上げ)	明治19	9月26日	遠藤旨為	
28	覚(中安泰治手戦士瀬谷司軍功書き上げ)	明治19	9月	瀬谷 司	

戊辰戦争記

A212.1-33

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	戊辰戦争記(高屋盛輝軍功書き上げ)	明治19		平鹿郡横手下根岸町 高屋盛輝	
2	[書状](軍功取調書送付につき)	明治19	10月12日	宮木朝肅	戊辰出兵取調委員
3	[書状別紙](出兵人名書き上げ)	明治19	10月12日	宮木朝肅	戊辰出兵取調委員
4	戊辰出兵記録(鈴木半蔵軍功書き上げ)			横手士族 鈴木重和	
5	証(金23銭受取証)	明治21	3月22日	秋田川端 五十嵐辰五郎	内務御用掛
6	(旧小鷹狩源太組下横手給人片野治兵衛軍功書き上げ)	明治19	2月	羽黒中丁 片野磐村	御代信成
7	軍中手控写(後藤九右衛門軍功書き上げ)			後藤九右衛門	
8	石川辰之助戊辰之役日記写	明治19	2月	横手羽黒町士族 石川辰之助	
9	戊辰出兵記録(佐川太郎兵衛軍功書き上げ)			横手羽黒町 佐川助興	
10	戊辰之役記録			平鹿郡下樋口村 畠山昌司	
11	(祖父慶四郎出陣日記写)	明治19	1月	平鹿郡薄井村士族 楠 三郎治	
12	(戊辰秋田勤王記下書き)				
13	記(小室内匠軍功書き上げ)	明治19	9月	横手本町士族 小室久蔵	
14	覚(高宮永七軍功書き上げ)			高宮為治	
15	出兵手続(石川作美軍功書き上げ)	明治19	9月	石川教孝	
16	(蛭田奎左衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	横手沼田町士族 蛭田勝胖	
17	(小鷹狩組下足軽藤井与市軍功書き上げ)	明治19	9月	横手沼田町 藤井与市	
18	(戊辰秋田勤王記下書き)				
19	(戊辰秋田戦争記に森田清一郎作の戦争略図を添付することにつき)	明治21	9月	秋田戦争記編輯者	
20	(戊辰秋田勤王記下書き)				

戊辰出兵覚一

A212.1-61-1

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(軍功書き上げを根本通明へ送付することの依頼状)		10月13日	吉水	滑川公
2	覚(小鷹狩源太組下横手給人小西政五郎軍功書き上げ)			小西政五郎	
3	記(高橋源内軍功書き上げ)	明治19	11月	横手沼田町士族 高橋源内・高橋運平	

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
4	(横手士族安土市之進軍功書き上げ)			横手士族 安土秋穂	
5	記 (古尾谷時之丞軍功書き上げ)	明治19	10月	横手山手新町士族 古尾谷時之丞	
6	(信太縫殿右衛門軍功書き上げ)			横手嶋崎町 信太縫殿右衛門	
7	(片野純之丞軍功書き上げ)			横手羽黒末丁 片野純之丞	
8	(坂本羽右衛門軍功書き上げ)	明治19	9月	坂本羽右衛門	
9	記 (元徒士並浅利勘之丞軍功書き上げ)	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 浅利源吾	
10	記 (元徒士並浅利源吾軍功書き上げ)	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 浅利光富	
11	出兵日誌	明治19	9月	横手羽黒新町士族 須釜兵太	
12	出兵日誌	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 遠藤旨義	
13	出兵手続	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 相楽幸助	
14	出兵手続	明治19	9月	猿橋幸助	
15	出兵手続	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 遠藤久七郎	
16	(戸村大学支配小川忠吉軍功書き上げ)	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 小川忠吉	
17	覚 (戸村大学支配故須釜茂助軍功書き上げ)	明治19	9月	平鹿郡横手前郷村士族 須釜春治	
18	覚 (戸村大学支配故浅利運治軍功書き上げ)	明治19	9月	横手上嶋崎町士族 浅利光久	
19	(元小鷹狩源太組下神長兵治軍功書き上げ)	明治19	9月24日	横手御免町士族 神長兵治	
20	(元小鷹狩源太組下神長泰士軍功書き上げ)	明治19	9月24日	横手御免町士族 神長兵治	
21	記 (中安内蔵手鈴木武右衛門軍功書き上げ)			横手士族 鈴木武右衛門	
22	記 (中安内蔵大砲方鈴木為治軍功書き上げ)			鈴木武右衛門	

戊辰出兵覚三

A212.1-61-3

No.	件名	和暦	月日	差出	受取
1	(三栗谷八右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	三栗谷八右衛門	
2	出兵覚 (横手中士石川辰之助軍功書き上げ)			石川辰之助	
3	出兵覚 (石川清軍功書き上げ)	明治03	10月	石川 清	
4	出兵覚 (伊藤助右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	伊藤助右衛門	
5	出兵覚 (伊藤源之助軍功書き上げ)	明治03	10月	伊藤源之助	
6	出兵覚 (妹尾五郎兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	妹尾五郎兵衛	
7	出兵中覚書 (中安泰治手戦士佐川八右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川八右衛門	
8	出兵中覚 (中安泰治手戦士小松作右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	小松作右衛門	
9	出兵中覚書 (中安泰治手横手中士金沢三郎兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	金沢三郎兵衛	
10	出陣覚 (中安泰治手戦士石川繁)	明治03	10月	石川 繁	
11	去々辰年出兵書附 (片野石五郎軍功書き上げ)	明治03	10月	片野石五郎	
12	(阿野伊兵衛軍功書き上げ)	明治03	10月	阿野伊兵衛	
13	覚 (中安泰治手戦士伊藤易右衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	伊藤易右衛門	
14	覚 (中安泰治手戦士吉成彦左衛門軍功書き上げ)	明治03	10月	吉成彦左衛門	
15	出兵覚 (中安泰治手片野茂軍功書き上げ)	明治03	10月	片野 茂	
16	出陣覚 (中安泰治手佐川先之進軍功書き上げ)	明治03	10月	佐川先之進	
17	出兵書付 (中安泰治手戦士横手得中士石川文平軍功書き上げ)	明治03	10月	石川文平	
18	覚 (中安泰治手金沢林治軍功書き上げ)	明治03	10月	金沢林治	

〈表1〉 概要

No.	資料番号	資料番号	件数	十二所	大館	久保田	角館	横手	院内	諸記録	草稿	送付状・書状類
1	AS212.1-72-1	戊辰勤王記史料 各十行動書	19					12		2	2	3
2	AS212.1-72-2	戊辰勤王記史料 各十行動書	27	3				12		10	2	
3	AS212.1-72-3	戊辰勤王記史料 各十行動書	49		1			45		2		1
4	AS212.1-72-4	戊辰勤王記史料 各十行動書	2	2								
5	AS212.1-73	戊辰戦争関係書類綴	32	9		5		3	2	13		
6	AS212.1-74	戊辰戦争関係書類綴	9					7			1	1
7	AS212.1-75	明治戊辰征賊役中事件書上外	5	2						1		2
8	AS212.1-85-1	戊辰戦争出陣記一	16	1				15				
9	AS212.1-85-2	戊辰戦争出陣記二	16		1			14	1			
10	AS212.1-89	戊辰戦争出陣記纏	5	4	1							
11	AS212.1-94-1	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 一	8					8				
12	AS212.1-94-2	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 二	11					11				
13	AS212.1-94-3	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 三	10					10				
14	AS212.1-94-4	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 四	7					7				
15	AS212.1-94-5	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 五	16					16				
16	AS212.1-95-1	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 一	10					10				
17	AS212.1-95-2	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 二	8					8				
18	AS212.1-95-3	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 三	6					6				
19	A212.1-29	戦争手続書 外	11	1		1		1		6	2	
20	A212.1-30	戦争覚書	9	1	1		1	4		1	1	
21	A212.1-31	出兵覚	31			1		30				
22	A212.1-32	軍功形状書	28					27			1	
23	A212.1-33	戊辰戦争記	20					11		3	4	2
24	A212.1-61-1	戊辰出兵覚一	22					21				1
25	A212.1-61-2	戊辰出兵覚二	21					21				
26	A212.1-61-3	戊辰出兵覚三	18					18				
合計			416	23	4	7	1	317	3	38	13	10

2 資料群の特徴

軍功資料群の概要を〈表1〉に示す。これを見ると旧横手給人の軍功書き上げが七割以上を占め、次いで諸記録（日記の写し、所属不明の藩士の書き上げ）、旧十二所給人の書き上げが続いている。また佐竹家編纂の『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』草稿や、軍功書き上げの提出先である佐竹家宛ての送付状や書状もある。筆者が軍功資料群を『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』編纂のために集められた資料としたのはこの理由による。

旧藩士が軍功書き上げを提出する送付状に、書き上げを作成する経緯が分かるものがあるのでここで紹介したい。^⑤

今般 義生公戊辰国難兵治之御記録御編輯被成置候二付、當時事変二際会シ、各自記スル所ノ日記・筆乗等ノ類、巨細書上候様御書附ヲ以テ被仰出候二付、各郡長ニ於テ御取纏之趣、御下附・御書附・添附・御通牒ニ附テハ、当時御軍將ヨリ詳細奉書上候筈二候得共、諸隊戦争之事実ニ於ケル向フ所ニ非レハ、軍將ト雖モ詳ナラサル処アラント憶測セラレ、依之御参考ニモ相成間敷候得共、不肖大作戊辰出兵中之筆乗其仮贍写奉書上候条宜敷被仰上度、此段及上願候也

明治十九年三月

北秋田郡十二処士族 岡本作

秋田県北秋田郡長 日理宗信殿

〈表2〉 年代

No.	資料番号	資料番号	件数	慶応4	明治2	明治3	明治4	明治18	明治19	明治20	明治21	年代不明
1	AS212.1-72-1	戊辰勤王記史料 各十行動書	19	1		1			12		1	4
2	AS212.1-72-2	戊辰勤王記史料 各十行動書	27			9			8			10
3	AS212.1-72-3	戊辰勤王記史料 各十行動書	49			1			43			5
4	AS212.1-72-4	戊辰勤王記史料 各十行動書	2						2			
5	AS212.1-73	戊辰戦争関係書類綴	32					3	12	2		15
6	AS212.1-74	戊辰戦争関係書類綴	9						7			2
7	AS212.1-75	明治戊辰征賊役中事件書上外	5						4			1
8	AS212.1-85-1	戊辰戦争出陣記一	16						8			8
9	AS212.1-85-2	戊辰戦争出陣記二	16						14			2
10	AS212.1-89	戊辰戦争出陣記纏	5						3			2
11	AS212.1-94-1	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 一	8		1	3						4
12	AS212.1-94-2	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 二	11			9			1			1
13	AS212.1-94-3	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 三	10			10						
14	AS212.1-94-4	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 四	7			6			1			
15	AS212.1-94-5	戊辰戦争出陣記纏 中安泰治手人等 五	16			14			1			1
16	AS212.1-95-1	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 一	10		2	1			2			5
17	AS212.1-95-2	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 二	8						4			4
18	AS212.1-95-3	戊辰戦争出陣記纏 斎藤惣兵衛等 三	6						5			1
19	A212.1-29	戦争手続書 外	11				1		2			8
20	A212.1-30	戦争覚書	9				1		5			3
21	A212.1-31	出兵覚	31			15			9			7
22	A212.1-32	軍功形状書	28						21			7
23	A212.1-33	戊辰戦争記	20						10		2	8
24	A212.1-61-1	戊辰出兵覚一	22						15			7
25	A212.1-61-2	戊辰出兵覚二	21			20						1
26	A212.1-61-3	戊辰出兵覚三	18			17						1
合計			416	1	3	106	2	3	189	2	3	107

これは岡本大作が自身の軍功書き上げを北秋田郡長に提出した際の送付状である。この中に侯爵佐竹義生が秋田藩戊辰戦争史の編纂を意図し、旧藩士に軍功書き上げを提出するよう指示したことが書かれている。侯爵佐竹義生が編纂を打ち出したのは明治十八年（一八八五）十一月で、翌年横手や十二所の旧藩士たちは一斉に軍功書き上げを郡長に提出し、郡長がそれらを取りまとめ佐竹家へ提出した。軍功資料群の記述年代を〈表2〉に示すが、作成年が明治十九年のものはこの理由による。また〈表2〉を見ると、作成年が明治三年（一八七〇）のものも多いが、これは軍功賞典禄算定の際に作成された軍功書き上げが十六年後に再利用されたことによる。

郡長が集めた旧藩士の軍功書き上げは、佐竹家の戊辰出兵取調委員へ送られた。同委員が旧藩士の軍功書き上げと共に集めた資料を〈表3〉にあげる。このうちA S記号の資料は、当館所蔵佐竹文庫の一資料として今日に至るが、「公務控」や「長瀬直温日記」「岡忠順日記」は所蔵者である秋田県庁や各人に返却されている。そうすると返却されなかった軍功資料群はすべて佐竹家所蔵となり、昭和二十六年（一九五二）に佐竹家から秋田県立秋田図書館に寄贈された際に佐竹文庫として同一の資料群に含まれ今日に至るはずなのだが、二十六点のうち八点は秋田図書館時代に郷土資料に分類された。^⑦これがいかなる理由で分かれたのかは不明であるが、郷土資料八点も出所は佐竹家であるのは確実で、かつ両者の性格は全く同じであることから、同一の資料群と判断し目録化した。

〈表3〉『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』編纂に使用された資料

No.	資料名	公文書館における資料番号	資料名
1	石井忠紀日記		
2	諸手戦士以下書上		* 本稿で目録化した軍功資料群か
3	渋江内膳手続		
4	宮本朝肅取調書	AS212.1-94-4	* 「戊辰戦争出陣記纏」の中にあり
5	兵部御届草稿		
6	新聞秘録	混架7-581-1~24	新聞秘録
7	中安泰治陳中記録	AS212.1-57	陣中日記
8	戦士石川辰之助書上	A212.1-61-3	* 「戊辰出兵覚」の中にあり
9	戦争言上		
10	石井弥五右衛門日記	混架423-6-1~11	石井忠行日記
11	両公御出陣御記録		
12	公務控	930103-11220~11222、 11428~11440	公務控
13	御軍事纏写	AS212.1-66-1~6	御軍事纏写
14	御軍事纏草稿	AS212.1-56-1~4	御軍事方日記写 御軍事纏草稿
15	長瀬直温日記		(秋田市立図書館明徳館所蔵)
16	岡 忠順日記	岡396~429	公私日記
17	横手出役中日記		
18	御三卿御転陳御纏		
19	新庄領境根坂戦争略諸		
20	町田小一郎出陣日記写		

「戊辰勤王記之史料」(AS212.1-79)より作成

3 『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』の編纂の特色

旧藩士から軍功書き上げを集めた佐竹家の戊辰出兵取調委員は、稲川直清・大野光緝・西宮藤長・西宮継で、明治二十年(一八八七)四月八日から戊辰勤王記編輯方として編纂に着手した。^⑧

更にこれらの人物に加えて、東京にいた根本通明(一八二二〜一九〇六)も編纂に関わっていた。^⑨

一簡奉啓上候、残暑難凌候処愈御機嫌能、当処へ御出張ノ由ナレトモ一向存不申、御見舞もモ不申失敬恐入奉存候、先年出陣中ハ万端御指揮ヲ蒙リ、千万難有仕合奉存候、然ハ此度出陣中ノ儀取調可差出被仰含候二付、別紙二奉差上候条宜敷御取調被成置度奉願上候、余ハ拝顔ノ上万謝可申上候、恐惶謹言

明治十九年九月十五日

小田部政胤 拝

根本通明様

これは旧横手給人の小田部政胤が軍功書き上げを根本通明に提出したことを示す書状である。また根本は資料集めばかりでなく、戊辰勤王記編輯方で集めた資料のうち「明治紀元戊辰日記」「岡忠順日記戊辰正月分」「忠紀戊辰六月よりの日記」「忠紀戊辰七月三日よりの日記」「戊辰戦争前後之事実」「小野岡義礼書出」「御右筆処軍事纏」「仙台南部へ御使者被仰付候記録」「慶応四戊辰勤王概略」の九冊を明治十九年十月十三日に借り出し東京へ持って行っている。^⑩

根本通明は秋田藩の藩校明徳館の教授を勤めた人物で、明治十三

年（一八八〇）には斯文学会を設立し教授となり、同十六年には宮内省御用掛となり明治天皇の侍講となっている。しかし彼の年譜を見ると、明治十九年（一八八六）二月四日に宮内省御用掛の職を解かれ、同二十一年には斯文学会教授を免じられたとあるのみで、佐竹家における秋田藩戊辰戦争史の編纂に携わっていたことは記されていない^⑪。従って根本通明が佐竹家による戊辰戦争史編纂に何らかの形で関わっていた事実は、これまで知られている彼の年譜の空白期に当たることであり、それだけに興味深い。

彼は戊辰勤王記編纂方とは別に、自らの手で『勤王記』という書物を執筆しているが、詳しい内容は分からない^⑫。しかし戊辰戦争について根本通明が記した資料では「従軍経歴」が知られている^⑬。佐竹文庫の「戊辰戦争関係書類一と綴」という資料の中には彼の日記の写しがある^⑭。これらの中で根本は「勤王秋田藩」を確立すべく次のような活躍をしたとある。第一は、慶応四年五月二日、奥羽鎮撫副総督沢為量が院内入国の際、自分が説得に赴き奥羽列藩同盟下の秋田藩への入国に尽力した。第二は、沢の身柄引き渡しを要求する米沢藩士大瀧新蔵を一喝し身柄引き渡しを拒んだ。第三は、七月三日、城内で奥羽列藩同盟の遵守を求める藩主側近の役人と、奥羽鎮撫総督に従って庄内出兵を求める奉行クラスの役人の対立が起こった際に自分は奉行クラスの一員としてその場において藩の方向を決した。実はこの三点の根本通明活躍の記述は、すべて『戊辰秋田勤王記』に反映されているのである。

ここで問題にしたいのは右の活躍の二番目で、『戊辰秋田勤王記』五月五日条に、奥羽鎮撫副総督沢為量の身柄引き渡しを求めてきた米沢藩士大瀧新蔵に対して根本通明が「彼の盟約なるものは我藩主の知る所に非ず、戸村十太夫か諸藩の劫迫に怖れ専断を以て調印せるのみ」という言葉を発したとある^⑮。

しかし根本・大瀧会談について記した同時代の書状には、「根本周助新庄へ参候砌、大瀧新蔵へ此上之所置如何にて可宜と及相談候所、各藩へ及御相談可然と被申候由」と、根本が沢入国を大瀧新蔵に相談したとあるのみで、大瀧を一喝した形跡はない^⑯。

実は秋田藩庁では閏四月二十九日に奥羽列藩同盟に従う方針を決定しており^⑰、こうした藩庁の意向を無視して根本が交渉の場で「奥羽列藩同盟は戸村十太夫の独断」と話したとは考えにくい。

もともと「秋田藩の奥羽列藩同盟加盟は戸村十太夫の独断」と記す同時代の史料は存在する。これは「公務控」慶応四年六月二十二日条で、この資料は『戊辰秋田勤王記』の編纂にも使われている^⑱。

① 弁事御役所え御届書差出左之通

兼て沢様二御附属仕居候弊国杉浦九郎と申者、五月廿七日秋田領大館と申処出足、箱館へ罷越同処より乗船、六月七日横浜着船、昨廿一日御当地え到着仕候、右之者申立候趣左二奉申上候、一京都并江戸え差向、秋田より都合四組飛脚差立候得共、通路悉く敵地二相成候故、空敷中途より引帰候由

一五月九日沢三位様秋田城学館え御着、尤薩長藩之兵士等三百五

十人斗御附添申上居候由、同所え主人中将も罷出御面謁仕候、此頃より四境多分敵二相成、賊徒頻二相囲候二付因循論差起り、沢様御安心之御場合二も至り兼、箱館之方へ御越之趣二て同日御出立二相成候処、津軽二て弊領之大木を切倒し御通路を差塞、南部も同様之趣二付、大館之一門佐竹大和之居城二て堅固之場所柄二付、同処二御滞留、其内弊藩より及応接候処、此節八両藩共模様相替り候得共、猶沢様は同所二御滞留、其後能代湊え御歸り之由

一仙台其外諸賊共秋田之領口二迫り、沢様と薩長之藩士とも引離し候様嚴重二申入候二付、弊藩も一応は俗論差起り候処、此節は俗論も一定二相成、官軍と共に斃候覚悟罷在候由

一右以前②奥州白石へ罷越候弊藩戸村十太夫・金大之進と申者、自己之了簡を以其盟約書え調印二及候処、帰国後主人より叱申付、附て仙台へ使者として江間伊織・根岸鞆負と申者差遣し、

③右調印之儀は中将申付候儀二は無之、十太夫等一己之所存二候旨断二相成候由

〈傍線筆者〉

ここで注目すべきは、傍線部②の秋田藩の奥羽列藩同盟調印は戸村十太夫（と金大之進）の独断という論は、傍線部①にあるように、京都留守居が新政府の役人に対して、秋田藩が積極的に新政府側に加担できない理由を答える際の言い訳として出てきた言葉だったのである。傍線部③には秋田藩の奥羽列藩同盟加盟を断るべく江間伊織と根岸鞆負が仙台へ向かったとあるが、実際には江間や根岸が仙

台で同盟脱退を申し出てはいない。つまり根本通明は『戊辰秋田勤王記』編纂の過程で、『公務控』にある「奥羽列藩同盟調印は戸村の専断」とするこの文面を、大瀧新蔵に対する自分の言葉とした可能性が大きいのである。

戊辰戦争時の秋田藩において根本通明が活躍した記述については、早くも明治二十二年（一八八九）当時古四王神社宮司を勤めていた元遊撃隊員の小野崎通亮が疑問を呈している。小野崎は、慶応四年七月三日、秋田藩が最終的に奥羽列藩同盟が新政府のどちらにつくかを決する時根本が活躍したとある記述に対し、そのような事実は無いとし「此是書ノ妄ナル一大現象ナリ、返々此書ニ欺カル、事勿レ」と根本を批判している。¹⁹

しかし筆者がここで強調したいのは『戊辰秋田勤王記』の記述は戊辰勤王記編輯方や根本通明が歴史を捏造したか否かという問題ではない。彼らが奥羽列藩同盟と新政府との間で揺れた秋田藩の実像を「勤王秋田藩」像として描かなければならなかった当時の事情である。多くの旧藩士が提出した軍功書き上げの上に成立する歴史書は、明治日本の誕生に貢献した「勤王秋田藩」の歴史でなければならなかった。だが秋田藩は奥羽列藩同盟に調印し、新政府に賊軍と位置づけられた仙台藩や米沢藩らと同一歩調をとった時期があった。これは恐らく旧秋田藩出身者にとつては抹消したい過去であったに違いない。そこで秋田藩の奥羽列藩同盟調印は戸村十太夫の独断であつたと説明することで「勤王秋田藩」像を強調したのである。

4 『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』の完成とその後

こうして『戊辰秋田勤王記』上中下と『戊辰秋田戦争記』上下の五冊本が完成するが、明治二十年代初頭に完成したと推測できるのみで正確な完成年月日は不明であり、それも蒔莢版で少数が出まわったのみだった。こうしていれば封印された形となった両書のその後について簡単に述べて終わりにしたい。

明治二十二年（一八八九）十二月、秋田県庁内で『秋田県略史』が編纂された。内容は古代の出羽建国から始まり、明治二十年まで十巻で構成されている。^{②①}その『秋田県略史』の付録に『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』が使われた。もともとタイトルは「討賊始末」と変えられ、四冊本に編集し直された。^{②②}佐竹家の『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』は、県史編纂の基礎資料として活用されたのである。だが『秋田県略史』も出版されることはなく、「討賊始末」と名を変えた『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』も一般の人の目に触れることはなかった。

これが大きく変わるのが昭和四年（一九二九）で、この年『秋田叢書』第四巻に「戊辰秋田藩戦記」とタイトルが変更されて出版されたのである。校訂に携わった深澤多市と山崎真一郎は「佐竹藩の記録にして戊辰戦役に関係ある纏ったものは、恐らくはこれ以上のものなかるべし」と述べている。^{②③}こうして明治十九年（一八八六）に旧秋田藩士が提出した軍功書き上げを基に作られた『戊辰秋田勤

王記』『戊辰秋田戦争記』は、その提出から四十三年経って当時の著名な郷土史家に最も高い評価を与えられて世に出たのである。

おわりに

当館所蔵佐竹文庫と郷土資料にある旧秋田藩士の軍功資料群は、明治十八年（一八八五）十一月に歴史編纂を意図した侯爵佐竹義生の指示により、旧秋田藩士が佐竹家に提出した軍功書き上げが合冊された資料群であった。これを基に佐竹家内で『戊辰秋田勤王記』と『戊辰秋田戦争記』が編纂されたことを考えると、両書は旧秋田藩士の記憶を集約化したことにより誕生したと言えよう。

その内容は、昭和四年（一九二九）に両書を校訂した深澤多市と山崎真一郎をして絶賛するほどのものであった。しかし、両書は奥羽鎮撫総督と奥羽列藩同盟の間で揺れた秋田藩の様相が見事に抹消され、戸村十太夫を藩の勤王路線を妨害した人物として描くことで「勤王秋田藩」を強調する筆致で描かれている。ここから、『戊辰秋田勤王記』と『戊辰秋田戦争記』は秋田県民に大きな誤解を与える端緒となった歴史書であることも事実である。

しかしこれは、戊辰勤王記編輯方の委員や根本通明が、戊辰戦争時の秋田を「勤王秋田藩」として描かなければならなかった当時の事情を考慮しなければならず、それを今日非難することはできない。本稿で取り上げた軍功資料群の一つひとつの書き上げを見ると、

自分や父兄の戦場体験を何とか文章にしようと懸命に努力した跡が窺える。多くの藩士の生と死を記した軍功資料群をぜひ多くの方に利用していただきたい旨を述べ、ここで擧筆する。

註

- (1) 一般の人が読むことのできる、戊辰戦争時の秋田藩の動きを歴史的に評価した最初の書物は、狩野徳蔵『戊辰出羽戦記』（明治二十三年）である。その筆致は佐竹家編纂の『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』とほぼ同じである。またこれに次ぐ書物が橋本宗彦『秋田沿革史大成』（明治二十九年）である。この中で橋本は、慶応四年七月四日の砲術館グループの藩士による仙台藩士殺害が「勤王秋田藩」を決定づける契機となったと力説している。
- (2) 『秋田県史』第四巻維新編（秋田県 一九六二）
- (3) 鎌田永吉『幕藩体制と維新変革』（鎌田永吉遺稿集刊行会 一九七七）
- (4) 『戊辰秋田勤王記』（秋田県立図書館A二二二、一六六一・二）
- 『戊辰秋田戦争記』（同館A二二二、一六七）
- (5) 『戊辰勤王史料 各十行動書』（AS二二二、一七二）以下特に断りのない限り資料番号は秋田県公文書館
- (6) 「明治戊辰征賊役中事件書上外」（AS二二二、一七五）
- (7) 佐竹文庫は、昭和二十六年（一九五一）に佐竹家から秋田県立秋田図書館へ寄贈され、平成五年（一九九三）秋田県公文書館が開館するに及んで移管された資料群である。一方郷土資料は、昭和二十九年から秋田図書館の所蔵資料のうち郷土関係のみ移管された資料群で成立し、平成五年公文書館開館時、古文書関係のみ移管された資料群である。秋田図書館への佐竹文庫の寄贈と郷土資料の整理については『秋田県立秋田図書館沿革史―昭和三十六年度版―』（秋田県立秋田図書館 一九六一）に詳しい。
- (8) 「戊辰勤王記編輯方出欠簿」（AS二二二、一七七）
- (9) 「戊辰勤王記史料 各十行動書」（AS二二二、一七二・三）
- (10) 「戊辰勤王記史料 各十行動書」（AS二二二、一七二・二）
- (11) 田村巳代治『羽嶽根本通明伝』（秋田魁新報社 一九九七）
- (12) 根本通明『勤王記』の内容の一部は「戊辰秋田勤王記外」（AS二二二、一八三）に記されている。この「戊辰秋田勤王記外」には、『戊辰秋田勤王記』と小野崎通亮『戊辰私記』、及び根本通明『勤王記』の記述が食い違っていることを山田純・塩谷弥太郎・狩野良知の三名が森田冬蔵に質問した質問書が綴られている。このうち塩谷弥太郎は明治以降、東京の佐竹家扶局に勤めていることから、「当御邸並番場御邸人員調」AS三一七・二二〇）この質問書は東京の侯爵邸から戊辰勤王記編輯方が置かれていた秋田の佐竹邸に宛てたものであると推測することができる。
- (13) 「従軍経歴」（翻刻）（山三三）
- (14) 「戊辰戦争関係書類」と綴（AS二二二、一六八）
- (15) 前掲（4）『戊辰秋田勤王記』五月五日条
- (16) 「岡内之丞書状控」（AT二二二、一一一・三）
- (17) 「十太夫宛 小野岡右衛門書状」（AT二二二、一八五）
- (18) 「公務控」（九三〇・一〇三・一一二・二〇）慶応四年六月二十二日条
- (19) 小野崎通亮『戊辰私記』（『勤王家二関スル参考書類』其の一 知事官房 九三〇・一〇三・一一四・六三）
- (20) 「秋田県略史 巻首」（九三〇・一〇三・一二五・〇）
- (21) 秋田県公文書館所蔵の狩野文庫に秋田県蔵書印が押された「討賊始末」がある。（狩一一三）狩野徳蔵は明治二十四年「戊辰出羽戦記」を出版しており、同書でも「奥羽列藩同盟は戸村十太夫の独断」とする『戊辰秋田勤王記』と同様の記述がある。ここから狩野徳蔵が自著を執筆する際『戊辰秋田勤王記』を引用したと考えられる。
- (22) 『秋田叢書』第四卷（秋田叢書刊行会 一九二九）解題一頁
（古文書班学芸主事 はたなかやすひろ）

資料紹介 「梅津忠宴日記」

はじめに

秋田県公文書館（以下、当館）では、開館以来、秋田県外に所蔵されている関連資料の調査活動を継続している。必要に応じてマイクロフィルム撮影により収集し、複製資料を作成したうえで閲覧室に配架して一般の利用に供している。

今年度は、千葉県文書館所蔵「佐藤（正）家文書」全九点のマイクロフィルム撮影を行った。同文書には、寛文・元禄期に秋田藩の家老を務めた梅津忠宴の日記八点、忠宴の実父で寛永・明暦期の家老梅津忠国の日記写一点が含まれる。当該期の資料は少なく、秋田県にとって貴重な資料であると判断してマイクロ収集を実施した。

「梅津忠宴日記」は、藩政期の段階で歴代藩主の家譜編纂や「国典類抄」などの歴史編纂事業で多く引用された資料である。また近世初期の秋田藩の様子を書き記した貴重資料として、『秋田県史』をはじめ多くの諸研究でも、同日記を分析対象としている^①。

本稿では「佐藤（正）家文書」に含まれる「梅津忠宴日記」を中

心に、当館所蔵の関連資料などとあわせて、その内容や資料の性格を紹介する。

加藤 昌 宏

一 梅津忠宴について

梅津氏については「梅津氏統系」^②「藤原氏梅津氏系譜」^③「梅津氏家誌」^④「梅津家談集」^⑤などの系図や由緒書が当館に所蔵されている。梅津氏は、初代秋田藩主佐竹義宣の近習出頭人として活躍した憲忠・政景兄弟の功績により、続く忠国の代には譜代家臣や功績のある家臣に許される「廻座」の家格を与えられ、藩内では大身給人と位置づけられた。「梅津氏統系」に基づくと梅津氏の略系図は図1のとおりとなるが、忠宴までの流れを簡略にまとめてみたい。

下野国宇都宮に生まれた憲忠（一五七二～一六三〇）は、父道金とともに常陸国太田に移住した後、佐竹義宣の近侍として仕える。慶長七年（一六〇二）の義宣秋田遷封に従い、以後藩政の中枢を担う。慶長十九年には義宣に従い大坂に出陣、今福の戦いに参戦し、

道金 — 弥生 — 忠次 — 忠通 (小左衛門) — 忠之 (忠宴子)

◎ 憲忠 — ◎ 忠国 — 第助

利忠 (主馬) — 忠宴 (半右衛門 忠国子) — ◎ 忠昭 (小太郎 与藤治) — 忠之 (与藤治) — 清信 (半藏)

忠宴 — 忠直 (雲八)

◎ 散忠 (藤太) — ◎ 金忠 (桃之助)

忠雄

忠定 — 忠政 (喜太夫) — 忠胤 (孫六)

◎ 政景 — 第助 — ◎ 忠雄 (忠国子) — ◎ 忠真 (憲忠子) — ◎ 忠経 (藤十郎)

忠雄 — 忠広 (内膳)

後に將軍徳川秀忠から感状と太刀を賞賜された。

政景（一五八一―一六三三）も、実兄憲忠とともに義宣に仕え、院内銀山奉行・久保田町奉行・勘定奉行・家老などを歴任した。十二年間に及ぶ日記には、当時の鉱山社会や久保田城下町成立の様子、秋田藩の支配体制の整備状況などが記されている。

憲忠の二男にあたる忠国（一六〇一―一六五七）は、政景女を妻としてはじめは政景養子となったが、長兄廉忠の死去により憲忠の後継となった。寛永九年（一六三二）に佐竹義隆の傳となり、翌十

年に義隆の藩主襲封により家老職に就いたとされる。正保年間には幕府から命じられた国絵図作成に尽力し、明暦二年（一六五六）には佐竹義処と松江藩主松平出羽守直政女との婚約の使を務めた。

利忠（一六三七〜一六九〇）は、父忠国の死去にともない家督を相続する。しかし当時すでに足疾を患い、出仕に支障があるとして寛文三年（一六六三）には隠居を決める。このとき後継のない利忠を継いだのが実弟の忠寛である。

忠宴については「梅津氏統系」に次のように記される。

忠宴 半蔵 外記 半右衛門 母利忠二同シ、実忠国ノ第五子

也、寛永二十年癸未三月十二日秋田ニ生ル、明暦三年丁酉十有五歳大越氏秀國ノ養子トナツテ而後利忠疾ニ罹ヲ以致仕ス故ニ本姓ニ歸テ而利忠ノ嗣トナル、寛文九年己酉新田二百石ヲ堀尾氏ノ子右衛門八二分与シテ木柱氏ノ絶跡ヲ繼シメ

義隆君二奉仕セシメ木埜小右衛門卜改メ號セシム、萬治五
年乙丑七月二十有三歳ニシテ

義隆君命シテ忠宴ヲ家老トス、延宝六年戊午五月弘文院学
士林恕子ニ請テ梅津氏ノ系図ヲ選ム、元禄八年乙亥九月
二十八日卒、行年五十三、道號奔雄法名淨雲、萬雄寺ニ
葬ル

これによると、忠宴は梅津忠国の第五子として誕生し、一度は大

越氏の養子となるが、実兄利忠の跡を継いだのち、二代藩主佐竹義隆のもとで家老に就任している。なお家老就任は万治五年ではなく寛文五年（一六六五、乙丑）と考えられる。忠宴は三代藩主佐竹義処のもとでも家老を務め、元禄八年（一六九五）に死去するまで三十一年間その任にあたった。

この時期、秋田藩では寛文十二年の評定所開設、延宝四年（一六七六）の役方整備、指南・与力成度の廃止と大番組制の導入など職制の整備が進展する。一方藩財政も年々深刻化し、湊移出に対する米沖口銀の徴収、領内外の商人などへの借銀交渉のほか、延宝三年には家臣からの知行借り上げも始まる。延宝四年以降は、前藩主義隆代からの家老が忠宴一人となり、忠宴は家老の筆頭としてこれらの課題に取り組むこととなる。貞享二〜四年（一六八五〜八七）には御進退積役、元禄七年には本方惣役として自ら財政担当の中心役を担ったことも確認できる。

また「国典類抄」に引用された「梅津忠宴日記」の記載をもとに、忠宴の勤務状況を見ると、継続して記事が引用される寛文十二年以降、忠宴の江戸勤務は延宝二年三月〜翌年五月、同五年四月〜翌年五月、同八年三月〜翌年五月、貞享元年四月〜翌年六月、同三年春頃〜翌年六月、元禄元年三月以降〜翌年八月、同三年三月〜十一月の七回を数える。これを藩主義処の動向と重ね合わせると、忠宴はかなりの年数を藩主義処のもとで勤務している傾向がうかがえる。特に天和三年（一六八三）閏五月から元禄三年十一月までは、七年

半以上にわたり行動を共にしたと考えられる。

元禄三年十一月以降在秋となった忠宴は、元禄八年の下筋巡見の途中に倒れる。「岡本元朝日記」⁶には、八月二日に「今日梅津半右衛門殿大館之内萩之森と云所にて以之外煩之由」とあり、六日にも「又候煩之由」、八日に帰宅するも十一日に「又候煩」とある。藩主義処は、九月十日に着城すると十三日には忠宴を見舞っている。九月二十五日に「病氣あしく」、二十六日には「以之外気色さしまる」状態となり、二十七日条には「いよくあしく昨日屋形様八幡諏訪へ御社参其節宝鏡院へ梅津半右衛門きとう被仰付由」と記されるが、翌二十八日に忠宴は死去する。

二 「佐藤（正）家文書」について

本章では「佐藤（正）家文書」の内容を確認する。同文書の一覧は表1のとおりとなる。文書番号A―9の資料も、家老梅津忠国による明暦元年（一六五五）の貴重な記録であり、内容の分析・検討が必要であるが、これについては今後の課題とし、本章では忠宴日記八冊を取り上げる。

《A―1・2》

表紙にそれぞれ「忠宴日記五拾四」「忠宴日記五拾五」の題箋を付した両冊は、天和三年正月元日から三月九日までの連続した日記である。この時期、藩主義処は在府、忠宴は在秋である。

表1「佐藤（正）家文書」一覧

文書番号	資 料 名	和暦	タテ (cm)	ヨコ (cm)	丁数
ア-1	忠宴日記 五拾四 (天和3年正月元日～同年2月9日)	天和3	24.3	17.6	69
ア-2	忠宴日記 五拾五 (天和3年2月10日～同年3月9日)	天和3	24.5	17.4	87
ア-3	忠宴日記 五拾七 (天和3年4月7日～同年5月18日)	天和3	23.9	17.7	62
ア-4	〔忠宴日記力〕 (閏5月11日～8月5日)		24	17.6	97
ア-5	〔忠宴日記力〕 (元禄3年10月10日～同年12月2日)	元禄3	23.7	17.1	74
ア-6	忠宴日記 八拾八 (元禄4年9月朔日～同年12月晦日)	元禄4	24	17.7	106
ア-7	元禄五壬申歳 日帳 (正月元日～2月24日)	元禄5	24	17.6	75
ア-8	忠宴日記 九拾七 (元禄7年6月2日～同月19日)	元禄7	24	17.7	27
ア-9	忠国君御日記 写三冊之内一 (明暦元年5月朔日～6月29日)	明暦元	24.8	17.4	38

※文書番号・資料名・和暦は、千葉県文書館に準じている。
 ※タテ・ヨコ・丁数は、当館調査による。
 (ただし丁数には、近年の修復により施された表紙は含まない。)

この年は、正月六日に藩主義処正室が男子出産（早世）後、二十日に死去する。二月二十五日に遺骸が久保田に到着、二十七日に佐竹氏の菩提寺である天徳寺で葬礼、三月二日まで法事が行われた様子が日記に記されている。この記述は「国典類抄」にも大部分が引用され、両冊の記載の五く六割相当を同資料にみることができる。

また忠宴関連では、正月元日条に「拙者儀今未明持仏堂へ参、夫

より祝之膳出、終而聖像を三拝し夫より御影を拝し万雄様御具足拝之」とある。万雄様は忠宴祖父の梅津憲忠であり、祖父の功績を讃える風景がこの時期の梅津家の元旦にみられる。

《ア-3》

表紙に「忠宴日記五拾七」の題箋を付した天和三年（一六八三）四月七日から五月十八日までの日記である。ア-1・2と同様に藩主義処在府、忠宴在秋である。

宝明院（義処正室）法事と大猷院法事が済み、五月末の藩主秋田下向前であり、「国典類抄」に引用された記載は一割未満と少ない。一方、梅津家の日常に関して、例えば忠宴の実弟敬忠夫妻の小安湯治、忠宴次男忠之の元服、また船岡に隠居した忠宴実兄利忠の動向などの記載がみられる。

また五月十五日条には次のような記事がある。

史料2

一 大嶋小助奉二而申遣候ハ、松平出羽守様 將軍宣下御振舞御能御興行被遊候付、此方御振廻之様子内外共二委細御聞被成度由被仰遣候、依之手前留書写候て早々以御飛脚可指上候、井口織部所へも被仰遣之由申来候

徳川綱吉の將軍就任祝儀を控えた松江藩による先例照会の知らせを受けた忠宴が、自らの記録を書き写して早速江戸に送付している。忠宴の記録が在任中から参考にされた事例として興味深い。

《ア-4》

閏五月十一日から八月五日までの書状や別紙あわせて四十八点が記された本書は、忠宴日記のなかに「委細者書状控二有り」と度々記される「書状控」にあたると考えられる。年代は書状内容から天和三年（一六八三）と判断できる。本書の時期は藩主義処、忠宴ともに在秋である。

江戸勤務の家老真崎兵庫へ宛てた書状二十二点が本書の中心であるが、能代奉行山方助右衛門や京都勤務の田代新右衛門へ宛てた書状など財政に関する家老の指示を記した書状もみられる。また江戸の光聚院（義処母）への書状からは、光聚院の意向を受けて藩主の御渡野が予定されたり、藩主の負担軽減のために家老の出仕形式が変更されるなど、その影響の強さをうかがうことができる。

なお、本書とは別に同時期の「日記」も存在したと考えられる。また表紙が失われているため、この「書状控」が他の日記と同様に「日記」の冊数に含まれるかどうか明確ではなく、「日記」と「書状控」の相互関係などについては検討の必要があると思われる。

《ア―5》

表紙が失われているが、元禄三年（一六九〇）十月十日から十二月二日までの日記である。藩主義処、忠宴ともに在府であるが、忠宴が十一月十五日に江戸を出発するため、本書の後半は秋田に向かう忠宴の道中記となっている。

十月十七日条を見ると、秋田家老真崎兵庫から「拙者耆人二而大目之御留守居難致候、相談相手被仰付被下度」との連絡が江戸に届

き、当時の江戸家老石塚孫太夫、宇留野源兵衛と相談の上忠宴の秋田下向となったことがわかる。九月晦日の家老渋江宇右衛門死去にもなう対応であると考えられる。

下向前には、十一月三日には紀伊藩御用人衆を忠宴宅に迎えて、六日には紀伊藩御用人の坂部宅を訪問して宴が催されている。これは前年の義処嫡子佐竹義林と紀伊藩主徳川光貞女育姫との婚礼にもなう両藩の通交によるものと考えられる。十五日には育姫に御目見を済ませ、藩主義処や光聚院に拝謁後、秋田に出発している。

なお本書の記載の二割程度が「国典類抄」に引用されている。

《ア―6・7》

両冊は、元禄四年九月朔日から元禄五年二月二十四日までの連続した日記である。ア―7には題箋がないが連続した内容であることからア―6「忠宴日記八拾八」に続く八十九冊目にあたると考えられる。この時期、藩主義処、忠宴ともに在秋である。

藩主義処の動向をみると、九月六日に鷹野、九月十四日から十一月二日まで仙北へ渡野、十一月九日に湊へ鷹狩と各地に足を運び、十二月には湯治のために添川へ通っている。忠宴も藩主義処の勧めもあり鉄砲野などを繰り返し、二月四日から十八日まで泊野として宮林村・大森村に向かっている。

また梅津家に関しては、長男忠昭の婚礼が許可され、正月以降小太郎から外記に改名している。また忠宴妻の容体悪化を心配した藩主義処の勧めを受け、薬用として「美入羅」を服用させる記事など

もみられる。忠宴妻は間もなく死去したと思われる。

なお両冊から「国典類抄」への引用記述は二割に満たない。

《ア―8》

表紙に「忠宴日記九拾七」の題箋を付した元禄七年（一六九四）六月二日から十九日までの日記である。

藩主義処の嫡子佐竹義林が秋田に初めて入部するのにともない、忠宴は四月に秋田から江戸に登り、六月二日に御供として江戸を発する。本書はこの際の道中記である。各宿での使者、進物などが記録されるが、同内容の記録が「国典類抄」に引用されている。

三 「梅津忠宴日記」について

「梅津忠宴日記」については、従来より藩政初期の状況を記載した日記内容が分析の対象とされ、資料自体の分析は十分とはいえない。そこで本章では、歴史資料としての側面から「梅津忠宴日記」を紹介したい。

史料 3^⑦

覚

御記録所之儀者 御世系御系統 御代々御実記等并御分流他家之歴々を始諸士家之由緒勲旧嫡庶之分御吟味等相掌り、後代之御亀鑑二被立置候御役所之儀故、往古之事蹟相分兼候等之節者考被仰付候得者、御書記有之分者毎度勘考仕候而指上申候、中古以来之

儀者政景忠宴日記等当時之事委細記載有之事故、右二書二相基キ其他古文書等引合勘考仕候而申上候、第一御伝記之出所御日記より抄出仕候儀二御座候処、近來御日記甚簡易二御座候而、御一代之御事蹟精細二相調候事出来不仕候、（以下略）

史料3は、寛政八年（一七九六）二月、御記録方で作成され、御記録方担の中山文右衛門が熟覧、加判のうえ、家老岡本但馬の自宅へ内々に持参した書載の一部である。当時の秋田藩では藩主の公式記録を、日々の記録である「御日記」は御書翰方、代々の家譜である「御伝記」は御記録方が担当したが、史料3では、近年は「御日記」の記載が不十分であり、これに基づき作成する「御伝記」に掲載する事蹟が整えられない旨が述べられている。また、藩政初期の状況については「政景忠宴日記等当時之事委細記載有之事故右二書二相基キ」検討するとの記述がある。寛政期の記録方担当者が「梅津忠宴日記」を「梅津政景日記」と並ぶ藩政初期の基本資料と認識していたことがわかる。

三年後の寛政十一年七月、中山文右衛門（御記録方担）、那珂正左衛門（御記録方御右筆筆頭）、大槻文蔵（同前）、岩堀宗六（御記録方御右筆）、駒木根吉左衛門（同前）により役頭の松野茂右衛門と山方多郎左衛門へ実際に提出された書載では「政景忠宴を始諸家日記等も有之御事蹟大跡も相知候事故右二基キ」と表現がやや婉曲になる。翌年に御記録方が改革されると、那珂が六代藩主佐竹義真、大槻が七代藩主義明、中山が八代藩主義敦、岩堀が九代藩主義和の

表2 「梅津忠宴日記」関係資料
(当館所蔵資料)

No.	資料番号	資料名	和暦	備考
①	A312-122-17	梅津忠宴日記	延宝2	表紙題箋「忠宴日記 十七」 73丁
②	A312-25-1	梅津忠宴日記 上		抄写本 132丁
	A312-25-2	梅津忠宴日記 下		抄写本 161丁
③	29-222	忠宴日記		抄写本、井口氏蔵 享保14年写、41丁
④	AS209-19	忠宴日記書抜		延宝7年10月朔日条のみ 写、6丁
⑤	AS493-6	乾徳院様御庖瘡 元禄忠宴書抜		元禄3年5月6日～同年6 月3日写、8丁
⑥	421-112	梅津浄運初外記 後半右衛門書状控		写本、天保5年購入 51丁

(大館市立中央図書館所蔵・真崎文庫)

No.	資料番号	資料名	和暦	備考
⑦	M364	忠宴日記		抄写本、朝日正吉盛寿写之 文政3年写
⑧	M365	忠宴日記		抄写本 最終丁なし

家譜担当となり、また提出された山方のもとでは「国典類抄」編集が開始される。

「国典類抄」は初代秋田藩主佐竹義宣から八代義敦までの記録編纂物であり、文化八年(一八一二)に編纂が開始される。記録所の保管文書のほか、各藩士が所有する日記や留書、書状類など膨大な記録を引用して編纂が進み、前編が文化十三年、後編が文政二年

(一八一九)頃に完成したとされる。この編纂時の引用書のなかに「梅津半右衛門忠宴日記 百冊」^⑧とあり、実際に「国典類抄」には二七〇〇ヶ所を超える記事が「梅津忠宴日記」から引用されている。なお忠宴死去の翌日と翌々日の記事については「忠宴日記忠昭書継之内」と記され^⑨、「梅津忠宴日記」の最終部には嫡男忠昭の記載があると推測される。

つぎに、当館が所蔵する「梅津忠宴日記」や関係資料を紹介する。表2がその一覧であるが、大館市立中央図書館所蔵の真崎文庫に含まれる日記もあわせて取り上げたい。

まず①は延宝二年(一六七四)七月八日から八月二十九日までの日記であり、薄茶色の表紙、題箋、形態(寸法)、そして本文の筆跡などの特徴が「佐藤(正)家文書」八点の日記と一致する。これらを便宜上A本とする。次に②は、上下二冊に寛文六年(一六六六)～元禄八年(一六九五)までの記事が抄写された日記である。これをB本とする。次に③は、寛文六年～元禄八年までの記事を抄写した日記であるが、B本とは内容が異なる別系統の抄写本である。真崎文庫の⑦・⑧もそれぞれ③と同系統の日記である。これらをC本とする。

この他、④・⑤は佐竹氏に伝来した佐竹文庫に含まれる写であり、必要に応じて「梅津忠宴日記」が参考にされたことがうかがえる。⑥は寛文四く七年頃の忠宴書状がまとめられた「書状控」の写本である。書写する段階で書状の一部や差出人名が省略され、また天保

五年に上米町の古物店で購入された旨が巻末に記されている。

つまり当館には、三つの異なる系統の「梅津忠宴日記」が所蔵されていることになる。

従来の研究では、単に「梅津忠宴日記」という場合はB本からの引用が多く、別系統のC本を引用する際には、例えば『秋田縣史』第二冊では「忠宴日記異本」、『秋田市史』第三卷近世通史編では「浄運本」などと表記して区別をはかっている^⑪。

B本については「史館之蔵書」の印を確認できるものの、書写時期や目的を明らかにできる手がかりがない。C本については、③に「此一冊山方清兵衛泰倫所持懇望写之、享保十四乙酉年八月七日（以下虫喰）」、⑦に「文政三年三月写之」の表記を確認できる。少なくとも享保期に存在していることから、元禄期以降の修史編纂事業や義処の家譜編纂との関連で作成された可能性が考えられる。また享保期と文政期と異なる時期に書写されていることから、一定程度流布した可能性も考えられる。

ところでA本であるが、①は一部で忠宴自筆と伝えられてきた^⑫。そこで「佐藤（正）家文書」の八冊とあわせて、忠宴の自筆日記の可能性について考えたい。

まず筆跡であるが、明確に忠宴自筆と判断できる資料は極めて少ない。そのなかで延宝七年（一六七九）に蓮沼七左衛門に発給した新田差紙^⑬は、忠宴の自筆の可能性が高い資料といえる。厳密な鑑定は難しく参考程度ではあるが、比較する限りでは両者の筆跡は酷似

し、同一人物による印象が強い。

つぎに文章であるが、「国典類抄」との比較が有効であると考えられる。「国典類抄」は、その特徴として各書物の文章をそのまま引用し、担当者の意向を含まない形で編纂されたことが挙げられる。抄写されたB本やC本の記事は、その多くが要点をまとめた記載であり「国典類抄」の同日の記載とは異なる。一方、A本と「国典類抄」の記載を比較すると、助詞や漢字の表記が一部異なるものの、両者の文章は一致する。よってA本は「国典類抄」に引用された自筆日記である可能性が高いといえる。

また、ア―8「忠宴日記九拾七」には次の貼紙がある。

史料4

氏応考元禄七年甲戌之忠宴日記ナリ、乾徳院様初而御入部御供之事同年江戸日記二見へたり、此日記道中之日記ナリ、元禄七年之内二入べし

これは「氏応」なる人物が、本書を元禄七年（一六九四）の忠宴日記であると判断した旨を示す貼紙である。この氏応と考えられるのが岩堀宗六である。岩堀は、寛政期に記録方右筆であることが確認できるが、文化十二年（一八一五）に九代藩主佐竹義和の家譜担当となり、天保四年（一八三三）九月に完成した家譜十冊と引証本である「御亀鑑」百十五冊を提出している。このときの岩堀は「御記録方御右筆筆頭大御番組頭格」^⑭であり、当時の記録方の中心人物といえる。

史料3に「往古之事蹟相分兼候等之節者考被仰付候得者、御書記

有之分者毎度勘考仕候而指上申候」とあるように、岩堀の吟味は記録方の役割として行われたと考えられる。C本の元禄七年部分には「六月二日より之日記無之」と記載されることから、岩堀の吟味以前に所在が不明であったことをうかがわせる。この経緯により、記録方の岩堀に吟味された本書とそれを含むA本は、自筆日記である可能性が高いといえる。

検討は以上となる。決定的な根拠とはいえ、一層の分析・検討を必要とする状況ではあるが、現時点ではA本が忠宴自筆による日記である可能性は高いといつてよいと考える。

なお若干の推測を重ねると、A―8に「忠宴日記九拾七」の題箋を付した表紙が付けられたのは、当然ながら岩堀の吟味後であると考えられる。そしてその時期は、「梅津忠宴日記」百冊が引用されたと記される「国典類抄」の編纂期の可能性が高い。また過去の事例を挙げると、元禄期にはじまる岡本元朝を中心とする編纂事業では、梅津家から借用した「梅津政景日記」の補修作業と表紙作成が、編纂を進める藩により行われている。¹⁵⁾「梅津忠宴日記」が、新たに確認された元禄七年六月分の日記を含めて、一から百までの題箋を付した表紙を揃えたのも「国典類抄」編纂期であり、藩による作成であった可能性も考えられる。これらの推測を明らかにするのは、今後の課題としたい。

おわりに

本稿では「佐藤（正）家文書」の当館での複製公開にあたり、特に「梅津忠宴日記」を取り上げて紹介した。すでに諸研究で分析されてきた資料であるにもかかわらず、その成果を十分に活かすことができず、また梅津忠宴についても藩政における役割や、様々な逸話などにみられる人物像を取り上げることができなかった。これらの不十分な点については、今後の資料調査などを通じて補っていきたい。

また、本稿の最後にA―3「忠宴日記五拾七」の翻刻を掲載した。抄写本や「国典類抄」引用記事にはない「梅津忠宴日記」本来の特徴が感じられると思われる。

今回の「佐藤（正）家文書」の公開を契機に、あらためて寛文・元禄期の秋田藩政や、梅津忠宴を中心とする当時の様々な人物像について分析が深まることを期待したい。

註

- (1) 『秋田縣史』第二冊（秋田縣 一九一五年）、『秋田県史』第二巻 近世編上（秋田県 一九六四年）『秋田市史』第三巻近世通史編（秋田市 二〇〇三年）、根岸茂夫「寛文・元禄期秋田藩の藩政と梅津忠宴」（史翰）第十四号 一九七七年、石川隆一「十七世紀後期秋田藩の領外借財と大坂廻米について」（秋田市史研究）第十一号 二

〇〇二年）などが挙げられる。

- (2) 資料番号 AH二八八 二一三二二
- (3) 資料番号 混架特三七八。資料番号 AH二八八 二一三一一は写。
- (4) 資料番号 混架特三七九。資料番号 AH二八八 三一六一一は写。
- (5) 資料番号 混架一八一六二
- (6) 資料番号 混架七—三八〇—
- (7) 「御改正一件留書」(資料番号 AS三二二—一九)
- (8) 「伊頭園茶話」巻十九(資料番号 混架八—六九九—二〇)参照。
- (9) 『国典類抄』第七巻七〇三ページ、同十四巻七六八ページ参照。
- (10) 前掲『秋田縣史』第二冊、二二六ページ参照。
- (11) 前掲『秋田市史』第三巻近世通史編、三九ページ参照。「羽陰史略にも引用」との表記から、「浄運本」とは「羽陰史略」が引用する「浄雲日記」とC本の関連を鑑みて付した名称と推察される。
- (12) 『創立九十周年記念 秋田県立秋田図書館史年表』(秋田県立秋田図書館、一九九〇年)
- (13) 「蓮沼七左衛門宛梅津半右衛門書状」(資料番号 吉成四三九)
- (14) 「天樹院様新調御家譜差上候節記録取纏」(資料番号 AS二八九—一九)
- (15) 「岡本元朝日記」(資料番号 混架七—三八〇—四)元禄十二年六月二十日条に「十八日より梅津政景日記を御張付ノ者ニ申付うら打ひやうし仕也」とある。

付記 「佐藤(正)家文書」の調査ならびにマイクロフィルム撮影にあたり、千葉県文書館柴崎邦彦氏にご配慮いただいた。また「梅津忠宴日記」に関して、石川隆一氏に多くのご教示をいただいた。この場を借りて両氏に感謝申し上げます。

(古文書班学芸主事 かとうまさひろ)

【翻刻】 A—3 「忠宴日記 五拾七」

(読点は筆者、「」は破損・虫損部分)

(表紙題箋) 忠宴日記 五拾七

(表紙裏) 天和三年 四月七日ヨリ

五月十八日マテ

(本文)

同七日 天気よし

一 今日者風呂焼候而利忠公様・藤十郎殿・藤太・黒沢多左衛門殿

・同喜右衛門・梅津幽軒・川井有暇・小介川庄左衛門・三宅道の参入候、藤十郎殿二ハ風呂へ者御入無之候、夕飯御振舞申、

亥の下刻御帰

一 渋江十兵衛殿より江戸へ以飛脚跡目之儀被申立候付、拙者共方

より書状指添候様二と被申候故、宇右衛門殿・兵庫殿へ書状指添遣候

一 片岡惣四郎御暇被下月廿一日江戸発足今日下着、宇右衛門殿より書状参候

同八日 天気よし、庭前之桜盛也

一 拙者義卯之下刻応供寺へ仏参、今日者梅真院御證月二付而也

一 応供寺より之帰二利忠公様へ御見廻申候、右者今日利忠公様船岡へ御出二付也

一 今日南部へ以御飛脚南部家老衆へ書状遣候、右八仁藏妻子共二

今度從南部返候付為礼書狀遣候、甚右衛門殿ハ依病氣拙者一判二而遣候

一 今日江戸へ以御飛脚活白鳥壺ツ為相登候、依之梅津内藏丞方へ書狀指越候

一 先月廿日於江戸火消廻番依御免信太又左衛門同廿四日江戸出足今日下着、山口縫殿允儀京都御屋敷番二相詰候処、瀬谷孫右衛門代先月四日京都発足同十九日江戸へ着、同廿四日発足今日下着、右両人下に宇右衛門殿より書狀參候

一 右之便二天徳寺先立而と申立候御暇之義不苦被 思召候間、直々天徳寺二可致住之旨御意二而從宇右衛門殿申来候、只天徳寺訴訟被申上候在寺人何茂御免被成下候由申来書付、今日小野崎大藏を以て天徳寺へ申遣候

在寺人天徳寺依御訴訟御免被成下候者之覺

長沢勘左衛門

高木久右衛門

二平甚左衛門

久右衛門子

高木市之助

右之者共御改易御免被成下度由遂披露候所二、願之通御免被成下之由御意御座候

御歩行

長井安之允

御萱手

同 弥右衛門

同 長右衛門

同 徳右衛門

同 馬左衛門

野代下代

工藤長右衛門

右之者共先年御追放二被仰付候所 御免被成下度由遂披露候所、是も願之通御免被成下之由御意之旨申来候

同九日 天氣よし

一 今晚湖光院殿女共方へ申請庭の花為見申料理進申候、戌之刻御歸候

一 今日ハ別而相替儀も無之

同十日 朝より曇雨降

一 今日平塚惣兵衛・赤津九左衛門此方発足江戸へ罷登候、右ハ若殿様御取次役御用二罷登候、依之宇右衛門殿・兵庫殿へ連狀遣候、九左衛門申立候養子之儀も御両人へ別紙を以申遣候、源兵衛殿へも書狀遣候

一 今晚ハ隣勝院・萬雄寺・尊貞和尚・万福寺申請作時御振廻申候、申下刻御歸

同十一日 天氣よし

一 今午ノ刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、依之宇右衛門殿へ書狀

遣候、佐伯善右衛門所より先頃被 仰付候山葉此御飛脚二為相
登候由申候、委細ハ書狀之扣ニ有リ

一 今日岩城伊豫守殿御家来三浦又左衛門所へ書狀指添時服二
但入 以御飛脚遣候、右ハ又左衛門義先頃御葬礼之時分御香奠納
為御使者参候付被下置候、大内孫右衛門儀ハ御名代之御使者二
参候付是二も時服被下置候得共、孫右衛門ハ江戸へ御供二て罷
登候付於江戸被下可然と申遣候

一 今日八昼より川口屋敷へ慰二参候、同道大縄探昼・佃養軒、亥
刻罷歸候、花ハ盛二而候

同十二日 天氣能風吹

一 今日ハ依式日卯下刻評定所へ罷遣候、寺社奉行小野崎大藏・郡
奉行中川宮内・黒沢多左衛門・町奉行黒沢味右衛門・生田目隼
人・勘定奉行根田四郎右衛門・裏判奉行田中三左衛門・岡半允
朝食過作事奉行山辺仁左衛門も罷出候、其外御用人共罷出未之
上刻退出、甚右衛門殿二ハ依病氣御出無之候、夕飯被下同名藤
太所へ見舞申候、藤太儀明日男安へ湯治致候付也

一 伊豫守殿御家来三浦又左衛門所へ昨日以御飛脚時服遣候処、今
日御飛脚罷歸候、又左衛門方より時服拝領有難存候由返答遣候
同十三日 朝より曇風吹、巳下刻より雨降

一 仁寿丸様御小姓為代小野崎藤兵衛・鈴木庄八今日出足罷登候、
宇右衛門殿・兵庫殿へ連狀遣候、表つほねへも文遣候

一 壹岐守様御小姓為代伊藤権右衛門・益子助左衛門・片岡七十郎
候由申遣候

今日此方出足江戸へ罷登候、宇右衛門殿・兵庫殿へ連狀遣候、
今井三郎右衛門・渡辺弥平右衛門所へも書狀遣候

一 同名藤太夫婦連二而今日此方発足男安へ為湯治参候、百之助も
船岡迄同道之由二而今日同前二召連候

一 岩城伊豫守殿御家老町田内藏助方より今日以飛脚、昨日三浦又
左衛門二時服被下候御札申遣候

同十四日 終日雨降

一 白土加兵衛方より小野崎藤馬・平元小市郎を以申立候ハ、昨十
三日当番二而相勤候晩之支度仕罷出候処二、暮以後食傷氣二而
腹痛吐瀉御座候而部屋二罷有致養生候、夫故御番所へも罷出
御調も見不申候、内々同役共方へも為知可申候へ共暮以後

「一」義二候へハ不罷成致延引候、病氣故御番も相勤不申致迷
惑候由拙者方へ申遣候、致返答候ハ、病氣之儀無抛事候迷惑二
存候段尤候江戸へも可申越候、併致遠慮指入罷有候儀二ハ無之
間氣色本腹次第罷出被相勤候様二と申渡候

同十五日 終日曇、晩方晴

一 今日之為礼私宅へ見廻衆数多有之候、今日ハ御飛脚相立候付何
方へも礼廻二ハ不罷出候

一 今午之上刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、御用ハ唐金屋正三郎
と申者壹歩之利足二而金子六百両貸上申候、野代より丁銀三十
四貫百拾九匁二口合小判千百六拾八両と式歩九匁為替二而指上
候由申遣候

一 今日八稻荷之祭礼二付、御供二御物頭川井主水・岡半左衛門申付為勤申候

一 白土加兵衛一昨十三日御番二候へ共病氣故御調見不申候段、今日之便二字右衛門殿・兵庫殿へ申遣候、委細ハ書状扣二有り、甚右衛門殿依御病氣拙者一判二て遣候

一 金水主水・小野崎舍人羽黒山より今晚罷歸候、忠兵衛儀平治兵衛方より無相違請取罷歸候

同十六日 終日少々曇候へとも天氣克

一 今晚者依兼約梅津藤十郎殿・同喜太夫殿・同孫六・黒沢多左衛門殿・小介川庄左衛門殿・川井有暇・梅津幽軒・長山宗閑・三宅道の・黒沢喜右衛門、川口屋敷二而料理進候、拙者事も已下刻より彼地へ参戌ノ下刻歸宅、花ハ大形過候得共克花ハ少殘候

同十七日 終日雨降

一 酒出小五郎殿家老衆三人名前二而今日以飛脚鶴岡へ書状遣候、右ハ金光主水・小野崎舍人羽黒山江参候処、家老衆色々被入念忠兵衛を主水・舍人同道参候為礼遣候、甚右衛門殿病氣故拙者一判二而遣候

一 羽黒山別当家老真田七郎左衛門方へも以飛脚今日書状遣候、右ハ彼忠兵衛義羽黒山二而大田平治兵衛覺味忝候を此度主水・舍人請取参候節、七郎左衛門念を入候由御座候故私状遣候、是又拙者一判二て遣候

一 山方助右衛門所より町送を以書状参候、右ハ北比内御留山へ当

十二日野火入候処山役人檢使之者共罷出消申候而十三日罷歸候、先年野火法度二申付候故彼山へ野火入候事無之候処此度火入申候、右焼失申候沢々ハ御留山二而向後之ため二候間久保田より御檢使被遣可然よし申来候

一 今酉ノ上刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、右御用ハ北比内御留山へ野火入候事、只今度金光忠兵衛を主水・舍人兩人二而同道罷歸候節鶴岡家老衆・羽黒別当家老真田七郎左衛門色々念入候付礼状遣候儀申上候、彼羽黒二而大田平次兵衛様子共舍人を呼委細承書状相調遣申候、委者書状扣二有、是又拙者一判二而宇右衛門殿・兵庫殿遣候

一 昨日佐竹石見殿より以飛脚書状二通参候、老通ハ与下跡目の事、老通ハ与下岸弥三右衛門義先達而閉門御宥免被下候得共仰出無之故最前之役儀不申付候如何可致哉と相談候由被申越候、今日返答申候ハ久保田二も与頭なと閉門御免之者候へとも本復ハ不被仰付者御座候、御下向之上遂言上可申進候、弥重而其元よりも可被仰立候由一判二而返答遣候

一 大山十三郎 仁寿丸様へ罷登候処病氣二付御暇被下当四日江戸出足今日下着、宇右衛門殿より書状参候、当朔日公方様へ月毛栗毛両疋若殿様へハ切石五歳鹿毛之馬御献上候処一段之御首尾二御座候由申来候

一 御下屋しき御手判調役石井主税・石山奥右衛門・菅生彦兵衛・御中屋敷御手判調役案藤八左衛門・菅波吉左衛門当三日江戸出

足今日下着、宇右衛門殿より書状参候

同十八日 終日雨降

一 今日者 霜林院様依御命日天徳寺へ御仏参、巳ノ上刻帰宅

一 井口織部儀去月廿八日京都発足今日下着、同名治部・物書石井武右衛門も同道罷下候

一 壹岐守様御買物役二罷登候御步行高橋十内・志村角兵衛、当七日江戸出足今日下着

同十九日 終日曇

一 光聚院様御広敷御番山方五郎兵衛・根元寛之助、下谷御屋敷へ相詰候御步行目付大貫七右衛門・高橋今右衛門・御步行組頭岸彦右衛門当六日江戸発足今日下着、宇右衛門殿より書状壹通参候

一 当十三日未之刻付二而大嶋介兵衛方より以御飛脚書状参候、右八庖瘡之御薬御用候間五月五日朝牛之ふん取指上候様二と申来候、取様委細別紙申来候

同廿日 終日曇雨降

一 今日者宝明院様依御命日巳ノ刻天徳寺へ御仏参、午ノ上刻帰宅
同廿一日 天気能

一 折内奥右衛門当八日江戸発足今日下着、宇右衛門殿より連状参候、御用八京都二相詰候御步行目付兩人二夫丸式人被貸下度由、且京都川村庄右衛門御蔵宿御用之義申付候為候間正右衛門兄弟之内壹人罷登候様二致度旨田代新右衛門方より申越候旨申来候

一 為 御意足田斎之助方より書状遣候、右者 大猷院様・嚴有院様御院号御贈官先頃元光院御下二御持参候を致敷写二指上候様二と申来候

一 今晚藤十郎殿へ振廻二参候、右者先日馬進候為祝義参候

同廿二日 天気能

一 今日者依式日拙者儀今卯ノ下刻評定所へ罷出候、郡奉行中川宮内・黒沢多左衛門・町奉行黒沢味右衛門・生田目隼人・勘定奉行根田四郎右衛門・裏判奉行岡半允其外御用人共列座、甚右衛門殿二者于今病氣故御出無之候、午ノ下刻退出

一 当十三日江戸罷立候御足輕今日下着、此御足輕ハ先頃元光院御登二指添為相登候、宇右衛門殿より連状参候、兵庫殿二ハ当日二江戸へ上着被成候由申来候

一 今日之便二字右衛門殿奉二而申来候ハ、先立者御家中之女房鹿子入候小袖着用無用之由被 仰付候 惣鹿子二無之むら鹿子ハ不苦候間着用致候様二御家中へ可申渡旨申来候

一 今戌之刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、御用ハ先頃被仰遣候

大猷院様・嚴有院様御院号御贈官今朝天徳寺より取寄中村与助申付敷写二為致足田斎之助所迄指上候、依之宇右衛門殿・兵庫殿へも書状共遣候、大嶋介兵衛所へも先頃申来候牛薬取様之御請申遣候、委細者書状扣二有り

同廿三日 終日曇風吹

一 拙者義今巳之刻万雄寺へ仏参申午之刻帰宅、今晚者長山宗閑・

川井有暇參咄候而暮前歸候

一 於舟岡雲八腹中氣二付今日大繩探昼舟岡へ參候、依之拙者方よりも歩行之者指添遣候

同廿四日 夜之内より雨降

一 今日御城下一町切二江戸より申來候女房衣装之義申渡候御書付
覚

一 女房小袖鹿子入候着用無用二被思召候由先頃被仰越候

へ共、惣鹿子に無之むく鹿子ハ不苦候間着用可仕候、
兎角御下向之上被遂御吟味可被仰付候事

卯月廿四日

一 今晚無及を私宅へ申請候、右者と藤次元服致候祝義料理可進由先達而より度々申越候得共御病氣然と無之由二而今日御出候、相伴佐藤忠左衛門殿・玉生八兵衛殿・小野寺拾市郎・佐藤喜平次・河井有暇・黒沢味右衛門・三宅道の被參候、勝手滑川勾当・田崎勾当・幾都、夕飯過忠左衛門殿へ於中庭二拙者馬共掛御目候、西ノ下刻より座当衆平家承候、さかろ田崎勾当勝浦合戦滑川勾当藤川合戦幾都語申候、腰越をハ助者二而被語候、何茂子ノ上刻御歸り

同廿五日 終日雨降

一 今日者巳ノ上刻天徳寺へ御仏參申候

一 今日者別而相替御用無之

同廿六日 終日曇

一 明日小太郎小座へ移徒致候付主馬様より小太郎方へ御使被遣候
一 先立藤太方へ遣候飛脚今日罷歸候

一 山辺仁左衛門方より登沢門立・吉原五右衛門を以申遣候ハ、手前支配宇佐見伝右衛門と申御大工昨晚七ツ時分与風致乱気女房を討留娘二も手を為負申候由、然所二子共佐助知合組留申之由吉原五右衛門手前ハ為知申候而兩人を以御披露申上候由申遣候、依之安藤太郎兵衛・小室惣左衛門御檢使二申付伝右衛門様子乱気候哉見届參候様二と申渡遣候、尤女房娘手所をも見候様二と申付遣候所二兩人罷歸申候ハ、伝右衛門二様子相尋候へ者去年五月より眼病相煩罷有候所二五三日ハ熱さし瘡指発弥気色然与不申候、昨廿五日晩七ツ過小便二起罷歸候刻刀を抜何心もなく女房を打留申娘二も手を為負申候、娘さけひ申候二而子共佐助聞付候て組留申候夫二而正氣出申候、何二而も女房二出入有之致候義二ハ無之由申候、伝右衛門義ハ茂木監物殿御番組西野角有と申者親類二候故角有宿を借罷有候由、伝右衛門好身共女房之好身二口書為致參候、女房手所ハ首を切前之方少かゝり肩二も疵有之由、娘ハ左之はうを被切候由是者浅手二而有之由申候

同廿七日 終日雨降

一 今日者 依吉日同名小太郎小座へ移徒致候、依之拙者夫婦も昼より參候而祝義相調候、同名百之助・長山宗閑・梅津幽軒・和田藤右衛門・池田才兵衛・清水忠兵衛・辻所左衛門・上松三右衛門・木野伊兵衛・中村与助・庄用道忠其外家來之者共二料理

振廻申候

- 一 小太郎義今晚八小座二一宿申候、未造作透与出来不申候付今晚斗一宿申候

同廿八日 終日雨降

- 一 今日者为礼と私宅へ見舞衆有之、拙者義已之上刻主殿殿へ御見舞申候

- 一 先頃渋谷江拾兵衛殿より跡式為御訴訟与被為相登御飛脚今日下着、兵庫殿より連状参候、十兵衛跡目御聞届被遊候、御下向之上御了簡被成可被 仰付由申来候

同廿九日 天気よし

- 一 拙者義今午ノ上刻罷出、二之丸馬場之前二而牛蒥取候御用二牛を飼申候を見申、其序二御城坂其外御普請等致見分候

- 一 大越甚右衛門殿御病氣御本腹二而今日御出候、内々今日より御用番甚右衛門殿へ相渡筈二候へ共、御病氣未御十分二無御座二付、先御御用番拙者相勤可申由申遣候而勤申候

五月大朔日 終日曇、晚方雨降

- 一 今日ハ 宝明院様百ヶ日二御座候付、拙者義今已ノ刻天徳寺へ御仏参申候

- 一 今朝ハ私宅へ為礼見廻衆数多有之候

- 一 去月廿四日午ノ刻江戸罷立候御飛脚今已ノ刻下着、宇右衛門殿・兵庫殿より連状参候、去月廿三日為 上使戸田山城守殿を以屋形様御在国之御暇罷出、例年二不相替時服五十白銀五十枚御

拝領被成置諸事御首尾能御座候由申来候

- 一 右之便二甚右衛門拙者方へ御直書を以御暇罷出候段被仰下候、何も二も可為申聞由被仰遣候

- 一 佐竹左衛門・同主殿方へも御直書参候、左衛門殿へハ今日以御飛脚拙者方より書状指添御直書御届申候、其外佐竹石見殿・同淡路殿・戸村十太夫殿へも以書状御暇罷出候段為御知申候、多賀や左兵衛へハ口上書を以申遣候、御相手番・大番頭・御小姓頭諸役人衆へハ以手紙御暇罷出候段為知申候、依之今日ハ終日私宅へ見廻衆有之候

同二日 終日雨降

- 一 今日ハ依式日拙者義今卯下刻評定所へ罷出候、甚右衛門殿二も御氣色能被為出候故今日評定所へ御出候、郡奉行黒沢多左衛門・町奉行黒沢味右衛門・生田目隼人・御勘定奉行根田四郎右衛門・裏判奉行岡半丞其外御用人共罷出候、已ノ刻退出

- 一 今未之刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、御用ハ去月廿三日御暇首尾能罷出候付為御祝遣候、宇右衛門殿・兵庫殿へ連状遣候、梅津内蔵允所へハ御直書之御請申上候、其外上々様へも為御祝書状指上候、甚右衛門殿御氣色能被為出候付今日より加判被成候

- 一 壱岐守様御小姓平井喜六郎・清水吉十郎去月十九日江戸発足今日下着、宇右衛門殿・兵庫殿より連状参候、岩城伊豫守殿御家来大内孫右衛門二時服被下候義先頃申上候処二、孫右衛門義江

戸へ御供不仕候間於此方時服遣可申由申来候

- 一 今日八未之刻より黒沢多左衛門川口田屋鋪へ振廻二参候而丑之刻帰宅候

同三日 終日雨降

- 一 壹岐守様へ相詰候御中間代二而去月十九日江戸発足今日下着、宇右衛門殿より書状参候、渡部弥平左衛門召仕候前之者致乱気候付御中間同道罷下候、道中無異儀召連今日弥平左衛門在所へ引渡申候由申候

- 一 拙者義今日八家来柳田数馬所へ参候、右者小太郎・与藤次参候二付拙者も跡より参候、子之刻帰宅、相伴河井有暇・長山宗閑・梅津幽軒・小助川庄左衛門・三宅道の・庄用道忠・大縄探昼、数馬二八加増式拾石為取候

同四日 天気よし

- 一 今未之刻付二而江戸へ御飛脚為相登候、御用八北比内御留山へ野火入候在所へ為検使江間藤兵衛・川村形部右衛門指越目録二致参候段宇右衛門殿・兵庫殿へ以連状申遣候、委細書状之扣二有、依御用番拙者処二而連状相調候

同五日 少々曇風吹、晚方晴

- 一 今日八拙者義辰之下刻天徳寺へ御仏参、罷歸二直々佐竹主殿殿初方々今日之為御礼参候
- 一 私宅へ茂今日之為礼見廻衆数多有之候
- 一 小田野形部殿より今晚糟谷与惣右衛門を以被申越候ハ、梅津藤

太御番組牛丸民部左衛門昨朝物参仕候とて草履取召連罷出暮二及候而も不罷歸今日昼過迄不罷歸候付、妻子も無之故宿かり之者親類之方へ為知申候間驚御披露申上候、自然物二さそハれ罷有候も被知不申候間乃尋見申度由親類之者共申上候、藤太殿御留守故加番取合二御座候俣私方より右之段申上候由被申越候

一 今昼野代より山方助右衛門町送を以申遣候ハ、先頃申遣候中野村勘右衛門久保田へ罷登候様二と申渡候所二欠落見得不申候由申来候

同六日 終日天気よし

- 一 今日者別而相替儀無之候
- 一 藤太儀今日小安湯出より夫婦共二罷歸候

同七日 天気よし

- 一 佐竹石見殿より組下山役人小林清右衛門被指越、今度御領早口・岩瀬両山へ津輕領之者入込雑木剪取候由委細被仰越書状も参候、且小川九右衛門所へも申来候由二て九右衛門も参物語申候
- 一 吾等事午ノ刻藤太処へ見廻、夫より家来湊平兵衛処へ新宅之為祝義振廻二参候、小太郎・与藤次も参候、其外相伴衆川井有暇・梅津幽軒・長山宗閑・三宅道の・小介川庄左衛門・根元正右衛門・庄用道忠、丑ノ刻帰宅

同八日 終日天気よし

- 一 当二日未之刻江戸出足申候御飛脚今日下着、屋形様当十日江戸被遊御発駕同廿一日院内被為入廿七日御着 城可被為成候由、

御泊之書付も参候、宇右衛門殿・兵庫殿より連状参候

(貼紙)「御道中御泊之書付」

江戸	御昼	草荷
五月十日 越谷	同	杉戸
十一日 栗橋	同	石橋
十二日 宇都宮	同	喜連川
十三日 太田原	同	芦野
十四日 白川	御昼	須ヶ川
十五日 郡山	同	二本松
十六日 福島	同	戸澤
十七日 関	同	檜下
十八日 山形	同	飯岡
十九日 尾花沢	同	新城
廿日 金山	同	院内
廿一日 湯沢		
廿二日 横手		
廿三日 大曲		
廿四日廿五日	苅和野御逗留	
苅和野		
廿六日 戸嶋		
廿七日 窪田		
五月二日		

一 小林清右衛門義今日返答相渡候、石見殿へ之口上も申渡候、委細書状のひかへ二有

一 今日風呂焼入候、藤太・梅津幽軒・河井有暇・大縄探昼・佃養軒も参候、夕飯振舞申、戌之下刻罷帰候

同九日 天氣能

一 壹岐守様御小姓代井上藤右衛門・長山八郎兵衛・松山市郎右衛門・同御膳奉川和田弥惣右衛門、去月廿六日江戸発足今日下着
一 仁寿丸様御小姓代熊谷傳兵衛同日発足今日下着

一 御鞘師吉左衛門も同日発足今日下着

一 壹岐守様御奉公青柳易右衛門御暇被下母二逢申二罷下候、今日下着、從 壹岐守様御意被成下候

一 今日御用之儀為相談私宅へ甚右衛門殿御越候二付、町奉行黒沢味右衛門・生田目隼人・勘定奉行根田四郎右衛門・惣山奉行根元正右衛門・小助川庄左衛門・裏判奉行田中三左衛門・岡半允被参午ノ下刻何茂退出、黒沢多左衛門八病氣二而不罷出候

一 今日御中間目付之者参披露申候ハ、伊勢堂之後二女老人被切殺居候由申候付高根正介御検使二申付遣候処二、年頃三十斗之女二て手所ハ後より首を切候て落不申と相見得前よりかき落シ申候様子二御座候由、右之方之手之かう二も壹寸斗之太刀疵有之由

一 右之死人下二白木綿之古単物、中へハ嶋さらし帷子、上二ハ浅黄帷子着、木綿之ゆまきを致足袋をはき木綿嶋帯を致候由

一 赤手拭・白手拭を脇二指置候由

一 小すゝ壺ツ・小ちやわん壺ツ前二指置候由、穢多番を仕居候故急度申付庄助罷歸之由申候

一 信太又左衛門方より信太権兵衛を以申遣候ハ、去年火消役二罷登候時分召抱候歩行之者当七日譜代之女同道二而欠落申候故則追手被遣候尋候へ共于今不罷歸候、今日御触二付矢橋へ人を為見候所右欠落申候女二御座候、女之夫八同名又六致供江戸二罷有候中間二御座候、尤欠落之歩行之者も尋出し不申候由依之権兵衛二申渡遣候ハ女を切殺候ハ今朝之義之由申候間定而遅クハ参間敷候条追手被遣候為捕可被成候、若シ捕候義不成候者討捨二成共致候様二と申渡遣候

同十日 天氣よし

一 野代より山方助右衛門以書狀申遣候ハ、中野村勘右衛門当八日野代へ参候付様子相尋口書為致御足輕両人指添致縄下二遣候由申来候、今晚者先籠へ入指置候

一 今晚佐藤忠左衛門殿・小太郎・与藤次振舞二参候付拙者も未之刻より参候、飯過より手前之門前二而馬共尋見申、夫より又忠左衛門殿へ参候

同十一日 天氣よし

一 大番八番茂木監物御番組川野治部左衛門儀、致乱氣志賀惣十郎を切殺即時二吾身も自害相果候、治部左衛門弟川野正兵衛監物方へ披露申付、監物方より与頭山口縫殿允以披露申候

一 志賀惣十郎親類共方より竹内主税・福地新介を以惣十郎儀治部左衛門二被切殺候由披露申候、惣十郎八年十五二罷成若年故御奉公二ハ不罷出候

一 右両人之為御檢使高瀬治部左衛門・渡部形右衛門、今晚治部左衛門宅へ遣為見候処二両所より披露二相違無之付、両人共二致仕舞候様二と身類共二申渡罷歸候

同十二日 天氣克

一 今日者依式日大越甚右衛門殿申合卯下刻評定所へ罷出候、勘定奉行根田四郎右衛門・町奉行黒沢味右衛門・生田目隼人・裏判奉行田中三左衛門・岡半允其外御用人共罷出候、御用番無之故已之上刻退出

同十三日 天氣よし

一 今未之下刻付二而御飛脚為相登候、御用者御下前御用金子不足二而御難儀被成候由申来候付此方二致致相談野代へ申遣、六月晦日切二保太木代極印銀百九拾七貫三百五拾目三歩六之歩間を懸候而式百貫目之余之由右之内八貫目者江戸為替其外者京都にて指上候筈之由山方介右衛門申遣候段申遣候

一 拙者儀今昼程より川口屋敷へ参候、同名藤太・小太郎・与藤次・百之助・有暇・宗閑・幽軒・養軒参候

同十四日 天氣よし

一 当八日江戸罷立候御飛脚今辰之下刻下着、宇右衛門殿・兵庫殿より書狀参候、右者屋形様当十日江戸御発足相延十五日二御出

足同廿六日院内へ被為入来朔日御着 城可被遊由、御富之書付も参候

一 大嶋小助奉二而申遣候ハ、松平出羽守様 將軍宣下御振舞御能御興行被遊候付、此方御振廻之様子内外共二委細御聞被成度由被仰遣候、依之手前留書写候て早々以御飛脚可指上候、井口織部所へも被仰遣之由申来候

同十五日 朝より曇少々雨降、午ノ刻より晴

一 今日之為礼私宅へ見廻衆数多有之、拙者儀者用所有之何方へも不罷出候

一 仁寿丸様御金役去年中より相詰「」権之丞・高橋弥市右衛門当二日江戸発足今日下着、仁寿丸様より表局奉二而熨斗

「」箱拝領

同十六日 朝より曇雨も少々降、午之下刻より晴候

一 今日者別而替儀無之

同十七日 天気能

一 大坂御米払為御檢使川井形右衛門・片岡五左衛門御・歩行目付阿部関左衛門今日此方罷立京都へ罷登候、依之田代新右衛門・山下宗伴・同惣左衛門方へ連状遣候

一 今巳之「」刻藤太山屋敷へ参候、星場「」鉄砲打候

一 山方治「」立帰御暇被下当四日江戸発足今日下着

同十八日 雨降、未之上刻より天気克

一 今日者霜林院様依御忌日巳之上刻天徳寺へ御仏参、同下刻帰宅

付記 「忠宴日記 五拾七」をはじめとする「佐藤（正）家文書」全九点の原資料は、千葉県文書館の所蔵である。当館では、閲覧室に開架した複製物の閲覧利用と複写が可能である。なお、出版・掲載等の申請については、原資料の所蔵機関である千葉県文書館への申請が必要である。

彙報

(平成二十一年一月現在)

一 展示

○企画展「武士の日記を読む」

前期 八月二日～九月七日

後期 十月二十四日～十一月二十日

今年度の企画展では、当館が所蔵する秋田藩士の日記を中心に紹介した。後世に職務の参考として利用されたり、歴史編纂事業に活用されるなど公的な性格、家族との生活や学問・武芸などを通じた武士の交流の様子をみることができる私的な性格などに着目し、代表的な藩士日記を以下の構成で紹介した。

「武士の公務を読む」

梅津政景・岡本元朝・石井忠運・野上陳令の日記を取り上げ、役職や仕事ぶりを中心に紹介した。

「武士の日常を読む」

湊国季・渋江和光の日記を取り上げ、家族に関する記事に注目して紹介した。

「幕末の秋田を読む」

宇都宮孟綱・戸村義效・岡忠昌の日記を取り上げ、開国や戊辰戦争と秋田藩の関わりを紹介した。

また展示後半では、当館の刊行事業紹介や、資料の閲覧方法の紹介など、公文書館理解に

つながる内容にふれた。

前期開催期間を従来より繰り上げて夏休みにあわせ、教科書レベルの人物や出来事を取り上げて学生でも親しみやすい内容とした。一方、解読用に「展示資料翻刻シート」を準備し、じっくりと楽しむことができる工夫などを重ねた。期間中は五五〇〇人を越える多くの方々にご覧いただくことができた。

さらに、展示初公開となった「梅津憲忠肖像」については、肖像画に描かれている甲冑と陣羽織が、秋田市立佐竹史料館に実際に所蔵されていることが判明し、両館での関連資料の同時公開につながった。

所蔵資料を紹介する貴重な場であると同時に、閲覧利用の拡大や公文書館の活動に対する理解の第一歩となる展示活動について、今後とも精一杯取り組んでいきたい。

(加藤昌宏)

○普及展「アーカイブズへのいざない」

九月十三日～十月十九日

本普及展は、平成十八年度に続き二回目の開催である。平成十七年度の企画展「アーカイブズの世界」をベースに再構成したもので、公文書館活動の一般理解の普及を目的とした。一か月余の開催期間中に二千人近い観覧者があった。

構成は左のとおりである。

・アーカイブズって何？

・アーカイブズの玉手箱

(県庁文書で見る秋田の鉄道史)

・世界のアーカイブズ

・日本のアーカイブズ

・災害とアーカイブズ

・市町村合併とアーカイブズ

・秋田県の幕開け

前回は、第二コーナー「アーカイブズの玉手箱」で明治の教育史関係を表示した。今回の鉄道史関係は、生活に身近な題材(乗り物)であることから観覧者の関心を集めた。また、アーカイブズに関する他のコーナーも、観覧者に関心をもたれたようである。

一般に「アーカイブズとは何ぞや？」の展示は、歴史叙述の展示と比較し観覧者数で苦戦する傾向にあるが、この分野での展示技法や表現方法の議論が今後必要と思われる。

(柴田知彰)

○閲覧室展示

当館では平成十九年度より閲覧室において小規模な展示を行っている。これは検索方法やテーマに応じた資料紹介をすることで、より公文書館への理解を広め、利用していただく目的で行っている。

「秋田の林業」三月十七日～六月二十二日

平成二十年六月に秋田県で行われた全国植

樹祭に合わせて、当館所蔵の林業関係資料をパネルや映像を通じて紹介。

「大館・北秋田」

六月二十三日～十一月三十日

秋田県内各地域の映像資料や身近な地域の資料を紹介することで、当館をより身近に感じてもらうとともに、市町村合併で自治体名が変わってしまった地域のあゆみや存在意義を再確認していただくことを目的とした。近世・近代の絵図や明治期の郵便局・電信分局設置資料など地域生活に直結した資料を展示。また当該地域関係の「県政ニュース」など映像資料も放映。

「由利本荘・にかほ」十二月九日～

地域資料展示の二回目。大館・北秋田地域同様、大規模な市町村合併が行われた。また近世には亀田藩・本荘藩・矢島藩・仁賀保領と分かれており、多様な歴史・文化を保った地域である。当該地域関係の映像資料を放映するとともに近世・近代の絵図、学校関係資料、子吉川の河川交通や災害関係資料などを展示。

(煙山英俊)

二 公文書館講座

当館では、古文書解読講座や歴史講座、資料活用講座など様々な講座をこれまでに開催してきた。これらを今年度は「公文書館講座」と総称し、三コース制で実施した。

A 古文書入門コース(全六回)

はじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的として、六回連続の講座を実施した。

実施日 七月十二日・二十六日、

八月九日・二十三日、

九月六日・二十日(いずれも土)

B 古文書解読コース(四回)

これまでに古文書を読んだことがある方、現在勉強されている方、及び地域で活動している方などを対象に、解読の知識や方法をより深めることを目的として実施した。

第一回 七月二十二日(火)

「秋田藩天明期の養蚕事情を読む」

「町触控と御代官・検地役掟を通して」

(講師 越中正一)

第二回 八月二十六日(火)

「秋田藩士の敵討」(講師 嵯峨稔雄)

第三回 十月七日(火)

「平元貞治と佐藤時之助」

「その時局認識をめぐって」

(講師 加藤民夫)

第四回 十一月十一日(火)

「伊頭園茶話が綴る近世秋田の暮らし」

(講師 渡部紘一)

C アーカイブズコース(四回)

歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方を対象に、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めることを目的として実施した。

第一回 七月十一日(金)

「秋田藩陪臣社会の構造」

「陪臣家筋取調書」の分析を通じて」

(講師 畑中康博)

第二回 八月八日(金)

「武士の日記を読む」(企画展解説会)

(講師 加藤昌宏)

第三回 九月二十六日(金)

「映像の記録『県政映画』誕生」

(講師 柴田知彰)

第四回 十一月七日(金)

「公文書から見る秋田のちよつといひ話」

(講師 戸嶋明)

公文書や映像資料を取り上げるなど古文書中心であった講座内容を拡張し、講座時間も一二〇分に拡大した。またコース制導入にもない申込方法を改めた。今年度はのべ三七四名の方に参加していただいた。来年度もより充実した講座を開講したい。(加藤昌宏)

三 研修・協議会

○国立公文書館研修

九月一日から五日まで実施。国や自治体、独立行政法人の公文書管理部門等の職員六十九名が参加した。その他、各府省からも部分聴講者約三十名が参加した。

講師は、国立公文書館職員を中心に、他の公文書館職員、資料保存の専門家などにより構成された。

研修内容は概ね以下の三つに大別された。

①国立公文書館で実際に行われている作業の流れについての講義（公文書等の移管、公文書の評価選別、目録作成、公開）

②公文書館実務に役立つ知識についての講義（公文書館制度、公文書の記録・保存方法、著作権制度等）

③グループ討論（テーマ 公文書の公開・非公開）

このうち、国立公文書館における公文書の公開に関する講義では、受入した全ての公文書は次の受入時までに公開区分を判断していること、判断基準は「利用規則」によって明文化されていること、一般利用者は利用制限について不服を申し立てることができることなど、先進的な取り組みについての説明を受けた。住民に対する行政の説明責任を果たすためには、迅速な公開に向けた態勢と、明確

な公開基準の整備が不可欠であることを再認識した。

その他、国立公文書館見学する機会もあり、利用者の請求から公開に至る経過を実際の目で確認することができた。

公文書館の業務全般を体系的に習得することができ、場であったことから、館の職員にとつては実務経験年数にかわりなく有意義な研修であると感じた。今後も継続的に開催されることを望む。（鈴木規人）

○文書管理セミナー「文書管理法（仮称）と自治体の対応」～避けて通れぬ保有文書の総点検～

本セミナーは七月三十一日、宇都宮市で開催された。

「文書管理法と地方公共団体の行政文書管理」

『行政文書管理』編集者 益田宏明

「栃木県立文書館における公文書の収集・保存の苦労と喜び」 栃木県立文書館 直井康幸

「芳賀町の文書管理」 芳賀町総務課 山本篤

国における公文書管理法整備の動きに伴い、地方自治体の公文書管理体制が問われるようになることが予想され、その情報収集を兼ねた研修として参加した。

まず益田氏は、公文書管理法制定時には地方へも文書管理の義務を課す可能性が強い、また国の文書管理に関する問題は、地方自治

体もほぼ同様の問題を抱えており、その解決の糸口になるとされ、国における文書管理の現状、文書管理法制定への流れ等を解説した。直井氏は栃木県立文書館の概略と課題を説明した後、平成十四・十五年度の県庁移転にもなう文書収集の際のエピソードを紹介されていた。また栃木県における文書管理や、公文書の評価選別基準に関する課題、学校への普及活動等を解説された。山本氏は現用段階からの文書管理を町職員への意識改革を通じて行った事例を報告された。当館でも県内市町村と連携した公文書保存に取り組んでおり、ここで得た情報を活かしていきたい。（煙山英俊）

○第三十四回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（奈良）大会

十一月十二日から十四日の三日間、奈良口イヤルホテルと奈良県立図書情報館を会場に「わたくしたちのアーカイブズ」公文書館法二十年と現在」を大会テーマとして掲げて開催された。当館からは館長以下三名が出席した。

公文書館法施行から二十年の節目となる本年は、アーカイブズに対する危機感から国において「公文書管理法」を制定する動きがある。これが地方自治体に波及してくれば、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が提唱し

続けてきた資料保存運動が全国的に盛り上がることは間違いない。しかし本大会に集った全国の文書館施設の職員の声を聞くと、予算や人員の不足、保存場所の問題、更には運営上の問題といったマイナス面が表面化している所が多かった。

とりわけ印象に残ったのは、大阪府の財政改革により廃館を余儀なくされた元大阪産業労働資料館職員の「資料保存をめぐる職員と府民との間の共通認識がもっと強ければ、『百年後の文書より今日のパンを』の議論に勝てたと思われてならない」の声である。

文書館施設が地域住民に資料活用之道をいかに切り開くのか、更に言えば、文書館施設が地域住民にどのような価値を創り出し、いかなる関係づくりをしたのか、その力量が問われる時代になったことを痛感した大会であった。

(畑中康博)

○特別講演会「文書管理法（仮称）の制定に向けて」公文書等の管理、保存の課題」

四月二十三日、中央大学駿河台記念館で開催。東京大学大学院法学政治学研究科教授、宇賀克也氏が講演された。文書管理法制定の目的は行政の説明責任の確保、効率化・透明化であり、公文書のライフサイクル全体を見通した法の制定が必要となつているとされた。さらに地方自治体への影響、民間に存在

する公文書等の問題、「文書」主義から媒体如何に関わらない「情報」管理の必要性、現用文書や中間書庫の問題、電子文書の原本性確保、長期保存対策、文書管理の「司令塔」機能の在り方、著作権法との関係、文書管理専門職員の問題などを、有識者会議の状況や諸外国の例などを織り交ぜながら解説された。

質疑応答では、各省庁における文書管理のガイドラインが機能しておらず、このままでは文書管理法を制定してもうまくいかないのでは、現用段階からの管理を厳密に行うような法整備が必要ではないか、との意見が出された。宇賀氏は、ZARAのような広く強い権限をもつ機関ができれば良いが、日本では各省庁の分担管理なので難しい。だが廃棄などの権限は文書管理統轄機関の長に移すべきで、実現可能であると思う、と述べられた。また、年金問題などの課題が山積しているが、現用段階から非現用まで記録をきちんと残していく体制がこの法令でできるのか、との質問には、文書のライフサイクル全体を考えて法を整備していくとされた。

(煙山英俊)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議
昨年度まで当館において行ってきた「市町村史料保存機関連絡会議」は、現用段階から整理・保存までを通じた公文書管理や、古文

書等歴史資料の保存・利用について情報を交換、共有するという目的をより明確にするため、今年度より「市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議」とした。十一月二十一日に開催し、県内十九市町村から二十七名の参加があった。今年度の会議テーマは「公文書等の整理・保存・公開がもたらす効果」とし、公文書等の適切な保存・活用が行政や住民にもたらす効果について考える場とした。

1. 基調講演「芳賀町の文書管理」

山本 篤（栃木県芳賀町総務課）

2. 報告「公文書等の整理・保存・公開がもたらす効果」

戸嶋 明（秋田県公文書館）

山本氏は、芳賀町の文書管理体制の再整備を職員の意識改革から始め、現用段階から今年度同様に開設した公文書館施設までのライフサイクル全体を見据えて行つた事例を紹介された。文書保存の意義や文書館活動の展望、文書取扱規程の改正や公文書管理条例の制定まで視野に入れた内容であった。当館職員からは公文書等の適切な保存・活用が行政や住民にもたらす効果や文書管理法の制定に向けた情報等に関する報告を行った。

情報交換では、大仙市のアーカイブズ構想の状況について報告があり、また横手市における文書管理や各市町村における文書管理に関する規程の改正状況、歴史団体や自治体史

編纂室、史料の整理状況等について情報が提供された。県内における文書管理への機運が高まってきたことを感じさせる内容が多く、今後も情報の共有化に努めるとともに資料保存の動きを注視していきたい。（煙山英俊）

四 資料調査等

○国立国会図書館憲政資料室

「青山小三郎関係文書」調査

四月二十三日・二十四日にかけて調査を行った。青山小三郎（貞）は秋田県第六代県令（知事）で、その関係文書が国会図書館憲政資料室に寄託されている。「青山小三郎関係文書」については仮目録が整備されており、これにもとづいて秋田県令、秋田県知事時代の資料調査を行った。以下に示した資料は、秋田県関係の記載があった資料である。なお、資料名の前にある数字は、仮目録の資料整理番号である。

159「簡記」「明治十九年六月調」とあり、県令就任にあたって、秋田県の概要を記したものと考えられる。

160「日記」「明治十九年二月二十六日～二十年二月二十六日の業務日記。県令任官、赴任、赤川前県令との引き継ぎ、地方官会議、大館町焼失調、管内人口、土族人員数記録、畜産協議会員名簿など。

161「緊要筆記」表紙には「秋田知事在職中」「明治廿年」とある。郡会議員数減、中学校長人選、町村制改正調査などが箇条書きされているが、内容とは必ずしも一致しない。他に、県参事会当選人物、町村合併に関する会議録、県内小学校総数、小学校訓導総数、学生就学児童数など。

162「秋田城古瓦考」明治二十二年五月十日、青山小三郎の質問に答える形で、大友道恒、真崎勇助が、古代秋田城についての解説を述べている。

163「陸中国鹿角郡錦木塚縁起」錦木塚についての由来書。鹿角郡役所の野紙が使用されている。

166「在職之記」四丁目の枠外に「秋田県在職之記」、本文は「秋田県令在職中要録」とあり、明治十九年三月～二十三年一月までの秋田県令・知事就任から次の知事への引き継ぎまでを概観して記載。

173「吹寄」樺太に渡ったときの覚書と思われ、北蝦夷語（アイヌ語）の単語を記載。秋田土崎之湊・野代・象潟・庄内坂田・野辺地などの港湾に関する記述が少しある。

なお、「青山小三郎関係文書」は青山家が国立国会図書館に寄託している資料のため、複写等には所蔵者の承諾を得る必要がある。

（煙山英俊）

○行政委員会等公文書保存状況調査

当館では歴史的価値の高い資料を整理・保存するとともに、一般への公開を行うため、知事部局及び県教育委員会からの公文書を引き継いでいるが、教育委員会・選挙管理委員会を除く行政委員会等（議会事務局・人事委員会・監査委員・労働委員会・公安委員会及び警察本部・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会・公営企業課）の公文書については引継ぎが進んでいない状況にある。

このため、それらの引継ぎされていない公文書等の種類、数量及び保存状況を把握し、引継ぎを促進するための調査および打ち合わせを十月十五日～二十二日に実施した。調査前には各行政委員会等に調査票を送付し、概要を記入していただいた。調査では文書管理の状況や規程等について聞き取りをするとともに、保存期間が経過した公文書の引継ぎについて話し合うことができた。また書庫など保存環境についても調査を行った。公文書管理については目録に不備な点が見られる委員会もあつたが、各委員会とも概ね適切になされていた。

調査を行った行政委員会には十一月十九日、知事公室長名で公文書の引継ぎと公文書館へ原課で保存期限が経過した公文書の引継ぎができるよう文書管理に関する規程等の改

正を行うよう依頼した。今後も県の各組織と緊密な連絡を取りつつ、より適切な公文書の引継ぎがなされるようにしていきたい。

(煙山英俊)

○古文書県外資料所在調査

九月十七日 千葉県文書館

昨年度につづき、千葉県文書館所蔵の「江戸川区佐藤(正)家文書」を調査した。秋田藩の家老をつとめた梅津忠宴の日記八冊と梅津忠国の日記写一冊の全九点を、今年度はマイクロフィルムで撮影した。

マイクロ撮影により収集した資料については、複製本を作成し、当館閲覧室内に開架して一般の利用に供している。

(加藤昌宏)

○県内資料所在調査

古文書班では今年度から2巡目の県内資料所在調査を始めた。今年度の調査は次の3市。

十一月六日(木) 湯沢市教育委員会

湯沢市立湯沢図書館

十一月二十六日(水) 大仙市教育委員会

美郷町岩屋家

十二月九日(火) にかほ市象潟郷土資料館

仁賀保勤労青少年ホーム

当館では、古文書班によって、平成六〇三年にかけて、県内市町村の資料所在調査と

して、合併前の旧六十九市町村の教育委員会・図書館・資料館・個人宅などの史料の調査を行った。その後、公文書班によって、平成十七〇十八年にかけて、市町村公文書等保存状況調査として、市町村合併に伴う公文書の保存や災害対策などで行政文書の担当者を訪問した。

急激な市町村合併は、古文書の保存にも大きな影響を与えていると思われる、合併後の状況の確認を目的に、再び古文書班による調査を今年度より開始した。

前回の調査結果の報告をもとに、管内の古文書所在の把握状況、散逸の恐れや整理についての助言等が出来ればと考えている。

これまで市町村には現地保存優先でお願いしてきたが、今後は貴重資料のマイクロフィルムによる収集等も考慮していきたい。

各市町村とも合併に伴う人員削減や財政難など困難な面を抱えていることが伺われる。地域の貴重な資料保存のために、連携できることを模索していきたい。何かあれば市町村から気軽に相談してもらいたい。

これから三年ほどを目途に、来年以降も継続して全二十五市町村の調査を行う予定である。各市町村のご協力をお願いしたい。

(佐藤 隆)

五 寄贈資料

○「今村義孝収集資料」一式

(平成二十年四月十日付)

○①昭和三十三年度 創設十周年記念映画

「第四回秋田県総合体育大会」

②昭和五十九年度 全国高等学校総合体育大会記録映画フィルム

○「金光家文書」百十七点

(平成二十年十二月十二日付)

(平成二十年十二月二十六日付)

六 当館刊行物

(刊行物については年度内のものを示す)

○『秋田県庁文書群目録』第六集

明治四十年〇大正十五年

○『宇都宮孟綱日記』第四卷

嘉永元年一月一日〇安政二年六月十日

○『公文書館だより』第二十三号

○企画展パンフレット『武士の日記を読む』

○『古文書倶楽部』第二十二〇二十七号

〈 各公文書館からの受贈刊行物 〉

(2008.1～12)

発行機関	資料名
独立行政法人 国立公文書館	北の丸 第40号 国立公文書館報
	アーカイブズ 第31号～第33号
	公文書館専門職員養成課程修了研究論文集 平成19年度
	国立公文書館年報 第37号 平成19年度
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館	国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第4号 (通巻第39号)
	国文学研究資料館史料目録 第85集 岡山・広島・鳥取県下市町村役場引継文書目録～第87集 信濃国松代真田家文書目録 (その8)
宮内庁書陵部	書陵部紀要 第59号 平成19年度
防衛省防衛研究所	NIDS戦争史研究国際フォーラム報告書 太平洋戦争の新視点―戦争指導・軍政・捕虜― 平成19年9月26日
	戦史研究年報 第11号
外務省外交史料館	外交史料館報 第21号
国立国会図書館	図書館調査研究レポート No.9 地域資料に関する調査研究
	国立国会図書館月報 No.565 平成20年4月号～No.572 平成20年11月号
北海道立文書館	北海道立文書館史料集 第二十三 北海道庁例規目録 明治十九年～二十九年
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館研究紀要 第29号、第30号
	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第38集 県内諸家寄託文書 (32)、第39集 県内諸家寄託文書 (33)
	茨城県史研究 第92号
茨城県立歴史館	茨城県立歴史館史料目録 52 かすみがうら市雪入石塚家文書目録 (一)
	茨城県行政文書目録 (7) 行政資料目録12 (1968～1969)
	茨城県立歴史館報 第35号
	茨城県立歴史館史料叢書 11 鹿島神宮文書 I
	茨城県立歴史館運営要覧 平成20年度
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第37集 小貫敏尾家文書 (追加分)
	学校教材史料集 第4号 一授業に使うとちぎの史料―
	栃木県立文書館研究紀要 第12号
	栃木県立文書館年報 第22号 平成19年度
群馬県立文書館	ぐんま史料研究 第25号
	群馬県行政文書件名目録 第19集 明治期庶務・秘書・統計編
	群馬県立文書館双文 VOL.25
埼玉県立文書館	群馬県立文書館収蔵文書目録 26 前橋地区諸家文書 (1)
	埼玉県立文書館紀要 第21号
	埼玉県立文書館収蔵文書目録 第47集 坂本家文書高橋 (周) 家文書目録
	埼玉県立文書館要覧 第26号 平成20年度
千葉県文書館	千葉県文書館収蔵文書目録 第二十一集 袖ヶ浦市奈良輪 鳥飼家文書目録 (上)
	千葉県の文書館 第13号
東京都公文書館	東京都行政資料集録 平成18年度
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成19年度
新潟県立文書館	新潟県立文書館研究紀要 第11号
	新潟県立文書館年報 第16号 平成19年度
富山県公文書館	富山県公文書館文書目録 歴史文書二十三
	富山県公文書館年報 第20号 平成18年度
福井県文書館	福井県文書館研究紀要 第5号
	福井県文書館県史講座記録 グリフィスの福井生活
	福井県文書館年報 第5号 平成19年度
長野県立歴史館	長野県立歴史館収蔵文書目録 6 清水家文書、7
	長野県立歴史館研究紀要 第14号
	長野県立歴史館年報 第10号 2007年度
	長野県立歴史館企画展示図録 夏季企画展 「大庄屋って何?―安曇郡・清水家文書の三五〇年―」 平成20年度
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館所蔵行政文書簿冊総目録、京都府立総合資料館所蔵行政文書簿冊総目録 2
	京都府立総合資料館紀要 第36号
	東寺百合文書展 第二十三回 南北朝期の群像
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館紀要 第13号
鳥取県立公文書館	鳥取県立公文書館研究紀要 第4号
岡山県立記録資料館	岡山県立記録資料館企画展示図録 企画展 「近代のみち～岡山県の道路交通網整備～」 平成19年度
	岡山県記録資料叢書 3 岡山県史料 三
	岡山県立記録資料館紀要 第3号
	岡山県立記録資料館所蔵記録資料目録 第3集 勝山藩家老九津見家資料
広島県立文書館	岡山県立記録資料館年報 平成19年度
	広島県立文書館資料集 5 村上家乗 元治元年・慶応元年

発行機関	資料名
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第35号
	行政文書件名目録 1 山口県布達達書Ⅰ ―明治4～10年―
	山口県文書館諸家文書目録 8 平生町佐島佐川家文書 第一分冊
	山口県文書館年報 平成19年度
徳島県立文書館	徳島県立文書館研究紀要 第5号
	徳島県立文書館企画展示図録 第34回企画展 「古文書の中の子ども」
	徳島県立文書館年報 第11号 平成19年度
香川県立文書館	香川県立文書館文書目録 第11集（撮影分） 讃岐国多度郡新町村 富井家文書目録
	香川県立文書館紀要 第12号
	大分県公文書館 大分県公文書館事業年報 平成19年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第10号
大阪市公文書館	大阪市公文書館研究紀要 第20号
	大阪市公文書館年報 第20号 平成19年度
	広島市公文書館 広島市公文書館所蔵資料目録 第38集 広島市域地形図原図目録
福岡市総合図書館	福岡市公文書資料目録 (CD-ROM版) 平成19年度版
	福岡市総合図書館研究紀要 第8号
	福岡市総合図書館古文書資料目録 13 平成19年度
	藤沢山日鑑 第二十六巻
藤沢市文書館	藤沢市文書館紀要 第三十号
	藤沢市史研究 第41号
	藤沢市史新聞記事目録 横浜貿易新報 昭和六年～昭和七年
	松本市文書館 松本市文書館紀要 松本市史研究 第18号 (平成19年度)
尼崎市立地域研究史料館	尼崎市立地域研究史料館紀要 地域史研究 第37巻第2号 (通巻105号)、第38巻第1号 (通巻106号)
天草市立天草アーカイブズ	天草市立天草アーカイブズ年報 第4号 平成18年度～第6号 平成20年度
寒川文書館	寒川文書館年報 第1号 平成18・19年度

〈 県内市町村史関連図書 〉

発行機関	資料名
秋田市	秋田市歴史叢書 2 平沢通有日記 2
	秋田市豊岩のやまばげ調査報告書 石田坂・居使・中島・前郷・小山
	黒澤家日記解説資料集 (九) 黒澤家日記 天保四年
	秋田市水道百年史
	秋田市の図書館要覧 2008
	創立十周年記念誌
能代市	能代市史 通史編Ⅰ 原始・古代・中世
横手市	横手市文化財調査報告 第10集 樋向遺跡・石塚Ⅰ遺跡―経営体育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一、第11集 遺跡詳細分布調査報告書―経営体育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―
	横手市史 史料編 近現代Ⅰ、通史編 原始・古代・中世
	横手市史叢書 10 史料編中世 補遺Ⅰ
	横手市郷土資料館紀要 横手市郷土資料館資料集第3集 平成19年度
	山内歴史・文化便覧
	大館郷土博物館研究紀要 第8号 火内
	大館市文化財調査報告書 第1集 男神遺跡発掘調査報告書、第2集 大館市内遺跡詳細分布調査報告書
大館市	比内の歴史
	秋田わか杉国体ハンドボール競技会の記録 (成年男女・少年男子) (DVD) 2007年10月4日～10月8日
	秋田わか杉国体感動の記録 2007
鹿角市	鹿角市文化財調査資料 92 秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書―草木地区・高屋地区は場整備事業関連遺跡分布調査― 一清水遺跡・上屋布Ⅱ遺跡
	範囲確認調査一、93 特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書 (24)
	上津野 第33号
大湯村	大湯村歴史すごろく 歴史編 生活編
雄和町	石井露月資料室所蔵資料解説書
美郷町	美郷町埋蔵文化財調査報告書 第6集 城方小屋遺跡・森崎Ⅱ遺跡―経営体育成基盤整備事業 (本堂城回地区) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一、第7集 町内遺跡詳細分布調査報告書 一平成16年11月～平成19年10月一
	大仙市文書目録 第3集 仙北地域 (1) 太田地域 (3)
	筑波根日記、筑波根日記 (DVD)

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
財務省	租税史料年報 平成18年度版
	租税史料目録 昭和編（Ⅳ） 《昭和31年～昭和40年》
	租税史料室特別展示図録 特別展示「所得税のあゆみ―創設から申告納税制度導入まで―」 平成19年度
	租税史料叢書 第二巻 地租関係史料集Ⅱ～田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで～
厚生労働省	「秋田労働局雇用施策実施方針」 ～秋田県と連携した「ものづくり産業」を中心とした人づくり～ 平成20年度
	労働市場年報 平成19年度
経済産業省	工業統計表 産業編（概要版） 平成18年
国土交通省	東北運輸局秋田運輸支局業務概要 平成19年版、平成20年版
その他	山田羽書関係史料 （Ⅰ） 一寛政期羽書改革の記録―
	国立歴史民俗博物館資料目録 7 直良信夫コレクション目録
	国立歴史民俗博物館要覧 平成20年度版
	歴博 第145号 特集 学びの風景～第151号 特集 住宅―男の空間・女の空間―

〈 県外自治体史 〉

発行機関	資料名
北海道	えべつ の 歴史 増刊号 ―市民がつくるまちのれきし―
	新札幌市史 第八巻Ⅱ 年表・索引編
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第14号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター調査研究報告書 4 吉田巖書誌
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 2007(平成19年度)
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 企画展図録別冊 「アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 渡島／檜山／津軽海峡」 2008
	弘前市立博物館所蔵資料調査報告書 津軽家印章 糸印
青森県	青森県史叢書 岩木川流域の民俗 平成19年度
	青森県史 資料編 古代2 出土文字資料
	新編八戸市史 近現代資料編Ⅱ、近世資料編Ⅱ
岩手県	岩手県立博物館研究報告 第25号
	岩手県立博物館年報 平成19年度
宮城県	東北歴史博物館研究紀要 9
	東北歴史博物館年報 平成19年度
	波伝谷の民俗 ―宮城県南三陸沿岸の村落における暮らしの諸相―
	東北歴史博物館北海道開拓記念館新潟県立歴史博物館展示図録 三館共同企画展 「古代北方世界に生きた人びと―交流と交易―」 2008
	東北歴史博物館鹽竈神社博物館瑞巖寺宝物館特別展示図録 三館共同企画 特別展 「塩竈・松島―その景観と信仰―」 平成20年
	仙台市史 通史編6 近世1、資料編9 仙台湾の文学芸能
	仙台市博物館特別展示図録 世界遺産「武家の古都・鎌倉」登録推進・特別展 「武家文化の精華―金沢文庫・称名寺の名宝―」 平成20年度
	市史せんだい Vol.18 座談会 戦中戦後の川内付近
	会津若松市史 9 歴史編9 大正戦前 会津、大正から戦中へ、20-1 文化編7 美術工芸1 会津の絵画と書 近世から現代まで
	会津若松市史研究 第九号、第十号
福島県	原町市史 第十一巻 特別編Ⅳ 「旧町村史」
	北会津村史 第二巻 資料編
	郷土ひたち 第57号、第58号
茨城県	十王町史 地誌編
	栃木県
栃木県	小山市立博物館文書館開館記念展示図録 第7回収蔵展 「まちのアルバムくらしのアルバム」 平成19年度
	小山市立博物館企画展示図録 開館25周年記念 第53回企画展 「小山評定と鎧武者たち～伊澤コレクションとともに～」
	群馬県
群馬県	新編倉瀬村誌 第一巻 資料編Ⅰ 原始・古代 中世 近世、第二巻 資料編Ⅱ 近代 現代
	埼玉県
埼玉県	行田市郷土博物館企画展示図録 開館20周年記念第21回企画展 「忍城主成田氏」 平成19年度
	埼玉県史料叢書 6（上） 入間・熊谷県史料―
	さいたま市新聞記事目録 平成18年版

発 行 機 関	資 料 名
千葉県	伊能忠敬記念館年報 第9号 平成18年度
	佐倉市史 巻一～巻四
	佐倉市史 民俗編
	佐倉市史研究 第2号～第10号、第17号～第21号
	千葉県史研究 第16号
	千葉県の歴史 通史編 近世2、資料編 近現代3（政治・行政3）
	松戸市立博物館紀要 第15号
	松戸市立博物館年報 第15号 平成19年度(2007)
東京都	品川歴史館紀要 第22号
	しょうけい館施設のご紹介 (DVD)
	東京市史稿 産業篇 第四十九
	東京都江戸東京博物館研究報告 第14号
	東京都江戸東京博物館資料目録 長板中形型紙Ⅰ・Ⅱ
	豊島区立郷土資料館企画展示図録 企画展 「A・LA・SUGAMO（あ・ら・すがも）一中山道と巣鴨地域」 2007年度
	豊島区立郷土資料館調査報告書 第二十集 豊島の集団学童疎開資料集（9）日記・書簡編Ⅷ―長崎第二国民学校（その2）長崎第三国民学校―
	豊島区立郷土資料館研究紀要 第17号 生活と文化
	町田市立自由民権資料館紀要 自由民権21 特集 『武相自由民権史料集』を繙く
	民権ブックス 21 民権期武相の新聞・雑誌
	（財）横浜市ふるさと歴史財団年報 平成18年度版
	金澤文庫研究 第320号、第321号
	寒川町史研究 第21号
	寒川町史調査報告書 16 一占領軍時代の寒川町警察―
神奈川県	藤沢市教育史 通史編 近代
	横須賀市史資料所在目録 第3集
	市史研究横須賀 第7号
	『実業之横浜』目次・索引
	石井光太郎文庫目録 横浜開港資料館所蔵 第1集 和装本之部
	横浜開港資料館紀要 第26号
	横浜開港資料館総合案内たまくす
	横浜都市発展記念館紀要 No.4
	福井市立郷土歴史博物館研究紀要 第8号～第10号
	福井市史 通史編2 近世
	長野県
長野県	中野市文化財調査報告書 第5集 東江部村山田庄左衛門家文書目録Ⅲ
	松代文化施設等管理事務所企画展示図録 企画展 「川中島の戦いを科学する」 平成19年度
	松代 第21号 〈付・年報〉 (2007年)
	松代文化財ボランティアの会報告書 真田家伝来古銭拓本集 (2007年版)
	真田家の菩提寺 長国寺調査報告書
	真田宝物館企画展示図録 企画展 「これなあに！？江戸時代の好奇心」 平成20年度
	岐阜県
	岐阜県歴史資料館蔵史料図録 開館30周年記念 飛騨・美濃の古地図と史料～飛騨郡代高山陣屋文書・美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書～
岐阜県	岐阜県歴史資料館報 第31号
	静岡県
静岡県 愛知県	図録・博物館 徳川家康と駿府大御所時代 大御所四百年祭開催記念
	愛知県史研究 第12号
	新修名古屋市史 資料編 考古1、資料編 自然
	一宮市博物館特別展図版目録 秋季特別展 「没後50年 川合玉堂名品展」 平成19年度
	一宮市博物館年報 (10) 平成17・18年度
	三重県
三重県	三重県史 資料編 考古2、資料編 近世3（上）
	三重県史研究 第23号
	三重県史資料調査報告書 22 三重県古代史資料一覧 付 伊勢神宮補任関係史料
	三重県史資料叢書 4 北畠氏関係資料 一記録編一
大阪府	新修大阪市史 史料編第六巻 近世1 政治1
	大阪の歴史 第69号 2007、第70号 2007
兵庫県	兵庫のしおり 第10号
岡山県	邑久町史 史料編別冊 邑久郡大手鑑
山口県	山口県史 通史編 原始・古代
	山口県史 史料編 近世4、近代5
	山口県史研究 第16号
徳島県	阿波踊り 一歴史・文化・伝統

発行機関	資料名
愛媛県	愛媛県歴史文化博物館企画展示図録 企画展 「戦国南予風雲録 ―乱世を語る南予の名品―」 平成19年度、テーマ展 「おひなさま」 平成20年度
	愛媛県歴史文化博物館特別展示図録 特別展 「愛媛と戦争～伝えたい戦争の記憶・平和な未来へ～」 平成20年度
	愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第13号
	愛媛県歴史文化博物館年報 平成19年度
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 No.16
福岡県	志摩町文化財調査報告書 第29集 志摩町所在被災史料目録 福岡県西方沖地震被災にともなう緊急史料調査
	大分県立先哲史料館研究紀要 第12号
大分県	大分県先哲叢書 前野良沢 資料集 第一巻
	佐土原藩嶋津家江戸日記 (九)
	宮崎県文化講座研究紀要 第三十四輯 (旧宮崎県地方史研究紀要) 平成19年度

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
秋田大学史学会	秋大史学 第54号
秋田大学教育文化学部日本アジア文化講座石川研究室	江戸期の秋田漢詩文訳読 第四集 秋田市声体寺亀跌碑訳読 平成20年度
ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所	教養・文化論集 第3巻第1号(通巻第4号)、第3巻第2号(通巻第5号)
ノースアジア大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第3号 校名変更記念号・千葉康弘教授退任記念号、第4号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 第12号 2007
秋田公立美術工芸短期大学2008年卒業・修了制作展実行委員会	秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作作品集
弘前大学国史研究会	国史研究 第124号
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究室紀要 通巻第48集 2006年度、通巻第49集 2007年度 東北文化資料叢書 第三集 船形山の民俗 吉田潤之介採訪資料
東北大学学術資源研究公開センター史料館	東北大学史料館紀要 第3号
東北学院大学東北文化研究所	東北文化研究所紀要 第39号
山形大学歴史・地理・人類学研究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第9号
東北芸術工科大学東北文化研究センター	東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要 第7号
米沢史学会	米沢史学 第24号
新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野	災害と資料 第2号
新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野 新潟歴史資料救済ネットワーク	新潟県中越沖地震被災地刈羽村民俗資料収蔵庫資料搬出作業の記録 (DVD)
新潟大学人文学部地域文化連携センター 新潟歴史資料救済ネットワーク	山古志民俗資料館収蔵品救出プロジェクトの記録 (DVD) 2005年5月21日～22日
大阪大学文学会	待兼山論叢 第41号 史学篇 2007
九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第五十一号
京都大学大学文書館	『戦後学生運動関係資料』解説・目録 総長裁量経費プロジェクト 平成19年度
高知海南史学会	海南史学 第46号
佐賀大学附属図書館地域学歴史文化研究センター	市場直次郎コレクション目録
信大史学会	信大史学 第32号 2007年
鳴門史学会	鳴門史学 第二十一集 2007
日本近代史研究会	近代史料研究 第7号 2007
広島史学研究会	史学研究 第259号～第261号
広島大学文書館	広島大学文書館外部評価報告書
	広島大学文書館紀要 第10号
歴史人類学会	史境 第50号～第55号
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第28号
京都大学大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要 第6号
広島史学研究会	史学研究 第262号
佐賀大学地域学歴史文化研究センター	佐賀大学・小城市交流事業特別展示図録 特別展 「黄檗僧と鍋島家の人々―小城の潮音・梅嶺の活躍」
	佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第2号

発行機関	資料名
滋賀大学経済学部附属史料館	伊藤長兵衛家文書目録 滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第41号
千葉大学大学院人文社会科学研究所	千葉大学大学院人文社会科学研究所プロジェクト研究成果報告書 第172集 記録史料に関する総合的研究Ⅴ 記録史料をめぐる近世と現代 2006～2007年
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所研究紀要 第18号 東京大学史料編纂所報 第42号 2006年度
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第49号 2008
高崎経済大学	高崎経済大学特別研究報告書 初年次教育としてのアカデミック・リテラシー教育に関する基礎的研究 平成19年度
高崎経済大学経済学会	高崎経済大学論集 第50巻第3・4合併号(通巻178・179号) 武井昭教授・山崎益吉教授・木暮至教授・三浦達司教授・石井満教授・石井伸男教授退職記念号、第51巻第1号(通巻180号)
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第10巻第2号～第4号、第11巻第1号～第2号
京都女子大学史学会	史窓 第65号
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第二十六号 一史学科開設四十周年記念号一
学習院大学史学会	学習院史学 第46号
関西大学史学・地理学会	史泉 第107号、第108号
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第3号 近代日本研究 第24巻 特集 慶應義塾創立百五十年・慶應義塾福沢研究センター開設二十五年 2007、第25巻 特集 慶應義塾創立百五十年・慶應義塾福沢研究センター開設二十五年 2008
慶應義塾福沢研究センター	皇学館論叢 第41巻第2号(通巻241号)
皇学館大学人文学会	国史学 第193号～第195号
国史学会	国史学 第12号
国士館大学史学会	創価大学人文論集 第20号
創価大学人文学会	中央史学 第31号
中央史学会	中央大学史紀要 第13号 2007
中央大学史料委員会専門委員会	帝京史学 第23号
帝京大学文学部史学科	史叢 第76号～第78号 東洋史特集号
日本大学史学会	法政史学 第69号
法政大学史学会	史学 第77巻第1号
三田史学会	龍谷史壇 第126号～第128号
龍谷大学史学会	皇学館論叢 第40巻第6号(通巻239号)、第41巻第1号(通巻240号)
皇学館大学人文学会	駿台史学 第134号
駿台史学会	神戸女大史学 第25号
神戸女子大学史学会	民具マンスリー 第40巻第11号～第41巻7号
神奈川大学日本常民文化研究所	聖園学園短期大学研究紀要 第38号
聖園学園短期大学	大阪商業大学商業史博物館紀要 第7号、第8号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館資料目録 第11集 中谷コレクション2 博覧会関係
鷹陵史学会	鷹陵史学 第34号
中央大学入学センター事務部大学史編纂課	中央大学史資料集 第二十集
南山大学史料室	アルケイア 2 一記録・情報・歴史一
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第39巻第3号(通巻第154号) 比較文化特集号～第40巻第2号(通巻第157号) 2008
法政大学史学会	法政史学 第70号
明治大学	大学史紀要 第12号 明治大学人権派弁護士研究Ⅰ 布施辰治研究
明治大学史資料センターグループ	大学史資料センターグループ報告 第29集 大学史活動

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
(秋田県知事部局) 知事公室	秋田県地域防災計画 震災対策編、一般災害対策編 平成20年2月修正
総務企画部	秋田県税務統計書 No.55 平成18年度 秋田県における市町村合併の記録 市町村公営企業概要 (平成18年度決算) (その1)、(その2) 平成19年度版 県税のあらまし 平成20年度
学術国際部	秋田県農林水産技術センター畜産試験場研究報告 第22号 秋田県の工業 工業統計調査結果 平成18年 秋田県健康環境センター年報 第2号 平成18年度 産業技術総合研究センター業務年報 平成18年度

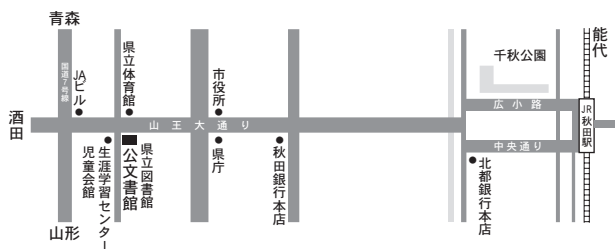
発行機関	資料名
健康福祉部	秋田県地域ケア体制整備構想
	秋田県医療費適正化計画
	国民健康保険事業状況 平成18年度
	秋田県医療保健福祉計画
	地域医療連携計画 (秋田県医療保健福祉計画 第5章)
	秋田県健康福祉部医務薬事課業務概要 平成19年度、平成20年度
	健康秋田21計画、健康秋田21計画 改定版 ー健康長寿あきたの実現をめざしてー
	地域ケアフォーラム報告書 Part 1 ー医療・保健・福祉・介護の連携を求めてー
生活環境文化部	秋田県福祉相談センター業務概要 (平成19年度実績)
	あきたの男女共同参画 年次報告 平成19年度、平成20年度
農林水産部	秋田県農林水産業累年統計表
	秋田県農林水産業関係施策の概要 平成20年度
	稲作指導指針 平成20年度
	農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成19年度
	作況ニュース 第8号 総括版 平成13年度、総括編 平成19年度
	水稻作柄年表 作況ニュース総括資料編 昭和30年～平成19年
	秋田県ものづくり成長プラン ー「技術・人材立県あきた」の実現に向けた取り組みー
産業経済労働部	秋田県計量検定所業務概要 平成19年度
	秋田県観光統計 (秋田県観光客入込・動態調査) 平成19年
	大館能代空港業務概要 2007
建設交通部	南部流域下水道事務所業務概要 南部流域 2008
	公有財産内訳書
出納局	鹿角地域振興局普及年報 平成19年度
地域振興局	北秋田地域振興局業務概要 (平成19年度)
	能代山本の農林水産業 平成20年度
	秋田地域振興局福祉環境部事業概要 (平成19年度)
	秋田地域農林業施策の概要 平成20年度
	由利地域の農林水産業 平成20年度
	仙北地域振興局普及年報 平成19年度
	秋田県遺跡地図 (平鹿地区版)
(秋田県教育委員会) 教育庁各課	秋田県文化財調査報告書 第440集 払田柵跡調査事務所年報 払田柵跡 第135次・136次調査概要 2007
	出羽路 第143号
	秋田県立図書館要覧 平成20年度
図書館	秋田県生涯学習センター要覧 平成20年度
生涯学習センター 埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第426集 釈迦内中台 I 遺跡――一般国道7号大館西道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴー～第439集 遺跡詳細分布調査報告書
	秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第22号
	秋田県埋蔵文化財センター年報 26 平成19年度
	国民体育大会冬季大会スキー競技会 第37回 昭和57年2月18日(木)～21日(日)
	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成19年度
その他	秋田県小児療育センター業務概要 H20
	秋田県議会史 第五巻
	人事委員会年報 (平成19年度版)
議会事務局	秋田のまもり 安全で安心なあきたを目指して 平成20年
人事委員会事務局	
公安委員会	

開 館 時 間

- 平日（４月～１０月）・・・午前１０時～午後８時
（１１月～３月）・・・午前１０時～午後７時
- 土曜・日曜日・祝日・・・午前１０時～午後６時

休 館 日

- 毎月１回（平日の初日〈１２月、１月を除く〉）
- 年末年始（１２月２８日～１月３日）
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第十五号

平成二十一年三月十六日発行

編集
発行
秋田県公文書館

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

電話 〇一八（八六六）八三〇一

印刷
有限会社 暁印刷

秋田市保戸野千代田町七―三一

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、
その経費は一部あたり二六〇円です